

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 三浦 逸広	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
1 最低居住面積水準未達率	4.2%	平成25年	-	-	-	4.0%	-	/	早期に解消	令和2年	健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)に基づき、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。		
2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①42% ②37%	平成25年	-	-	-	①42% ②39%	-	/	①47% ②45%	令和2年	世帯全体では約半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、引き続き子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(令和7年)、大都市圏:50%(令和7年))に基づき、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
3 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	84.2%	平成28年度	-	84.2%	88.6%	86.4%	88.6%	/	平成28～令和7年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割	-	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(平成28～令和7の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割)を設定したものの。		
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.1%	平成26年	2.2%	2.4%	2.4%	2.5%	集計中	/	3.1%	令和2年	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(4%(R7))を基に、初期値とR7の目標値との差を按分し、R2年の数値を形式的に設定したものの。		
5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77%	平成26年度	78%	77%	78%	77%	75%	/	84%	令和2年度	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(90%(R7))を基に、初期値とR7の目標値との差を按分し、R2年の数値を形式的に設定したものの。		
6 都市再生機構団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)の地域の医療福祉拠点化	0団地	平成27年度	0団地	6団地	22団地	49団地	84団地	/	100団地程度 ※令和7年度までに150団地程度	令和2年度	団塊世代が後期高齢者となる令和7年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のUR団地の再編等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。大都市圏のUR団地(おおむね1,000戸以上の約200団地)を対象に医療福祉拠点化に取り組むこととしているが、中期目標期間(平成26～30年)の5年間でその半分である100団地程度で取り組みに着手し、令和2年度までに100団地程度、令和7年度までに150団地程度の拠点を形成することとする。		
7 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】	0割	平成26年度	0.3割	2.1割	4.5割	6.0割	-	/	おおむね8割	令和7年度	空き家対策の展開を促進する指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(おおむね8割(令和7年))を設定。【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】		
8 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】	318万戸	平成25年	-	-	-	349万戸	-	/	400万戸程度におさえる	令和7年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(令和7年))から設定。【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】		
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)									
(1) 公的賃貸住宅の管理等 (平成18年度)	0001	11,849 (11,125)	15,317 (13,822)	11,844 (11,541)	11,524	平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減等を実施するとともに、公営住宅整備事業をはじめとする住宅建設事業の効率的かつ効果的な推進のための調査を実施。	1.2	家賃の低減に係る補助実施戸数 最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。					

(2) 公営住宅整備等事業(平成26年度)	0002	2,960 (1,597)	12,925 (11,213)	24,675 (22,979)	1,800	既存の公営住宅等について、大規模な改修と併せて、地域の住民も利用可能な子育て支援施設や高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対する支援及び、公営住宅法に基づき災害において滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸するために公営住宅を建設等する場合の工事費の補助を実施。 なお、公的賃貸住宅のストックを長寿命化するための先導的取組に対する支援については、平成29年度で新規の事業採択を終了している。	1	福祉連携型公的賃貸住宅改修事業を実施している団地数  地方公共団体による早期の災害公営住宅整備を支援する
(3) 住宅金融支援機構(平成19年度)	0003	25,310 (25,310)	25,132 (25,132)	26,954 (26,954)	28,704	民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を通じて、省エネルギー性等に優れた住宅の供給促進及び地方公共団体と連携して、子育て環境の整備促進等を行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.25%の金利引下げ、平成29年4月より、フラット35子育て支援型(子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政支援とあわせてフラット35の金利引下げ)当初5年間0.25%の金利引下げ及びフラット35の9割超融資の0.255%の金利引下げ(平成24年度以前申込分)。	1	
(4) 都市再生機構(賃貸住宅事業)(平成22年度)	0004	7,732 (7,732)	6,519 (6,519)	4,773 (4,773)	4,402	機構が、既存機構賃貸住宅のバリアフリー化や住棟の耐震化等の事業を実施することで、機構賃貸住宅ストックの有効活用、市場の需要に適合した住宅の提供及びストック再生・再編事業の円滑化を図るとともに、ストック再生・再編により生み出される整備敷地等を活用した医療・介護・子育て施設等の誘致と合わせて地域医療福祉拠点化を推進する。	6	
(5) 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(令和2年度)	新02-0001	-	-	-	1,050	以下の事業に対し、定額補助を行う。 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会・居住支援法人等による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する事業 ・公営住宅に係るPPP/PFI事業の普及を図るため、PPP/PFIに関するノウハウのあるコンサル等の実務者への助成を通じて、基本構想策定段階における必要な支援を実施する事業 ・改正入管法施行による外国人受入れ拡大等に対応し、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の受入れ等に係る課題解決に向けた実態調査や全国研修会等を行う事業 ・セーフティネット住宅の計画的な維持管理による安定的な住宅セーフティネットの確保に向け、セーフティネット住宅における建物診断・長期修繕計画の策定とこれに基づく計画修繕の実施等を推進する事業	2.4	居住支援協議会の活動支援を実施した居住支援協議会数 公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る支援を実施した地方公共団体数 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の受入れ等に係る全国研修会等の実施件数 セーフティネット住宅等における計画修繕の実施を推進するための講習会の開催件数  令和2年度までに住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数を17.5万戸とする。 令和2年度までに居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体に占める割合を80%に引き上げる。 公営住宅分野において、平成28から平成30年の期間内に、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化する。 最低居住面積水準未済世帯の早期解消を目指す。
施策の予算額・執行額		48,301 (46,161)	60,632 (57,336)	69,056 (66,975)	47,480	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する							担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 三浦 逸広		
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
9 既存住宅流通の市場規模 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】	4兆円	平成25年	-	-	-	4.5兆円	-	/	8兆円	令和7年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(8兆円(令和7年))から設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
10 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】	5%	平成26年度	-	-	-	12%	-	/	20%	令和7年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合(20%(令和7年))から設定。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】				
11 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	46%	平成25年度	-	-	-	53.6%	-	/	60%	令和2年度	分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(H28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(70%(R7))をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。				
12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.5%	平成26年度	11.4%	11.2%	11.3%	11.5%	12.1%	/	16%	令和2年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値(20%(令和7年))を基に、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したものの。				
13 リフォームの市場規模	7兆円	平成25年	-	-	-	7兆円	-	/	12兆円	令和7年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(12兆円(令和7年))から設定。				
14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)	約250件	平成26年度	263件	283件	305件	325件	350件	/	388件	令和2年度	マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(R7))をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)											
(1) 住宅金融支援機構 (平成19年度) 【再掲】	0003	25,310 (25,310)	25,132 (25,132)	26,954 (26,954)	28,704	民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を通じて、省エネルギー等に優れた住宅の供給促進及び地方公共団体と連携して、子育て環境の整備促進等を行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.25%の金利引下げ、平成29年4月より、フラット35子育て支援型(子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政支援とあわせたフラット35の金利引下げ)当初5年間0.25%の金利引下げ及びフラット35の9割超融資の0.255%の金利引下げ(平成24年度以前申込分)。	1	-							
(2) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	0005	80 (66)	69 (60)	64 (64)	95	事業の目的を達成するため、当該年度は3つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査経費 ②老朽マンションの再生手法等に関する調査検討経費 ③長期優良住宅制度に関する調査検討経費	9,11,12, 13,14	調査本数 -							
(3) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	0006	30 (28)	30 (28)	30 (30)	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。	-	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合							
(4) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	0007	128 (124)	126 (122)	123 (119)	147	各種検討や調査等(建築基準法の施行状況に係る基礎的なデータ収集のための調査、既設の昇降機等の改修状況調査や効果的な改修についての調査検討等)を実施する。	-	調査本数 ①滅失住宅の平均築後年数 ②住宅の滅失率							

(5)	民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	0008	425 (425)	425 (428)	376 (376)	375	国が住宅・建築物に係る技術基準の整備、見直しをする上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。 ・補助率:定額補助(補助限度額は1事業者あたり、6千万円としている。ただし、実大試験等の大がかりな実験を必要とする調査事項については、外部有識者を含む本事業の評価委員会に諮り、その妥当性が了承されたもの限り、補助限度額を超えて補助金を交付することとしている。)	-	当該年度に実施した調査事項数  各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価した平均値
(6)	建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	0009	300 (300)	450 (450)	453 (453)	500	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。 ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の耐震性等の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②耐火火構造等の品質確保のための体制の整備:大臣認定を取得した耐火火構造等について、試験体の製作・解体調査や、耐火火試験等による性能等の確認等 ③建築材料等に関するサンプル調査:大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立入りによる検査・品質管理体制の確認や、性能確認試験等 ・補助率:定額補助 (H30から「建築材料等に関するサンプル調査」と事業が統合された。)	-	①本事業により耐震性の検証を行った物件数 ②本事業による耐火火構造等の性能の確認数 ③本事業による建築材料等の性能の確認数  ①耐震性の検証を行った物件数に対する法への不適合が確認された物件数の割合 ②耐火火関連の構造方法等のサンプル調査実施件数に対する必要な性能等を有しないことが確認された件数の割合 ③建築材料等のサンプル調査実施件数に対する必要な性能等を有していないことが確認された件数の割合
(7)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	0010	102 (92)	90 (80)	122 (110)	150	マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援 ①マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進 ②地方公共団体等によるマンションの管理適正化対策 ③老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備	11.14	交付団体数  -
(8)	住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度)	-	1,461 (1,351)	1,387 (1,286)	- (-)	-	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組(※)を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2) ※産業の展開の取組については平成29年度まで	32	-  -
(9)	多世代交流型住宅ストック活用推進事業 (平成27年度)	0012	32 (32)	30 (30)	29 (29)	-	個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域居住の検討者、地域内で事業を実施しようとする利活用検討者を主たる対象として、総合的なワンストップの相談体制を整備するとともに、住宅の管理・利活用に関するモデル的な取組に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助する。	9	総合相談窓口の設置件数 モデル的取組に係る事業の実施件数 令和7年度に既存住宅流通の市場規模を8兆円まで引き上げる。
(10)	住宅ストック維持・向上促進事業 (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	0013	975 (722)	975 (817)	849 (645)	701	健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9.10.13	-  -
(11)	定期報告制度の運用に関する調査事業 (平成28年度)	-	45 (45)	45 (45)	- (-)	-	定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立入りにより調査・検査の実態を把握し、収集した事例の分析等により、同制度の改善点の整理を行う民間事業者等に対して補助を行う。 ・補助率:定額補助	-	立入り調査を実際に行った件数 ・講習の結果、修了審査等に合格し、調査員・検査員となった人数
(12)	地域に根ざした木造住宅施工技术体制整備事業 (平成29年度)	0014	465 (310)	344 (276)	434 (422)	-	急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技术体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。	12.13	採択事業件数 新築住宅における認定長期優良住宅の割合、リフォームの市場規模
(13)	建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業 (平成29年度)	0015	161 (199)	218 (441)	204 (202)	196	建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。	-	補助金の交付件数 構造計適合性判定を要する物件に係る申請を建築主事が受理した場合に確認済証を交付しなければならない受理日からの最大日数(70日)に比べて短縮された、申請受付から確認済証交付までに要した実日数(事前相談期間を含む)の平均
(14)	住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業 (平成30年度) 【APのKPI関連】	0017	- (74)	120 (42)	44 (42)	64	民間事業者等が個別に保有する住宅瑕疵等に係る情報について、適切な維持管理やインスペクション等の促進といった既存住宅の品質向上対策や取引の円滑化に活用するための一元的かつ横断的なデータベースやシステムを整備する取組等に支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9.13	-  -
(15)	空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(平成30年度)	0018	- (267)	300 (334)	339 (334)	350	空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、金融などの専門家等と連携した相談体制を構築する取組を支援する。また、空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体的なケーススタディとして蓄積する取組、全国の多様な取組事例について情報共有を行う取組等、共通課題の解決に向けた取組を支援する。これら取組の成果は公表し、全国の市区町村等への展開を図る。	7.8	人材育成と相談体制の整備を行う団体数 空き家の発生抑制など共通課題の解決に向けた取組を行う団体数 7年度までに全市区町村の概ね8割が空き家等対策計画を策定する。

(16)	住宅建築技術国際展開支援事業 (平成30年度)	0019	-	95	117	144	民間事業者等が新興国等からの要請に基づき実施する以下の事業に対して支援を行う。 ・新興国等への事業展開に関するフィンジリタスタディ(事業化調査)、新興国政府職員等を対象とする技術見学会・制度研修会・セミナー・ワークショップ・技術提案等の企画・開催(補助率:定額) ・新興国等における住宅建築制度構築に資する技術の提供、一般に対する技術情報の提供(補助率:1/2)	-	新興国等への事業展開に関する事業化調査、セミナー・技術提案等の企画・開催、技術・技術情報の提供の実施回数及び実施対象国数 対象とした新興国等から事業実施後の事業者に対し、我が国の住宅建築技術・制度等に関し、導入に向けた具体的な相談があった件数
(17)	住宅需要変動平準化対策事業 (平成30年度)	0020	-	86	8,012	101	2019年10月の消費税率引上げに際し、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームに対しポイントを付与する等の事業を行う者に対し、国がその費用を補助することにより、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図る。(補助率:定額)	13.32	-
(18)	住宅・建築生産性向上促進事業 (令和元年度)	0021	-	-	717	713	①住宅生産技術イノベーション促進事業 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する(1)新技術・サービスの開発・実証、(2)仕様・工法の標準化等の取組に対して支援を行う。(補助率:1/2) ②良質なストック形成、既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備等に関する事業 基準や制度の普及促進に係る情報提供等の取組みに対して支援を行う。(補助率:定額)	9.13	-
(19)	省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業 (令和元年度)	0022	-	-	781	611	①住宅生産事業者、所管行政庁等に対する制度の周知のための講習会等の実施に対する支援 ②中小工務店等の住宅生産事業者に対する設備・建材に係る設計方法、省エネに係る計算方法、施工方法等に関する講習会等の実施に対する支援 ③住宅取得者等に対する制度の周知に対する支援 ④設計方法や制度の手続きに関して相談等を受け付ける体制の整備に対する支援 等 (補助率:定額)	32	-
(20)	建築情報システム高度化促進事業 (令和元年度)	0023	-	-	36	36	建築関係手続の一層の簡素化に向け、更なるオンライン化を推進するため、電子申請を行うことが可能なシステム整備に対する支援を行う。	-	補助金の交付件数 建築確認申請の電子化に対応している国土交通大臣指定・地方整備局長指定の確認検査機関の割合(46%)
(21)	重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (平成27年度)	0011	450	739	810	-	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正住宅セーフティネット法)が平成29年4月に公布、同年10月に施行されたことを踏まえ、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、改正住宅セーフティネット法に基づく新たな制度の周知・普及等に関する取組み等に要する費用に対し、定額補助を行う。	2.4	居住支援協議会の活動支援を実施した居住支援協議会数 公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る支援を実施 令和2年度までに住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数を17.5万戸とする。
(22)	BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業(令和2年度)	新02-0002	-	-	-	200	官民が一体となって建築分野でのBIMの推進を図る目的で設置した「建築BIM推進会議」(令和元年6月設置)における、BIMの標準ワークフローとその活用方策に関する議論の成果をとりまとめたガイドライン第1版(令和2年3月末策定)を、建築プロジェクトに試行的に活用し、定量的なメリットや具体的な課題、改善方策等の報告を行う事業に対し、その検証費用の支援を行う。	-	支援件数(本事業で支援する建築プロジェクト数) -
(23)	木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業 (令和2年度)	新02-0003	-	-	-	500	(1)大工技能者等に関する民間団体が全国統一的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組及び地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対して支援する。 (2)散在する都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラを整備する取組、都市木造建築物の設計に関する講習・技術サポート体制の整備に対して支援する。	12.13	採択事業件数 新築住宅における認定長期優良住宅の割合、リフォームの市場規模
(24)	マンションストック長寿命化等モデル事業 (令和2年度)	新02-0004	-	-	-	1,700	老朽化マンションの長寿命化等の課題解決を図る取組で、先導性が高く創意工夫を含む以下の事業を実施する団体等を支援する。 ①計画支援型 ②工事支援型 ・補助率・補助限度額 ①計画支援型 1事業当たり500万円まで ②工事支援型 補助対象費用の1/3	14	長寿命化等に関する事業の採択件数 -
施策の予算額・執行額			29,514 (26,754)	29,922 (29,196)	39,684 (39,366)	35,317	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-③)

施策目標		3 総合的なバリアフリー化を推進する						担当部署名	総合政策局		作成責任者名	安心生活政策課長 真鍋 英樹	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値									評価結果	目標値
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
15	公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定道路外駐車場のバリアフリー化率*)	①83% ②約91% ③583駅 ④約54% ⑤ (i)49% (ii)44% (iii)34% ⑥53.5%	平成25年度	①86% ②92% ③665駅 ④56% ⑤(i)49% (ii)46% (iii)35% ⑥57.8%	①88% ②93% ③686駅 ④58% ⑤(i)51% (ii)47% (iii)35% ⑥60.5%	①89% ②96% ③725駅 ④59% ⑤(i)51% (ii)48% (iii)35% ⑥62.7%	①89% ②96% ③783駅 ④60% ⑤(i)57% (ii)48% (iii)36% ⑥64.8%	①91% ②集計中 ③855駅 ④61% ⑤(i)集計中 (ii)集計中 (iii)集計中 ⑥集計中	①100% ②100% ③800駅 ④約60% ⑤ (i)60% (ii)60% (iii)45% ⑥約70%	令和2年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)に定める整備目標を踏まえ設定。②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したものを、③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア(※)の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。(注)可動式ホーム柵含む④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、設定したものを、⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づいて、令和2年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することを設定したものを、⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに特定道路外駐車場の約70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したものを。		
	16	車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、⑤福祉タクシーの導入率、⑥旅客船のバリアフリー化率、⑦航空機のバリアフリー化率)	①60% ②43.9% ③3.9% ④1,699台 ⑤13,978台 ⑥約29% ⑦約93%	平成25年度 (④については平成29年度)	①65.2% ②50.1% ③5.9% ④15,026台 ⑤36.6% ⑦96.3%	①67.7% ②53.3% ③5.8% ④15,128台 ⑤40.3% ⑦97.1%	①71.2% ②56.0% ③5.2% ④1,699台 ⑤20,113台 ⑥43.8% ⑦97.8%	①73.2% ②58.8% ③5.1% ④1,013台 ⑤28,602台 ⑥46.2% ⑦98.2%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦集計中	①約70% ②約70% ③約25% ④約2,100台 ⑤約44,000台 ⑥約50% ⑦100%	令和2年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等については約2,100台、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約44,000台を導入することを目指すことを踏まえ、設定したものを。	
	17	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*	41%	平成25年	-	-	-	42%	-	61%	令和2年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(75%(R7))を基に、現況値とR7の目標値との差を按分し、R2年の数値を形式的に設定したものを。	
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)									
(1)	総合的なバリアフリー社会の形成の推進(平成18年度)	62 (51)	59 (52)	58	58	平成18年12月に施行されたバリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)及び心のバリアフリーについては国の責務とされており、国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図る。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の成立、更には第201回通常国会において改正バリアフリー法が成立したことを受け、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとしての共生社会の実現に向け、さらなるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う。	15,16	バリアフリー教室の開催 ベビーカー利用に関するキャンペーン日数  ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数 ベビーカーマークに関する認知度					
(2)	社会資本整備総合交付金(平成22年度)	884,547 (882,357)	807,215 (804,762)	817,550 (814,126)	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	15,17	社会資本整備計画数(全国ベース)  社会資本整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)					
施策の予算額・執行額		62 (51)	59 (52)	58	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日)「バリアフリー社会の実現に向けて、公共交通機関における取組を強化します。」</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日 閣議決定)「ユニバーサルデザインの街づくり、地域の生活機能を集約する都市のコンパクト化、鉄道等のバリアフリー化を含む効率的な移動環境の整備等」(2. (1)④)</li> <li>・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日 閣議決定)「バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。」(第3章4.)</li> <li>・交通政策基本計画(平成27年2月13日 閣議決定)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。</li> </ul>							
備考													

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」当初予算額欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する						担当部局名	港湾局		作成責任者名	海洋・環境課長 松良 精三		
施策目標の概要及び達成すべき目標		港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度								元年度
18 全国の海面処分場における受入可能年数	約8年	平成26年度	約7年	約8年	約8年	約7年	約7年	7年以上を確保	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備が必要であることから選定。</li> <li>・目標値については、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始まで、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。</li> </ul>				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1) 国連環境計画拠出金 (平成16年度)	25	17 (17)	17 (17)	17 (17)	17	日本海を含む日本周辺海域における海洋汚染事故等の未然の防止や、同海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して資金的な支援をすることにより、日本海等周辺各国への国際貢献を果たすとともに、NOWPAPにおける議論に我が国の立場・見解を適切に反映できるようにすることにより、我が国が接する日本海周辺海域の海洋汚染等を未然に防止し、海洋環境の保全・改善に資する。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NOWPAP政府間会合、海洋環境緊急準備・対応地域活動センター(MERRAC)フォーカルポイント会合出席回数</li> <li>・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数</li> <li>・決議の実施状況(中間目標の目標値は、平成25年度から令和2年度までの累計値)</li> </ul>						
(2) 国連開発計画拠出金 (平成18年度)	26	14 (14)	14 (14)	14 (14)	14	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、東アジア周辺各国への国際貢献を果たすとともに、PEMSEAにおける議論に我が国の立場・見解を適切に反映できるようにすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を維持・改善するとともに、同海域における海洋汚染等を未然に防止する。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア海域パートナーシップ会合、東アジア海洋会議等の出席回数</li> <li>・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数</li> <li>・PEMSEAに参加する非政府組織等の数</li> </ul>						
(3) 海洋・沿岸域環境の保全等の 推進 (平成20年度)	27	38 (34)	34 (31)	32 (30)	30	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法及び海洋基本計画に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染防止等に関する国際会議への出席回数</li> <li>・海洋汚染防止指導、油濁防止管理者講習にかかる会議開催の回数</li> <li>・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数</li> <li>・海洋汚染講習会に参加した事業者数</li> </ul>						
(4) 低潮線の保全に要する経費 (平成23年度)	28	53 (53)	38 (37)	38 (38)	39	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低潮線及びその周辺の状況調査(巡視等)区域数</li> <li>・我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積</li> </ul>						
(5) 海岸事業 (昭和24年度)	29	13,037 13,030	12,108 (12,088)	17,021 (17,017)	15,598	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸事業実施箇所数(直轄)</li> <li>・海岸事業実施箇所数(補助)</li> <li>・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を令和2年度までに約69%まで整備する。</li> <li>・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を令和2年度までに約76%まで整備する。</li> </ul>						

(6)	船舶油濁損害対策 (平成17年度)	30	66 (47)	36 (19)	42 (21)	21	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁等損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書(船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法的確な運用を行っている。 外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合等には費用を補助している。	-	・我が国に入港する100トン以上の外航船舶入港通報件数 ・油流出損害および難破物除去損害を起こした船舶の保険未加入を防ぐ(0隻を維持する)
(7)	廃棄物埋立護岸等整備事業 (昭和48年度)	31	3,116 (3,116)	1,464 (1,464)	599 (599)	597	浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等、港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。	18	・廃棄物埋立護岸等整備事業を実施した港湾数 ・廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数約7年以上を維持する。
(8)	港湾公害防止対策事業 (昭和47年度)	32	467 (467)	574 (574)	503 (503)	661	港湾区域内の環境改善を目的として、公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土の事業等により、水質浄化、底質改善等を行う。	-	・港湾公害防止対策事業を実施した港湾数 ・現行公害防止対策計画の計画期間(平成23~令和2年度)における目標達成率
(9)	港湾整備事業【再掲】 (昭和25年度)	219	198,025 (197,403)	201,131 (200,907)	204,940 (204,408)	218,337	東日本大震災からの早期復興のため、地域経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備等を行う。	-	-
(10)	海岸事業 (昭和25年度)(関連:30-⑫、⑬)	33	10,394 (10,383)	9,919 (9,917)	15,934 (15,932)	13,331	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産を防護し、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	57	・海岸事業実施箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を令和2年度までに約69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を令和2年度までに約76%まで整備する。
(11)	港湾区域における低潮線の保全に要する経費 (平成24年度)	34	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とする。具体的には港湾区域内に低潮線保全区域を有する宗谷港及び南鳥島において低潮線の保全を図るため、衛星画像による低潮線の状況調査、職員による低潮線保全区域の巡視を行う。	-	・低潮線保全のための状況調査及び巡視を行った港湾内の低潮線保全区域数 ・低潮線の保全により確保される、我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積
(12)	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用調整に必要な経費 (令和元年度)	35	0 -	0 -	243 (243)	337	一般海域における洋上風力発電のエリアの指定のための調査を行う。	-	エリアの指定のための調査を行った海域数 運転が開始されている海域数
施策の予算額・執行額			5,202 (3,765)	2,674 (217)	1,997	1,719	【閣議決定】 21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③ 第五次環境基本計画(平成30年4月17日)第2部第2章1.(2)、第3章2、第3章4、第4部第1章3、第4部第1章4。(2) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節 海洋基本計画(平成30年5月15日)第2部1(1)カ、2(1)エ(3)ウ、3(1)アウエカ(2)アイウエ、6(1)ア、7(3)アウ、8(2) 循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日)第5章第1節、第3節4、第4節1 エネルギー基本計画(平成30年7月3日)第2章第2節3.(1) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)第3章第2節1.(1)① 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)第3章2.(8)、第3章2.(10)		
備考									



令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑤)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する						担当部局名	道路局		作成責任者名	環境安全・防災課 (交通安全政策分析官 吉田 敏晴)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度							
19 市街地等の幹線道路の無電柱化率		16%	平成26年度	16.1%	16.6%	16.9%	17.4%	17.7%	20%	令和2年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、令和2年度までに20%にすることとされている。 ・これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展するものとして目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	036	895,882 (894,524)	869,533 (868,432)	747,221 (746,612)	744,587 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、令和元年度の新規開通延長は76kmとなっており、測定指標である「道路による都市間到達性の確保」の向上に寄与	88	-						
(2) 道路事業(直轄・無電柱化推進) (昭和61年度)	037	30,061 (30,034)	29,138 (29,134)	37,451 (36,993)	37,498 -	・地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト削減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。 ・活動実績として、令和元年度までの電線共同溝の整備による無電柱化完了延長は1,624kmとなっており、測定指標である「市街地等の幹線道路の無電柱化率」の向上に寄与。	19	-						
(3) 無電柱化の浅層埋設を促進するための調査 (平成29年度)	038	28 (27)	17 (17)	10 (10)	- -	無電柱化の推進のためには、より一層の低コスト化が求められており、低コスト化を図るために電線類の埋設深さを従来より浅く埋設できる基準を平成28年4月に施行しているところである。これにより、これまで以上に電線類を他の工事業者等が損傷させるリスクが高くなることから、徹底した安全対策を行うため、探査機器の導入やICタグの活用などの新たな埋設位置把握手法等について検討を行うものである。	19	-						
(4) 立体道路制度を推進するための調査検討業務 (平成29年度)	039	17 (17)	16 (15)	13 (13)	- -	立体道路制度は平成元年に創設されたが、様々な制約や認知度が不足していることがあり、その活用は限定的となっている。一方で、都市部の再開発等における立体的利用へのニーズが高まっており、同制度の見直しや周知が必要となっている。この事業は、道路空間の機能の高度化に資する立体道路制度を推進するための調査・検討を行うものである。	-	「立体道路制度の活用に関するガイドライン」の作成(令和元年度) ガイドラインに基づいて制度活用の検討に着手する。 (令和2年度に全国10件)						
(5) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 (平成23年度)	041	854 (780)	573.4 (531.3)	529.8 (475.2)	512.5 -	地域の計画と連携し、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い換えを図る事業を実施する自動車運送事業者等に対して補助を行うことで、次世代自動車の普及を促進する。	-	事業用自動車における新車販売台数に占める電気・ハイブリッド・CNG等自動車の台数を、2020年度までに20%とする。						
(6) 産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業 (平成17年度)	042	248 (234)	239 (232)	277 (275)	259 -	先進環境技術を搭載した次世代大型車の性能の向上(技術的改良等)及び実用化の促進に資するため、高効率次世代ディーゼルエンジン、実走行時の燃費向上・排出ガス対策等について、自動車メーカー等と連携して、シミュレーション評価や実証試験等を実施し、必要な技術基準の整備を図る。	-	開発対象車種等の数 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。						
(7) 車両の環境対策 (平成17年度)	043	207 (157)	206 (198)	205 (197)	198 -	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び規制策定・見直しに必要な、新たな試験方法や試験機器等を用いた排ガス等の実測データや技術的知見を収集する。	-	調査件数 令和3年度までに、対策地域(自排局)における二酸化窒素(NO2)及び浮遊状粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成する。						
(8) 中小トラック運送業者向けテールゲートリフター等導入支援事業 (令和元年度)	044	- -	- -	100 (98)	- -	トラック運送業は、わが国の経済や人々の暮らしを支える重要な産業であるが、長時間労働が深刻化しており、働き方改革が喫緊の課題となっている。また、トラック運送事業者の約99.9%が中小事業者であり、多くの事業者は経営環境の厳しい状況が続いている。そこで、テールゲートリフター等を活用した荷役作業の効率化等を促進することにより、労働生産性の向上、多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進する。	-	テールゲートリフター等の導入による1運行あたりの荷役作業時間を合計で428時間削減する。(令和元年度実績:373時間) テールゲートリフターの導入台数(令和元年度実績:409台)						

(9) 無電柱化を推進するための占用制限に関する調査検討 (令和元年度)	040	-	-	18 (17)	15 -	無電柱化の推進のため、新設・既設電柱の占用制限の実施に向け、占用制限の実施箇所について、利用状況の調査のあり方、地元調整のあり方、技術的な課題等を整理し、現場の実態に応じた具体的な措置や普及促進について検討を行うものである。	19	-	
(10) 「人中心の道路空間」の構築に関する調査検討業務 (令和2年度)	新02-0004	-	-	-	13 -	人中心の多様なニーズへ対応するため、地域内の各道路の機能分担、各道路における構造や運用の縦断的・時間的な使い分けにより、道路空間を最大限に活用する必要がある。 本業務は、道路を車中心から人中心の空間へ再構築していく「多様なニーズに応える道路空間」のあり方やその構築に向けた新たな基準や制度設計等について調査検討するものである。	-	「(仮称)「人中心の道路空間」構築に向けた手引き」の作成 (令和4年度)  手引きに基づいて、「多様なニーズに応える道路空間」の構築を検討した件数 (令和5年度に全国10件)	
(11) 無電柱化の事業期間短縮に関する調査検討 (令和2年度)	新02-0005	-	-	-	12 -	無電柱化の推進のため、無電柱化事業の事業短縮に向け、発注方式や施工方法、新技術・新工法等について現状の課題について整理を行い、事業期間短縮に資する事業手法の確立に向けて検討を行うものである。	19	-	
施策の予算額・執行額		174,592 (125,579)	174,682 (125,487)	181,621	130,239	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)「引き続き無電柱化を推進する」 交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)「様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、(略)、無電柱化等の対策を推進する」		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑥)

施策目標		6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部			作成責任者名	水資源政策課長 藤川 真行		
施策目標の概要及び達成すべき目標		安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
20	多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	75%	平成28年度	74%	75%	76%	76%	76%	約79%	令和3年度	<p>【指標の定義】 全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。 目標値は、H24年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるR3年度における値を推定している。</p>				
21	水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	68%	平成28年度	64%	68%	71%	75%	78%	約90%	令和3年度	<p>【指標の定義】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(34ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 目標値は目標年度である令和3年度の完了予定事業数より設定する。</p>				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)										
(1)	地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和49年度)	045	7 (7)	7 (7)	6 (6)	6	全国の一級河川沿川の地下水調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。 検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標値などの検証に活用していく。なお、地下水調査の結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。				-	地下水位観測箇所数  採取量が目標値以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、要綱の各対象地域の面積を考慮して、全体の達成割合を指標とする。			
(2)	水資源開発事業(昭和37年度)	046	12,710 (11,515)	11,856 (12,462)	12,244 (12,634)	11,829	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。				20	-			
(3)	世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費(昭和60年度)	047	53 (52)	63 (54)	33 (31)	36	・世界の水資源問題解決や我が国の企業・団体の国際展開に向け、国際会議を通じて情報発信及び情報収集を行う。 ・アジアの水資源問題解決や我が国の企業・団体の国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける統合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行う。				-	・世界的な水資源問題解決や我が国企業・団体の国際展開に向け、国際会議を通じて情報発信を行った回数 ・水資源問題の解決に資する案件発掘・形成調査の実施件数  単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数			

(4) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費 (昭和61年度)	048	39 (38)	31 (30)	38 (36)	32	地盤沈下防止対策要綱に基づく施策を進めるため、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、毎年要綱の実施状況の把握と地下水・地盤沈下データの収集・整理・分析を行う。また、地域の実情に応じた地盤沈下対策を推進し、局所的な地盤沈下の継続や渇水時の短期的な地下水採取量の増大に伴う地盤沈下の発生を防止するため、要綱に定められた地下水採取目標量や地盤沈下対策事業等を評価する。	-	地下水採取量・地盤沈下量等の調査・対策を実施している地盤沈下防止等対策要綱対象自治体数  採取量が目標量以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、要綱の各対象地域の面積を考慮して、全体の達成割合を指標とする。(目標採取量に対する年間採取量は平成26年度が最新である。)	
(5) 水源地域対策基本問題調査費 (平成4年度)	049	8 (7)	8 (7)	6 (6)	5	本事業は、水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図るよう、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。	21	-	
(6) 水資源の現状把握等に要する経費 (昭和50年度)	050	19 (16)	16 (13)	14 (12)	14	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。	20	-	
(7) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費 (平成12年度)	051	30 (30)	23 (22)	13 (13)	9	雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえ代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行う。	20	-	
(8) 渇水リスク評価手法の検討経費 (平成30年度)	052	- -	8 (8)	12 (12)	11	水資源開発施設の整備状況、広域ネットワークの整備状況、流域の水資源量に対する水需要量、代替水源の有無、インフラの老朽化対策、気候変動の水資源への影響等を指標とし、各地域の渇水リスクを総合的に評価する手法を検討する。地域でリスク情報を共有し、関係機関がとるべき渇水対策を整理し、見える化することで被害を最小化する渇水対応タイムラインの作成を促進する。	20	-	
施策の予算額・執行額		16,346 (11,679)	16,670 (12,603)	16,419	11,943	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣議決定】 水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成31年4月19日)、筑後川水系(平成17年4月15日))、水循環基本計画(平成27年7月10日)、国土形成計画(平成27年8月14日)、気候変動適応計画(平成30年11月27日)		
備考									

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑦)

施策目標		7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する					担当部局名	都市局		作成責任者名	公園緑地・景観課長 五十嵐 康之			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度				
22	1人当たり都市公園等面積	10.3㎡/人	平成27年度	10.3㎡/人	10.4㎡/人	10.5㎡/人	10.6㎡/人	集計中	11.0㎡/人	令和2年度	緑豊かな生活環境の形成を図るため、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。			
23	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	12.8㎡/人	平成24年度	13.2㎡/人	13.3㎡/人	13.6㎡/人	13.6㎡/人	集計中	14.1㎡/人	令和2年度	水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要		関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)									
(1)	国営公園等事業(昭和47年度)(関連:1-⑧)	053	23,189 (23,103)	19,857 (19,819)	21,435 (21,375)	19,231	広域の見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存・活用等を図るため、国営公園等の整備及び維持管理等を行う。	22、23、116 ⑩	国営公園供用面積(累計) 令和2年度目標値:4,307ha 国営公園新規供用面積 令和2年度目標値:52.8ha 国営公園の入場者数(令和6年度目標値:4,800万人) 国営公園の利用者満足度を89%以上とする。					
(2)	明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金(平成12年度)	054	150 (150)	150 (150)	153 (153)	160	明日香村では、明日香法に基づき全国でも唯一村内全域に厳しい土地利用規制を課すとともに、住民生活安定のための措置を講じることで、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存を図ってきており、その歴史的風土の創造的活用として、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場の整備や景観の創出を実施することにより、歴史的風土の再生等を推進する。	-	建築物等の修景予定件数:54件 飛鳥の魅力とその価値を発信する講演会イベント等の開催 予定日数:18日 明日香村における世界遺産暫定リスト構成資産候補関連施設の年間入場数(令和6年度目標値:1,000千人) 明日香村における田畑等の農地を活用したオーナー制度の年間会員数(令和6年度目標値:800人) 明日香村における村内農産物直売所の年間売上額(令和6年度目標値:450,000千円)					
(3)	国営追悼・祈念施設整備事業(平成27年度)	復興庁140	936 (927)	1,535 (1,535)	3,021 (3,021)	1,429	平成26年10月31日付け閣議決定(平成29年9月1日一部変更)に基づき、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設を設置することにより、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を行う。	-	国営追悼・祈念施設事業箇所数:3箇所 -					
(4)	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業(令和2年度)	新2-007	-	-	-	100	官民連携・分野横断により、グリーンインフラを活用した都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等の多様な社会的課題の解決を図るため、市町村が策定するグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画に基づく民間事業者による緑化等の取り組みを支援する。	-	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業実施団体数(令和2年度活動見込:5) ・令和2年度までに水と緑に親しむ空間を14.1㎡/人確保する。 (令和2年度目標値:14.1㎡/人) ・令和7年度までに、当該年度に策定・改定された緑の基本計画のうち、グリーンインフラを位置づけている計画の割合を70%以上とする。(令和7年度目標値:70%)					
(5)	社会資本整備総合交付金(平成22年度)	418	884,548 (882,357)	807,215 (804,762)	817,550 (814,126)	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	23	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)					
施策の予算額・執行額			27,849 (23,253)	26,328 (19,969)	27,443	19,391	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	【閣決(重点)】(業績指標24) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)						
備考														

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部			作成責任者名	下水道事業課長 松原 誠		
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
24 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約43%	平成28年度	約44%	約43%	約48%	約52%	集計中	/	約50%	令和2年度	【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和2年度末までには50%が達成されることを目標とする。				
25 下水汚泥エネルギー化率	約15%	平成25年度	約16%	約17%	約22%	約23%	約24%	/	約30%	令和2年度	【指標の定義】 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込む。				
26 汚水処理人口普及率	約89%	平成25年度	約90%	約90%	約91%	約91%	約92%	/	約96%	令和2年度	【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分母)総人口 (分子)汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口 【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和2年度までに約96%まで向上させることを目標として設定				
27 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率	約2%	平成26年度	約19%	約62%	約74%	約91%	100%	/	100%	令和2年度	【指標の定義】 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合 (分母)全都道府県数 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了				
28 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数【AP改革項目関連：社会資本整備分野】【APのKPI】	-	平成28年度	-	-	138箇所	219箇所	集計中	/	450箇所	令和2年度	【指標の定義】 平成29年度から令和4年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。 (※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと) 【目標設定の考え方・根拠】 目標値は地方公共団体の実施予定から設定。(工事完了380箇所、工事着手70箇所) 【APのKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
29 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合	25%	平成26年度	29%	33%	35%	45%	48%	/	50%	令和2年度	【指標の定義】 河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合＝①/② ①：水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数 ②：河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数 【目標設定の考え方・根拠】 地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す				

達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	0422	884548 (882,357)	807,210 (804,762)	803,531	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	25,26,28,29	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(2) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))	0055	237064 (236,607)	212,009 (211,797)	313,871 (312,413)	340,781	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組を実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	29	河川改修事業(直轄・補助)及び 総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)
(3) 下水道事業 (昭和32年度)(関連1-①、②)	0056	5284.22 (4,150)	5,968 (5,884)	9,429 (9,119)	29,573	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金、※()は補助率 ①民間活カインベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	25,26,27,28	-
(4) 下水道リスク管理システムの運用経費 (平成13年度)	0057	5.3 (5)	5 (4)	5 (4)	5	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。	-	届出化学物質の集計を行った化管法に基づく「下水道業の届出事業所数」及び化学物質管理計画の策定状況調査を行った届出事業所数 化学物質管理計画の策定割合
(5) 下水道分野の水ビジネス国際展開経費 (平成21年度)	0058	110 (108)	117 (110)	102 (102)	104	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確認とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。 ④民間企業等による相手国のニーズにより適合した技術開発・改良や、下水道整備の必要性・効果に関する啓発のため、現地でのデモ施設による実証試験を支援。	-	国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数 我が国企業の下水道分野における海外受注案件数
(6) 下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費 (平成28年度)	0059	32.5 (32)	39 (38)	46 (46)	37	・コンセッション方式等のPPP/PFI導入に先行的に取り組む地方公共団体の準備事業(広域的な検討を含む)を支援するため、民間企業・地方公共団体の双方へヒアリングを行いつつ、案件スキームの検討や実施方針案等の作成等を行う。 ・コンセッション方式導入に関する課題の抽出と解決方策の検討を実施し、成果をとりまとめ、全国に水平展開する。	-	地方公共団体の支援数 PPP/PFI検討会に参画する地方公共団体や企業の数
(7) 下水処理場におけるICTを活用した広域管理検討経費 (平成30年度)	0060	-	18 (18)	17 (17)	-	ICTを活用した下水処理場の広域管理に向けて、法制度や共通仕様のあるあり方などの検討課題を整理する。また、広域的な運転管理による人員配置の合理化・コスト低減や、下水道施設の運転管理の最適化・効率化による動力費・薬品費の低減など、ICT活用による広域管理の進め方のシナリオについて検討するとともに、各シナリオに基づく導入効果について検討を行う。	-	下水処理場におけるICTを活用した広域管理に関する技術資料の作成件数 広域的な統合管理が行われた地域ブロック件数
(8) 下水道リノベーション推進経費 (令和元年度)	0061	-	-	40 (40)	30	広域化・共同化やICT活用による下水道リノベーションの先進的な取組について、実用性や適応性を検証し社会実装に向けた課題を把握するとともに、社会実装にあたって想定される様々な関係者との調整や行政の手続き等について、そのノウハウを取りまとめ水平展開を図る。	-	社会実験の実施数 都道府県の下水道事業に係る広域化・共同化計画の策定率
(9) 紙オムツ受入による下水道施設への影響調査経費 (令和2年度)	新02-0008	-	-	-	23	下水道への紙オムツ受入実現に向けて、社会実験の実施及び紙オムツ分離装置が広く社会に導入される場合の社会的・経済的なメリット・デメリットを検証し、早期に地方公共団体が制度設計する上で必要となるデータの整理・検討を行う。	-	社会実験の実施数 令和4年度中に下水道への紙オムツ受入のためのガイドラインを公表する。

<p style="text-align: center;">施策の予算額・執行額</p>	<p style="text-align: center;">34,298 (27,992)</p>	<p style="text-align: center;">39,122 (22,664)</p>	<p style="text-align: center;">45,010</p>	<p style="text-align: center;">28,430</p>	<p style="text-align: center;">施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	
<p style="text-align: center;">備考</p>						

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。



令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-9)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						担当部局名	総合政策局			作成責任者名	環境政策課長 松家 新治		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
30	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	-	①-0.97% ②-0.85% ③-0.57%	①-1.45% ②-0.53% ③-1.50%	①-0.88% ②-0.47% ③-1.19%	①-1.23% ②-0.38% ③-0.80%	集計中	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)にも位置づけられた指標である。					
31	燃費性の優れた建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	①48% ②41% ③6%	平成23年度	①76% ②59% ③39%	①77% ②62% ③43%	①77% ②65% ③48%	集計中	①84% ②72% ③28%	令和2年度	地球温暖化対策計画(H28年5月閣議決定)において、建設施工分野における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進し、省CO2化を推進することとされており、その対策評価指標として、燃費性能の優れた建設機械等(低炭素型建設機械または2020年燃費基準達成建設機械または低炭素型建設機械に認定された建設機械)の普及率が目標値として設定されているため。					
32	省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6%	平成25年度	8%	9%	10%	11%	集計中	20%	令和7年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合(20%(令和7年))を基に設定。				
33	モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	①187億トンキロ ②333億トンキロ	平成24年度	①200 ②340	①197 ②358	①200 ②351	①177 ②351	①184 ②集計中	①221億トンキロ ②367億トンキロ	令和2年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道や海運へのモーダルシフトを推進するため、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において定められた指標を踏まえ、①鉄道コンテナ輸送量については221億トンキロ、②海上輸送量については367億トンキロとする目標値を設定。				
34	環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	-	-	28.9	22.7	38.7	41.4	集計中	157万t-CO2	令和12年度	効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえ、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和12年度157万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。				
35	都市緑化等による温室効果ガス吸収量	約111万t-CO2/年	平成25年度	119万t-CO2/年	120万t-CO2/年	123万t-CO2/年	124万t-CO2/年	集計中	約119万t-CO2/年	令和2年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定【第4次社会資本整備重点計画第2章の重点目標に関連する事業の指標「KP125都市緑化等による温室効果ガス吸収量」(同一定義)】				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要			関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)								
(1)	地球温暖化防止等の環境の保全(平成12年度)	10.2	9	6	8	8	8	省エネ法に基づく輸送事業者の省エネ対策や、電力ピーク対策が輸送部門に対し引き起こす影響・効果のほか、輸送事業者への省エネ対策に係る情報提供や省エネ対策責任者の育成等を通じて、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。更に、フロン排出抑制法に基づくフロン類算定漏洩量の報告について、輸送事業者等から提出される法定報告書の調査分析等を行う。			30	輸送部門における省エネ対策を普及・促進するための周知活動等の回数 特定輸送事業者のエネルギー消費原単位の5年度間平均変化率を年平均1%以上改善			
(2)	物流生産性向上推進事業(平成23年度)	40	39	137	31	31	31	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための経費や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助するほか、物流の生産性向上に向けた実証事業や調査を行う。 ※令和元年度当初予算では、【計画策定経費補助】と【運行経費補助】の補助事業を行い、事業名をモーダルシフト等推進事業(事業開始年度平成23年)としていた。当該事業に、令和元年度補正予算で【物流生産性向上事業】を加え、さらに令和2年度当初予算で【物流生産性向上促進調査事業】が加わり、事業名を物流生産性向上推進事業に変更した。 ※また、令和2年度補正予算において【在宅配送確保対策事業】を実施する。			33	-			
(3)	建設機械施工における環境対策の推進	-	8	7	17	17	17	・燃費基準達成建設機械等の次期燃費基準策定のための検討を実施。 ・次期燃費基準の策定により、当該基準適合車の普及を図ることにより、燃費性能の優れた建設機械の普及を促進する。			31	新たに策定した燃費基準の数(累積) 3			
(4)	都市局地球環境問題等総合調査等経費(平成19年度)	45	34	40	24	24	24	・日本国政府としては、2015年以降、京都議定書第2約束期間(2013～2020年)における我が国の温室効果ガスの排出量及び吸収量を国連気候変動枠組条約事務局に提出する義務がある。また、新たな緑化空間を創出することにより、吸収量の向上や、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発を進める必要がある。 ・そのため、都市緑化による吸収量算出データの作成を行うとともに、吸収量のより適切な算出を目的に、その精度向上等について検討を行う。また、2021年夏季に行われるオリンピック・パラリンピック東京大会の暑熱対策への活用も視野に入れ、新たな緑化空間の創出に向けた、都市の暑熱対策に資する緑化技術の開発及び普及啓発を行う。			35	調査実施件数 都市緑化等による温室効果ガス吸収量			
(5)	下水道におけるエネルギー最適化検討経費	-	(12)	(11)	8	8	8	省エネ・創エネ両面から、施設の導入・運用における最適化を図り、下水道経営の健全化に貢献するため、下水道処理場の機器単位のエネルギー消費の改善手法や最適な水処理・汚泥処理施設導入手法を検討するとともに、下水道のエネルギー拠点化に向けた集約処理の導入について検討を行うことで、省エネ・創エネ両面から、施設の導入・運用における最適化及び下水道経営の健全化を図る。			35	省エネ・創エネの導入検討に関するマニュアルや手引き等の公表資料の作成数 下水道処理に係る温室効果ガス排出削減量			

(6)	住宅・建築物環境対策検討経費 (平成19年度)	069	59 (58)	55 (55)	57 (57)	61	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に定められた民生部門(業務・家庭部門)のCO2排出量の2030年度の削減目標を達成するため、住宅・建築物における省エネ対策を強化することが必要であり、効果的かつ効率的な施策を講じるため、住宅・建築物の省エネ性能の実態把握及び課題分析等を行う。	32	-
(7)	環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	070	9703 (7,943)	12952 (10,829)	11,176 (7,632)	9,070	住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に係る先進的な技術の普及促進に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化、複数の建築物の連携により高い省エネ性能を実現する取組等に対して支援を行い、その成果の普及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化を推進する。	32	-
(8)	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置(昭和49年度)	-	-	-	-	-	多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、内航海運における安定的な輸送サービスの確保を図るための税制特例措置。 圧縮記帳の比率:80/100	34	-
(9)	船舶に係る特別償却制度(昭和26年度)	-	-	-	-	-	内航海運におけるCO2排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造のための投資を促進するための税制特例措置。 (内航) 高度環境低負荷船:18/100 環境低負荷船:16/100	34	-
施策の予算額・執行額			19,322 (8,542)	19,318 (11,096)	16,467	9,302	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-10)

施策目標		10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する						担当部局名	気象庁			作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 大野 智生		
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	4	水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
36	緊急地震速報の迅速化	24.4秒	平成22~26年度平均	-	24.9秒	25.4秒	23.3秒	22.9秒	19.4秒以内	令和2年度	緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまで、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網の増強(50点整備)や、防災科学技術研究所の大深度KIK-net、海洋研究開発機構のDONET1の活用により、迅速化に取り組んできたところである。さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計(S-net)の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。				
37	大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合	67%	平成28年度	-	67%	74%	78%	79%	82%	令和2年度	危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ結合通信網の強化の整備を順次進めており、令和2年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の82%を目標として設定した。				
38	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)	244km	平成27年	244km	235km	226km	219km	207km	200km以下	令和2年	台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。平成27年までの過去5年間の予報誤差の平均は244kmである。令和2(2020)年の目標値としては、過去5年間の同指標の減少分及び過去5年間の各単年度実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、200kmに改善することが適切と判断。本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通した、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。				
39	防災地理情報(活断層図)の整備率	62%	平成28年度	60%	62%	66%	68%	70%	79%	令和5年度	地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯(平成29年2月現在、113断層帯)を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。平成28年度末で整備済みの面数は、185面であり、初期値は、62%となる。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
R2年度 行政事業レビュー 事業番号		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)											
(1)	映像情報利用の利便性向上のための技術的検討(平成29年度)	073	7 (6)	7 (6)	4 (4)	-	通常時のインフラ管理や災害対応に監視カメラの利用は監視体制の監視の迅速化・効率化するものであるため、その利活用について技術的検討を行う。例えば、土砂災害や越波等瞬時に起きた被災状況をリアルタイムでの閲覧を見逃した方へ被災時の状況を共有し被害の大きさを理解することや、1時間前とのインフラ環境の違いの比較、場所・通信環境に依存しない映像閲覧環境の構築等の検討を行う。					37	元年度末までに判定可能な状態数を5とする。		
(2)	地殻変動等調査経費(昭和42年度)	074	269 (262)	262 (261)	365 (348)	245	「大規模地震対策特別措置法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等の法律で観測の強化を指定している地域において、地殻変動を把握するため水準測量を実施する。また、先進レーダ衛星に対応するためのシステム整備を行い、地殻活動の活発な地域等において、人工衛星の観測データを利用したSAR干渉解析を実施するとともに、火山地域の地殻活動を把握するための機動観測を実施する。					39	-		
(3)	防災地理調査経費(平成20年度)	075	57 (57)	64 (64)	230 (209)	46	本事業で整備する防災基礎情報が、国・地方公共団体等の様々な機関における地震、火山噴火、土砂災害等の各種自然災害に対する防災・減災施策に利用されることにより、国民の安心・安全の向上に寄与する。					39	-		
(4)	測量用航空機運航経費(平成22年度)	076	112 (112)	125 (123)	270 (262)	146	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発災後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復旧・復興対策に活用されることが重要であることから、国土地理院が所有する測量用航空機「くにかぜⅢ」等による空中写真の撮影を実施し、撮影した空中写真画像及びそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府ならびに関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度から「くにかぜⅢ」に合成開口レーダー(SAR)を搭載して観測が可能になったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。					39	-		

(5)	予報業務 (昭和31年度)	077	616 (601)	344 (330)	408 (382)	434	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等を基に、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時における指定河川洪水予報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者に提供され個別のニーズに応じたサービス等に利用される。	38	-
(6)	気象データ交換業務 (昭和31年度)	078	1,269 (1,247)	1,202 (1,184)	2,934 (2,912)	2,381	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に収集・交換する。	38	-
(7)	数値予報業務 (昭和34年度)	079	1,986 (1,960)	3,676 (3,668)	552 (552)	552	観測データ等を基に物理法則に基づき数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うためには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム(スーパーコンピュータ)により数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成する。	38	-
(8)	アメダス観測 (昭和31年度)	080	671 (666)	697 (673)	1,608 (1,588)	2,437	気象の基本的な要素である、降水量、風向風速、気温、日照等について、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により自動で常時観測を行うとともに、部外機関の観測した観測データを速やかに収集して品質管理を行う。観測成果は即時に実況値として全国の予報担当者や防災関係機関に提供する。また、全国から集められた観測資料は速やかに蓄積・統計処理を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報のための雨量予測精度を向上させ、降水短時間予報における2時間後から3時間後までの1時間雨量の予測値と実測値の比を令和4年までに0.55以上とする。</li> <li>・天気予報の精度を向上させ、明日予報の適中率を令和3年度までに92.7%以上にする。</li> <li>・天気予報の精度を向上させ、明日予報が大きくはずれた年間日数(最高気温)を令和3年までに30日以下とする。</li> <li>・天気予報の精度を向上させ、明日予報が大きくはずれた年間日数(最低気温)を令和3年までに15日以下とする。</li> <li>・ホームページを通じたアメダス観測に関する情報の利活用促進(令和3年度までに1億ページビュー以上とする)。</li> </ul>
(9)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	081	426 (403)	754 (729)	1,468 (1,448)	860	日本全体をカバーするよう、全国の20箇所に気象レーダーを展開し、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦(メソサイクロン)を検出して予報担当者に通知する。	38	-
(10)	地磁気観測 (昭和31年度)	082	28 (27)	28 (27)	28 (28)	28	地磁気観測所(茨城県石岡市)、女満別(北海道大空町)及び鹿屋(鹿児島県鹿屋市)に設置している観測施設を中心として、人工的なノイズの少ない環境の中に磁力計を設置し、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時観測する。観測データは地磁気観測所において解析し火山活動の評価に係る研究を行うとともに、国内では独立行政法人情報通信研究機構に通報して宇宙天気予報に利用されるほか、世界各国に通報する。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を令和2年度までに49火山とする。
(11)	気象測器検定 (昭和31年度)	083	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12	気象庁がアメダス観測、ラジオゾンデ観測で自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内にあることを確認する。このことにより、観測データの品質が担保され、台風予報をはじめ、気象予報・警報等のより良い気象情報の作成に寄与する。また、気象業務法に基づき気象観測を行う部外機関が使用する気象測器は、気象観測に適した測定器である必要があり、気象庁は、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。さらに、部外機関が行うべき気象測器の検定業務について、受託により実施する。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量観測の観測精度の維持(気象庁観測所における重度の障害件数を33件(H26-30実績平均)以下に維持する)</li> <li>・風向・風速観測の観測精度の維持(気象庁観測所における重度の障害件数を18件(H26-30実績平均)以下に維持する)</li> </ul>
(12)	防災情報提供センター (平成15年度)	084	168 (167)	277 (275)	279 (278)	293	防災情報提供センターとして国土交通省関係局が保有する防災情報を集約し、リアルタイム雨量(広域版)やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報(天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等)をインターネットを通じて国民に提供する。	-	ホームページを通じた気象情報提供の促進 70億ページビュー(令和2年度)
(13)	高層気象観測 (昭和31年度)	085	547 (544)	456 (452)	462 (460)	464	全国14ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、観測測器(ラジオゾンデ)を取り付けた気球を1日2回(9時及び21時)飛揚することにより、上空30kmまでの大気気温、湿度、気圧、風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。また、全国33ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、ウィンドプロファイラにより、電波を利用して10分ごとに300mの高度間隔で上空最大12km程度までの風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。	38	-
(14)	地震津波観測 (昭和31年度)	086	1,370 (1,365)	1,542 (1,464)	2,597 (2,590)	1,669	気象庁が整備した地震計等に加え、関係機関が整備した地震計等も活用し、24時間体制で地震の観測・監視を行う。これらのデータを地震活動等総合監視システム(EPOS)により集約・解析し、緊急地震速報、津波警報、震度に関する情報等を発表する。これらの情報は、防災関係機関や報道機関を通じて国民に伝達され、地震や津波による災害の防止・軽減に貢献している。また、海外で大規模地震が発生した場合にも、関係国と連携しつつ、地震情報や津波情報を発表する。さらに、地震活動等総合監視システムを気象庁本庁・大阪管区気象台の2中核に集約し、災害時の業務継続を可能にしている。	36	-
(15)	地殻観測 (昭和31年度)	087	44 (44)	55 (54)	107 (107)	45	東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設(ひずみ計等)により、南海トラフ地震につながる可能性がある現象を24時間体制で観測・監視し、最新の科学的知見に基づく解析を行うとともに、観測データに異常が検出された場合には、その原因について「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」及び「地震防災対策強化地域判定会」により総合的な評価を行う。また、適時適切に南海トラフ地震に関連する情報を国民・防災関係機関・報道機関等に発表する。	-	毎月開催される「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会(定例)」、地震防災対策強化地域判定会(定例)」において、ひずみ計等の観測データについて評価を行い、プレート境界の固着状況の把握。

(16)	火山観測 (昭和31年度)	088	1,580 (1,490)	1,738 (1,696)	927 (924)	1,032	各火山の活動状況に応じて、常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GNSS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制を構築・運用する。これらのデータを全国4官署(本庁火山監視・警報センター及び札幌・仙台・福岡管区気象台の地域火山監視・警報センター)において24時間体制で監視・解析し、火山活動状況に応じて噴火警報等の防災情報を発表する。噴火警報をより防災活動に活用しやすくするため、執るべき防災行動との対応をわかりやすく表記した「噴火警報レベル」の導入を進めている。	-	噴火警報レベルの運用による火山防災の推進
(17)	海洋環境観測 (昭和31年度)	089	701 (690)	892 (848)	692 (677)	689	地球温暖化等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上に比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや海水の化学成分等を高精度に観測し、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量、海洋酸性化及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環などの変動を把握する。また、海上の気象観測や、水温、塩分、海流等の実況把握を通じ、海洋が気候変動や異常気象に与える影響について監視する。	-	海洋の健康診断表において平成29年度から令和3年度までの5年間に計5件の改善又は新規の情報提供を行う。
(18)	波浪観測 (昭和31年度)	090	74 (74)	81 (77)	149 (144)	72	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及び我が国周辺海域において、沿岸波浪計や漂流ブイによる波浪観測を行うとともに、観測衛星(Jason(米NASA/仏CNES)など)や船舶からの観測データも収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行い、波浪情報を提供する。	-	ホームページを通じた沿岸での波の状況の把握や、波浪の実況図や予想図の作成に必要な、沿岸波浪観測所における波浪観測データの取得率が、95%以上となるようにする。
(19)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	091	74 (72)	130 (124)	99 (98)	103	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、地球温暖化による海面水位の変動の監視に資するデータを取得する。また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等の被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化による海面水位の変動を監視し、海面水位の変動を監視する国際的な枠組みである全球海面水位観測システム(GLOSS)にデータを提供する。	-	津波・高潮警報更新に必要な観測データを確保するため、観測施設の稼働状況99%以上を維持する。
(20)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	092	146 (145)	183 (177)	1,020 (1,018)	149	父島及び南鳥島の気象観測所において、定常的に地上・高層気象観測を実施する。	38	・地上気象観測において毎正時の観測及び通報を欠測なく100%実施する。
(21)	大気バックグラウンド汚染観測 (昭和50年度)	093	114 (113)	74 (73)	147 (146)	83	二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)について、継続して観測を実施する。国内の5か所の観測地点(北海道札幌、岩手県綾里、東京都南鳥島、沖縄県石垣島及び与那国島)は、世界気象機関(WMO)においても国際的に重要な観測地点として位置づけられている。これらの観測で得られたデータは、気象庁の刊行物(気候変動監視レポート等)やホームページにおいて公開するとともに、世界気象機関(WMO)の資料センターに提供する。また、黄砂に関する実況値や予測情報の提供も実施する。これらの地球温暖化に関わる監視の成果は、平成27年末に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定の達成に向けた政府の取り組みにおける実効性の評価や政府・自治体等における環境対策に貢献するものである。	-	二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスや大気中の微粒子(エアロゾル)等に関する気象情報について、令和元年度から令和5年度までの5年間に計5件の改善又は新規の情報提供を行う。
(22)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	094	25 (25)	12 (12)	53 (53)	54	札幌・つくば・那覇の国内3か所において、オゾン分光光度計によるオゾン全量観測を行う。つくばにおいて、気球に吊るした測器を飛揚することによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外線日射観測等を実施する。気象庁では、観測で得られた成果について、気象庁のホームページや刊行物を通じて公開しており、地球温暖化をはじめとした地球環境に関する国民の関心と理解の増進に貢献している。また、公開した観測データは、環境省刊行の「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」などに活用される他、世界オゾン・紫外線資料センター(WOUDC)への提供を通じて世界気象機関(WMO)／国連環境計画(UNEP)が4年毎に発行する「オゾン層破壊の科学アセスメント」においても引用されている。	-	オゾン層又は紫外線に関する気象情報について、令和元年度から令和4年度までの4年間に計2件の改善又は新規の情報提供を行う。
(23)	日射観測 (昭和31年度)	095	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	全国5官署(札幌、つくば、福岡、石垣島、南鳥島)において、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)を実施し、観測データは、品質管理した後に統計処理を行い公表する。また、世界気象機関(WMO)の第II地区(アジア)放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、アジア地区内各国及び日本の日射計国家基準器の校正を実施する。国際的な観測基準に基づき観測された日射放射データはデータセンターを通じて利用者に提供され、IPCC評価報告書等において地球温暖化の監視等に活用されている。	-	WMO第II地区(アジア)放射センターとして地区日射計比較観測を定期的に実施し、アジア地区内の日射観測の精度維持に貢献する。このため必要となる、当庁が保有する日射計地区基準器の維持・管理を毎年度確実に実施する。
(24)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	096	13 (12)	48 (48)	4 (4)	4	世界気象機関(WMO)の温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)として、世界各国の過去から現在までの温室効果ガス等の観測データの収集・データベース化による一元管理・解析及び品質の管理を行い、全球規模の温室効果ガスの現状を気象庁のホームページや当該センターのホームページにおいて発表する。また、データ及び解析結果に関する成果物を国内外の関係機関に提供する。さらに、環境省と共同で設置した「地球観測連携拠点(温暖化分野)」及び気象庁の専門家会合において、観測の品質評価等についての関係機関との情報交換や観測に関する連携を推進する。	-	令和3年度に温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)のウェブサイトにて提供している温室効果ガス等観測データの年間利用回数を140万回(平成30年度のウェブサイト全面更新直後の実績比20%増)まで引き上げる。
(25)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	097	40 (40)	40 (40)	41 (40)	38	日本の周辺海域に自動昇降式フロート(中層フロート)を投入し、深さ2000mまでの水温・塩分の分布を観測・通報する。また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やブイ等の海洋観測データを活用することにより、精度の高いエルニーニョ等の海洋予測情報及び季節予報の作成・提供を行う。さらに、世界の異常気象の発生状況を毎週定期的に把握するとともに、特筆すべき異常気象が発生した場合には、臨時的な全球異常気象監視速報を発表し、また日本において、平年からの隔たりの大きな天候が続くと予測された場合には、早期気象情報を発表する。	-	令和5年度に、2週間気温予報及び早期気象情報(それぞれ令和元年6月19日より提供開始)に関する気象庁HPの合計利用回数を、提供開始年度である令和元年度の合計利用回数の1.5倍とする。
(26)	異常気象情報センター (平成14年度)	098	19 (19)	6 (6)	6 (6)	6	世界気象機関(WMO)が指定した地区気候センターとして、アジア地域の気象機関の気候情報作成能力を向上するため、主にウェブサイトを通じて、異常気象等の監視・早期警戒、季節予報、地球温暖化予測等に関するデータや情報を提供する。また、提供しているデータや情報の活用方法を指導するトレーニングセミナーを開催するなどにより、人材育成を図る。	-	令和3年度に異常気象情報センター(TCC)がアジア太平洋地域の各国の気象機関に提供している「異常気象分析ツール」の利用回数を年9万回まで引き上げる。
(27)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	099	65 (64)	129 (128)	108 (106)	67	地球温暖化予測モデルの結果を解析し、「地球温暖化予測情報」として公表する。また、地球温暖化とともに、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドについて、その監視結果を報告する。また、異常気象の要因と見通しについて官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高低温および冬季日本海側においては翌週の大雪(降雪量がかなり多くなること)を対象とした早期気象情報を週2回検討・発表する。さらに、これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	地球温暖化予測情報の利用ユーザー数の累計を令和3年度までに120件以上とする。

(28)	静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	100	3,618 (3,593)	3,292 (3,287)	3,078 (3,073)	3,003	静止気象衛星は東経140度付近に位置し、365日24時間常に地球の同一面を監視し、連続する大気の状態を観測する。同衛星では、絶え間なく観測したデータを地上へ送信し、地上設備で衛星からのデータを受信・処理する。観測データは、台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るために用いるほか、数値予報の初期値として予報精度向上のために利用される。また、観測データから作成する衛星画像は、天気解説等に利用されるとともに、同衛星を通じて近隣諸国(東アジアやオセアニア等の各国)へ配信され防災情報に利用されている。このように本事業は、静止気象衛星により観測したデータを衛星から送信し、地上設備により受信・処理を行い、気象庁内のみならず国内外の関係機関へ配信する一連の業務である。	38	
(29)	国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	101	773 (773)	742 (742)	743 (743)	673	世界気象機関(WMO)は、気象・水文の観測・予測、データ交換等に関する組織・システムの確立・維持、技術基準の統一、それら業務遂行に係る加盟国の能力向上等についての国際協力及び科学技術活動を推進しており、我が国を含む各国の気象水文機関が行う災害の予防・交通の安全・産業の興隆に寄与する業務の円滑な運営には不可欠なものである。	-	世界気象機関への分担金等の支払履行率: 100% 世界気象機関への加盟国(国と地域)数: 193
施策の予算額・執行額			18,672 (17,267)	19,205 (18,889)	20,783	16,362	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑪)

施策目標		11 住宅・市街地の防災性を向上する						担当部局名	都市局			作成責任者名	都市安全課長 美濃部 雄人				
施策目標の概要及び達成すべき目標		防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度										
40	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	13,935ha	平成28年度	12,729ha	13,935ha	15,119ha	17,379ha	19,958ha		21,000ha	令和3年度	過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。					
41	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約76%	平成24年度	約85%	約85%	約91%	約94%	集計中		約89%	令和2年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和2年度の目標値約89%を設定。					
42	下水道による都市浸水対策達成率	約56%	平成26年度	約57%	約58%	約58%	約59%	約60%		約62%	令和2年度	地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定。					
43	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約4,450ha	平成27年度	4,435ha	4,039ha	3,422ha	3,149ha	2,982ha		おおむね解消	令和2年度	平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、地震時等に著しく危険な密集市街地を令和2年度末までにおおむね解消するという目標が定められた。これは、できるだけ早期に地震時における最低限の安全性を確保すべきとの観点から定められた目標であり、住宅等の不燃化や公共施設の整備、避難経路の確保等の取り組みが引き続き行われていることから、これを継続する。 なお、平成28年3月18日に改訂された住生活基本計画(全国計画)においても、同様の目標が継続して定められている。					
44	大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画(どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画)の作成率	16%	令和元年9月時点	-	-	-	-	30.0%		100%	令和4年度	重要インフラ緊急点検を踏まえた緊急対策において、2019年度末に全国の大規模盛土造成地マップの公表が100%となり、事前対策に向けた新たな段階に入ったため、計画性を持って取り組む必要があり目標を設定(2022年度 100%)。					
45	災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場)	①約46% ②約32%	平成26年度	①約47% ②約35%	①約48% ②約35%	①約50% ②約36%	①約51% ②約37%	①約52% ②約37%		①約60% ②約40%	令和2年度	《管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。					
46	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	0%	0%	0%	5%	10%		100%	令和2年度	水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。					
47	①住宅・②建築物の耐震化率	①約82% ②約85%	平成25年	-	-	-	①約87% ②約89%	集計中		①約95% ②約95%	①令和2年 ②令和2年	①住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。(「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成30年12月21日改正)にて目標値を設定)(平成30年実績値はこれまでの推計方法を改善した方法により算出している。) ②統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。(「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成30年12月21日改正)にて目標値を設定)					
48	防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	3%	平成26年度	5%	15%	68%	73%	77%		100%	令和2年度	国土強靱化の取組のひとつとして、大規模災害に対し脆弱である地下街の防災対策は急務とされたことから、平成26年度より5年間を目標に、公共通路等として利用されている全ての地下街で防災対策に着手するものとして設定、目標年度が到来したが、実績値に関しては、順調に増加を示していることから、これを踏まえて目標年度を見直し、令和2年度の目標値を100%として設定。					
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)												
(1)	都市公園防災事業(平成11年度)	102	2,518 (2,518)	3,013 (3,012)	2,737 (2,305)	2,737	都市の防災機能の向上を目的として地方公共団体からの要請に基づき、都市再生機構が地域防災計画その他の地方公共団体が策定する防災に関する計画において、避難地若しくは防災活動拠点として位置づけられている防災公園の整備等を一体的に行う。(補助率:1/2、1/3)					41	防災公園新規活用面積 防災公園の整備により確保された避難地の収容可能人数				

(2)	下水道事業 (昭和32年度)(関連:1-⑧、 ⑫)	056	5,284  (4,150)	5,287  (5,884)	9,429  (9,119)	29,573	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※( )は補助率 ①民間活力イノベーション推進下水道事業費補助…再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	42,45.46	-
(3)	都市安全確保促進事業 (平成24年度)	103	150  (86)	108  (99)	78  (72)	118	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保等を図ることを目的とする。 都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画又は帰宅困難者対策協議会によるエリア防災計画の作成(補助率2分の1)や、同計画に基づくソフト対策(補助率2分の1)及びハード対策(補助率3分の1)を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び官民協議会。	-	都市再生安全確保計画等の策定とPDCAサイクル(改定)の実施  都市再生緊急整備地域等において安全対策が講じられた帰宅困難者の総数
(4)	地下街防災推進事業 (平成26年度)	104	791  (330)	791  (760)	450  (407)	450	地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要である。 このため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の安全対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の安心避難対策の充実を図る。	48	-  -
(5)	都市局市街地防災推進費 (平成27年度)	105	40  (40)	21  (21)	23  (23)	17	首都直下地震、南海トラフ地震等の切迫性の高い大規模災害への備えとして国土の強靱化を図るため、宅地の耐震化などの都市の防災性向上を総合的に推進する方策に関する検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを総合的に推進する。具体的には既存不適格地塙壁の効果的な補強技術検討調査として、既存不適格地塙壁の所有者に対して、補強対策の重要性・必要性に関する理解及び取り組みの推進を図るための調査・検討を行う。	44、118⑩	調査実施件数  令和4年度までに大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画策定率を100%まで引き上げる
(6)	災害時業務継続地区整備緊急促進事業 (平成27年度)	106	252  (250)	52  (52)	58  (58)	-	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区における災害時のエネルギー不足は、業務継続や災害対応に支障をきたし、我が国経済への影響も大きい。このため、当該地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD:Business Continuity District)の構築を支援することにより、我が国都市の防災性の向上等を図る。なお、平成29年度より国際競争拠点都市整備事業に新たにエネルギー導管等に対する支援事業を創設したことに伴い、本事業については、平成31年度までの経過措置として事業を終了する。	-	災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーシステムが導入される地区数  災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーシステム導入に伴う災害発生時の被害軽減効果
(7)	下水道管路内の水位情報等を活用した効率的な雨水管理検討経費 (平成30年度)	107	-  -	10  (10)	10  (10)	-	蓄積された水位データや地上の浸水情報等の観測情報を最大限活用するため、最適な観測情報の選定等に基づく施設整備や避難活動への活用に関する統一的な基準、考え方について、地方公共団体の実フィールドを活用して具体的な検討を行うとともに、その結果を取りまとめた手引きを作成・公表することにより、効果的・効率的な雨水管理を推進する。	-	観測情報を活用した効率的な雨水管理手法に関する技術資料の公表  ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の計画を策定した地区数
(8)	住宅市街地総合整備促進等事業 (平成6年)	109	13,281  (13,251)	12,686  (12,686)	12,485  (12,485)	6,787	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等を図るため、住宅やコミュニティ施設などの整備、道路・公園などの公共施設の整備や土地利用の共同化、高度化に資する優良建築物等の整備に対して支援を行う。(補助率1/2、1/3等)。なお、地方公共団体向けの支援については、原則、社会資本整備総合交付金に移行。	3	住宅市街地総合整備事業及び優良建築物等整備事業の事業実施地区数  平成28～令和7年度の期間内に建替等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。
(9)	密集市街地総合防災事業 (平成27年度)	110	3,711  (3,276)	4,616  (4,529)	6,374  (6,299)	5,774	地震時等に大規模な延焼を伴う火災による大きな被害の発生が予想される密集市街地において、官民が連携した協議会が作成する密集市街地総合防災計画に基づき、 ・延焼しにくい市街地の形成による避難・消防時間の確保(老朽住宅の除却、延焼防止性能の高い建築物への建替促進、共同化、小公園の整備など) ・居住者等の安全な避難地への避難ルートの確保(道路整備、細街路の拡幅、沿道の耐震化など) ・隙間の無い延焼の防止・遮断(道路整備、公園等の空地の整備) ・地域の生活基盤の強化 等の取組を総合的に実施する。(補助率:1/2、1/3等)	43	・密集市街地総合防災事業を実施している地区 ・密集市街地総合防災事業を実施している面積  「地震時等に著しく危険な密集市街地」(平成23年時点5,745ha)について、令和2年度までにおおむね解消する。
(10)	空き家対策総合支援事業(平成28年度)	111	2,692  (2,531)	2,251  (2,143)	2,453  (2,282)	3,500	空家等対策計画の策定及び空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携する等の総合的な空き家対策であることを要件に、市区町村等による空き家の活用や除却等の取組を支援を行う。	8	空き家対策総合支援事業を実施している市区町村数  7年度までに全市区町村の概ね8割が空家等対策計画を策定する。
(11)	地域居住機能再生推進事業 (平成25年度)	112	46,735  (46,557)	44,178  (43,972)	44,065  (39,809)	33,740	地方公共団体、地方住宅供給公社等が地域毎に協議会(地域居住機能再生協議会)をつくり、関係者の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建て替えをPFIの手法も活用しつつ実施するとともに、集約化により創出した団地余剰地への子育て支援施設、サービス付き高齢者向け住宅や医療・福祉施設等の導入等により、地域全体の居住機能を再生するための支援を行う。	3	地域居住機能再生推進事業を実施している地区数  平成28～令和7年度の期間内に建替等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。



(12) 耐震対策緊急促進事業	113	9,293 (5,998)	11,071 (7,288)	10,138 (7,339)	11,500	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる不特定多数の者が利用する大規模な建築物、防災拠点及び緊急輸送路沿道建築物の耐震化や超高層建築物の長周期地震動対策を行う者に対し、重点的・緊急的な支援を実施する。	47	当該年度の交付決定件数(耐震診断・補強設計・耐震改修の計) 令和2年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%まで引き上げる。
(13) スマートウェルネス住宅等推進事業	114	22,011 (17,590)	28,548 (16,303)	27,500 (12,447)	25,000	①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。(補助率1/10、1/3、限度額120万円/戸等) ②住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とするものに対し、改修費の補助を行う。(補助率1/3、限度額50万円/戸等) ③スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 高齢者等の居住の安定確保と健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。(補助率1/10等) ④地域生活拠点型再開発事業 子育て世帯等のための生活支援施設や住まいの整備を行う市街地再開発事業等に対し補助を行う。(補助率:国1/3、地方公共団体1/3)	4.5	-
(14) 災害時拠点強靱化緊急促進事業(平成26年度)	115	3,000 (1,633)	3,000 (797)	3,000 (1,056)	3,300	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	-	当該年度の当該事業実施件数 ・帰宅困難者対策(都市再生安全確保計画等)に基づく対策の実施、災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施)に取組む地域数/1日あたりの乗降客が数30万人以上の駅周辺地域 ・耐震化された病院(災害拠点病院を含む)数/病院(災害拠点病院を含む)数
(15) 地域型住宅グリーン化事業(平成27年度)	116	13,978 (11,457)	13,747 (10,081)	11,650 (8,938)	13,500	耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。	12.32	事業実施件数 新築住宅における認定長期優良住宅の割合、省エネ基準を満たす住宅ストックの割合
(16) 長期優良住宅化リフォーム推進事業(平成28年度)	117	3,616 (3,407)	3,775 (2,568)	3,354 (2,016)	4,500	既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率:1/3)	13.32,47	- -
(17) 防災・安全交付金(平成24年度)	419	1,194,712 (1,192,793)	1,221,491 (1,219,152)	1,347,337 (1,330,804)	983,258	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	40、41、42、43、44、46	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(18) 下水道事業におけるアセットマネジメント推進経費(平成31年度)	108	- -	- -	31 (30)	26	地方公共団体における下水道事業の持続可能な運営に向け、事業体毎の経営状況やサービスレベルの状況を分析し、各種経営改善の取組による事業の効率化の効果やサービスレベルへの影響評価等について検討し、そのノウハウを取りまとめるとともに、経営改善の取組に関する研修等のプログラムを国で作成し、技術力や職員数が不足している地方公共団体を主な対象として当該プログラムを実施することで、地方公共団体の経営基盤強化に向けて必要な知見を有する人材を育成する。	-	研修参加者数及び事業効率化や経営改善の評価手法に関する地方公共団体向け技術資料の作成 公営企業会計の導入状況
(19) 自助共助の促進による減災対応方策マニュアルの作成経費(令和2年度)	新02-010	- -	- -	- -	14	水防法に基づく雨水出水特別警戒水位の設定について、新たに地下街以外の地区を対象とした雨水出水特別警戒水位設定要領を作成する。また、内水氾濫の特性を踏まえた住民の避難行動や水防活動を促進するため、自助共助の促進による減災対応方策マニュアルを作成する。	-	自助共助の促進による減災対応方策マニュアルの作成 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合を令和2年度までに100%にする。
施策の予算額・執行額		215,714 (129,437)	182,514 (110,273)	177,930	141,494	【施政方針】 ・第162回国会 施政方針演説(平成17年1月21日) (業績指標39、40) ・第166回国会 施政方針演説(平成19年1月26日) (業績指標39、40) ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日) (業績指標42) ・第183回国会 施政方針演説(平成25年2月28日) (業績指標42、46) ・第186回国会 施政方針演説(平成26年1月24日) (業績指標46) ・第189回国会 施政方針演説(平成27年2月12日) (業績指標42) 【閣決】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)(業績指標40、41、42、43、44、45、46、47)		
備考								

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑫)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局		作成責任者名	河川計画課長 廣瀬 昌由	
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
49	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37% ②約32%	平成26年度	①約42% ②約37%	①約47% ②約42%	①約55% ②約47%	①約59% ②約53%	①約64% ②約60%	①約75% ②約77%	令和2年度	【指標の定義】 ①河川堤防の整備率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合 ②水門・樋門等の耐震化率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定		
50	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	①約71% ②約55%	平成26年度	①約71.3% ②約55.3%	①約71.8% ②約55.5%	①約72.2% ②約55.8%	①約72.9% ②約56.2%	①約73.8% ②約56.5%	①約76% ②約60%	令和2年度	【指標の定義】 人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定		
51	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	0%	0%	9%	39%	44%	100%	令和2年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村数の割合(=①/②%) ①:洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数 ②:想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。 なお、浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行うこととしている。		
52	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約37%	平成26年度	約38%	約39%	約40%	約40%	約41%	約41%	令和2年度	【指標の定義】 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険浸流等の数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定		
53	土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数	①約42万区域 ②約40万区域	平成26年度	①約48万区域 ②約44万区域	①約53万区域 ②約49万区域	①約57万区域 ②約53万区域	①約63万区域 ②約57万区域	①約67万区域 ②約62万区域	①約65万区域 ②約63万区域	①令和元年度 ②令和2年度	【指標の定義】 ①土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数 ②土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定		
54	TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	27都道府県	44都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	令和2年度	【指標の定義】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体の実働訓練にTEC-FORCEが参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。 早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成32年度までに全都道府県で実施することを目標としている。		
55	国管理河川におけるタイムライン策定数	148市区町村	平成26年度	344市区町村	657市区町村	730市区町村	730市区町村	730市区町村	730市区町村	令和2年度	【指標の定義】 国管理河川における洪水浸水想定区域内にある市区町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定数 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに、国管理河川における洪水浸水想定区域内の市区町村(730市区町村)全てにおいて、策定することを目標として設定		
56	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	0	75	801	890	931	約900	令和2年度	【指標の定義】 最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。		

達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連1-⑧)	0055	237,064	212,009	313,871	340,781	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。 このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等、補助対象:地方公共団体)	49	河川改修事業(直轄・補助)及び 総合水環境整備事業(直轄)の実施箇所数  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに 約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水 に対する河川の整備率(国管理区間)  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに 約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水 に対する河川の整備率(県管理区間)  令和2年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた 家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から 約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水 のおそれのある家屋数
(2) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	0118	10,291	13,938	14,371	-	台風や集中豪雨等による自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するために、浸水被害を受けた河川の河道掘削や道路の崖崩れ発生箇所における崖崩れ対策、波浪被害を受けた港湾、海岸保全施設の護岸の嵩上げ等の再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するために、道路交通事故を受けて防護柵を整備する等の事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)	-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度毎に災害等発生状況が変化するため、事前に活動 見込みを示すことは不可。  ・推進費の緊急配分により、再度災害防止等効果を約9ヶ月 早期発現することを目標とする。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との再度災 害防止の効果発現の短縮期間
(3) 河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊 急事業)(平成7年度)	0119	8,288	9,910	7,986	5,057	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。 このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。  ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等 補助対象 地方公共団体	49	・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度完了予定の事業の整備延長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成28年度完了予定の事業の整備延長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業の整備延 長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの)  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成27年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成28年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数
(4) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15 年度(補助))	0120	135,757	155,060	171,226	165,037	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。 このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	49	ダム建設事業の実施箇所数 (直轄事業、水資源機構事業、補助事業)  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する国管理河川の整備率を令和2年度末までに約 71%から約76%とする。 ・人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する河川の整備率(国管理区間)

(5)	河川・ダム維持管理事業 (昭和元年度以前)	0121	161,272 (160,916)	159,504 (159,303)	219,508 (218,998)	178,115	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施する。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等(以下、「河川管理施設」という。)の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、河川管理施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施するとともに、河川管理施設の補修や、老朽化等に併い低下した機能回復等を実施する他にも、ダムの操作、堤体と貯水池の点検、巡視、補修及び、更新等を実施する。	-	・河川管理延長(河川区間) ・河川管理施設数 ・ダム数(国・水資源機構)  ・河川管理施設の補修等により安全が保持された河川周辺の人口 ・ダムの補修等により安全が保持されたダム下流の人口 ※直轄管理区間のみ
(6)	砂防事業 (明治31年度)	0122	83,705 (83,239)	88,528 (88,243)	116,978 (116,766)	126,565	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備を整備する。これにより、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	52	・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所  令和2年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率  令和2年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
(7)	砂防管理事業 (平成20年度)	0123	767 (766)	546 (545)	683 (683)	1,488	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	-	除石量  適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(8)	地すべり対策事業 (昭和27年度)	0124	7,668 (7,589)	6,986 (6,927)	8,996 (8,565)	12,129	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。また、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表水・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	-	・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所  重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率
(9)	急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	0125	16 (16)	16 (13)	574 (574)	2,002	急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。 また、急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護するものである。 (直轄:国費率10/10、補助:国費率1/2等)	52	・急傾斜地崩壊対策に関する検討業務 ・補助事業実施箇所  令和2年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率  令和2年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
(10)	下水道事業 (昭和32年度)(関連1-⑧、⑩)	0056	5,284 (4,150)	5,968 (5,884)	9,429 (9,119)	29,573	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※( )は補助率 ①民間活力イノベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	-	-
(11)	防災・安全交付金 (平成24年度)	0419	1,194,712 (1,192,793)	1,221,435 (1,219,152)	1,347,337 (1,330,804)	983,258	地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース)  社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(12)	水害等統計作成経費 (昭和36年度)	0126	13 (12)	13 (11)	13 (12)	12	①毎年、1月1日から12月31日までの間に発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益事業者施設等の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業者被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託のうえ、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することができる統計書等の作成。	-	水害統計の作成  水害統計ホームページ閲覧件数
(13)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	0127	19 (19)	19 (19)	19 (19)	19	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	-	全国の洪水予報施設の保守点検  適切に機能を発揮している予報施設数
(14)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	0128	39 (39)	39 (39)	40 (40)	40	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	-	全国の河川水理調査箇所数  統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合

(15)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	0129	8 (8)	8 (8)	7 (7)	7	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 全国832箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数
(16)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	0130	95 (95)	95 (95)	67 (67)	67	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一般河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	全国の洪水予報施設の更新 適切に機能を発揮している予報施設数
(17)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	0131	65 (65)	65 (65)	65 (65)	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	我が国から主張を行った水・防災分野における国際会議の開催数 我が国の主張を発信した水・防災分野に関する国際会議等における国連加盟国の出席数
(18)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	0132	4 (0)	4 (4)	4 (0)	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)の形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰が発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施 土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報等の通知回数
(19)	海岸事業 (昭和24年度)(関連:1-④)	0028	13,037 (13,030)	12,108 (12,088)	17,021 (17,017)	15,598	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	・海岸事業実施箇所数(直轄) ・海岸事業実施箇所数(補助) ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を令和2年度までに約69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を令和2年度までに約76%まで整備する。
(20)	防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費 (平成30年度)	133	-	22 (21)	32 (32)	40	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(21)	要配慮者利用施設における実効性の高い警戒避難に関する検討経費 (平成30年度)	134	-	22 (21)	22 (22)	-	要配慮者利用施設で実施されている避難確保計画作成・訓練の実施の取組事例について、災害別に施設種別毎の利用者の避難の難しさ等を考慮し、各種取組を体系的に整理・分析した上で、要配慮者利用施設における実効性の高い警戒避難について検討する。	水防計画等に関する技術資料の作成 ・水害に関する要配慮者利用施設における避難確保計画の作成割合(計画作成施設数/対象施設数) ・土砂災害に関する要配慮者利用施設における避難確保計画の作成割合(計画作成施設数/対象施設数)
(22)	災害対策等に資する測量・観測規程等の策定に関する検討経費 (平成30年度)	135	-	14 (14)	10 (10)	-	(三次元河川管理測量マニュアル等の策定について) 本事業は、河川をより迅速かつ高密度に測量するとともに三次元で監視し、変状の把握等を迅速化することにより効率的な河川管理の実施ができるよう、レーザー測量等を用いて河川を詳細に三次元で計測するためのマニュアル等の策定を行うものである。 本事業は、IoT等新技術を活用した新しい危機管理型の水位計測機器を有効に活用するための新しいマニュアル等の策定を行うものである。	・三次元河川管理測量マニュアル等を策定(平成31年度) ・危機管理型水位観測マニュアル等を策定(平成31年度) ・三次元河川管理測量を実施した河川数 ・危機管理型水位計が設置された水系数
(23)	砂防指定地等の管理の強化・支援についての検討経費 (平成30年度)	136	-	6 (5)	6 (5)	-	明治時代など古い時代の字指定などで資料が不足している等を理由に、砂防指定地の範囲が曖昧な地域に対して、実際に復元作業を実施し、指定範囲を明確にするための方法を検討し、事例集として取りまとめ、他地域に展開する。また、都道府県、市町村へのヒアリングや現地調査を行い、砂防指定地の管理の実態を把握する。調査の結果は、管理の優良事例、失敗事例として取りまとめ、都道府県へ展開する。	砂防指定地の指定範囲再現、砂防指定地の管理状況に関する事例集数 砂防指定地に係る固定資産評価額の減価補正に係る資料提供率(提供済都道府県数/都道府県数)
(24)	TEC-FORCEの体制強化のための民間人材育成・確保に必要な経費(令和元年度)	137	-	-	14 (14)	11	TEC-FORCEの活動支援に必要となる民間人材に対し、技術等を習得させるため、人材育成プログラムを企画立案・実施する。また、人材育成プログラム修了者を登録・管理するシステムを構築・運営することで、一定程度の民間人材を確保するとともに、定期的に研修・訓練への参加を促し、民間人材の能力を維持することで、リエゾンや被災状況調査等、被災自治体を支援する体制の初動対応能力の向上を図る。	平成34年度までに、人材育成プログラムを修了し管理システム 人材育成プログラムに基づく研修・訓練の実施回数 ※平成31年度は試行的実施を見込んでいる。
(25)	噴火時の緊急調査及び緊急ハード対策に関するマニュアルの作成経費(令和元年度)	138	-	-	12 (11)	12	遠隔操作技術等を活用し、噴火により立ち入り困難な地域における降灰分布や降灰厚分布を、詳細かつ迅速に把握する手法や機器の仕様等を検討する。検討結果をマニュアルとしてとりまとめ、既存の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に追記し、改定する。	平成36年度までに火山災害警戒地域の指定された49火山において改訂後の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に基づいた火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を行う。 噴火時の緊急調査に関するマニュアル作成を目的として開催した検討回数
(26)	気候変動の影響を考慮した高潮特別警戒水位の設定方法に関する検討経費(平成31年度)	139	-	-	10 (10)	8	高潮特別警戒水位の検討が先行している自治体の検討手順及び検討過程における課題等を収集・整理し、手引きとしてとりまとめる。また、日本沿岸における過去の潮位観測結果を収集し、気候変動による海面水位変動の実績量を把握する。	令和2年度までに水防法に基づく高潮特別警戒水位が設定されている沿岸数を24にする。 高潮特別警戒水位の設定の手引き(案)の作成数

(27)	水門・陸閘等の閉鎖に係る共通認識形成に必要な経費 (平成30年度)	140	-	6	6	-	浸水シミュレーションを用いた合意形成に係るケーススタディの実施及び新技術の適用条件や有効性の整理を行う。	水門・陸閘等の閉鎖・統廃合又は新技術を活用した自動化・遠隔操作化について調査を実施した箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率(海岸)(=自動化・遠隔操作化されている水門・陸閘等の基数/南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の基数)
(28)	防災・減災対策等強化事業推進費 (令和2年度)	新02-0011	0	0	0	31,001	以下の防災・減災対策の強化を行う公共事業を対象に、年度途中で緊急的かつ機動的に関係府省庁へ予算を配分する。 ・事前に防災・減災の強化を図るための事前防災・減災対策 ・災害を受けた地域における再度災害防止対策 ・公共交通(陸上交通・海上交通・航空交通)に係る重大な事故が発生した箇所における事故の再発防止対策 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)	当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に予算配分するという性質上、事前に活動見込みを示すことは不可。 ・推進費の緊急配分により、防災・減災効果を9ヶ月早期発現することを目指す。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との防災・減災の効果発現の短縮期間
(29)	地域の精通した水害の専門家育成による地域防災力の向上の検討経費(令和2年度)	新02-0012	-	-	-	12	適切かつ実践的な助言、指導できる専門知識を有する専門家を確保し、その人材により市町村へ派遣することで市町村の人材不足、理解不足を補完し、市町村の自主的、継続的な避難訓練の実施の強化等の地域防災力向上に資する検討を行う。	専門家の市町村への派遣数 水防法第十五条に基づく、最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練の実施を令和4年度までに100%にする。
(30)	小規模な溪流対策計画策定・設計マニュアルの作成経費 (令和2年度)	新02-0013	-	-	-	13	流域面積が小さい溪流は、谷出口に住家等が近接している場合が多く、土石流が発生すると人的被害が発生する可能性が高いと考えられる。一方、流域面積が小さい溪流は、施工ヤードがせまく、進入経路の確保も困難であるなど、従来工法では施工が極めて困難となる。小規模な溪流における効果的・効率的な対策の推進を図るため、小規模な溪流に特化した土石流対策計画策定・設計手法を作成する。	小規模な溪流対策に関する検討会等の開催回数 小規模な溪流対策の普及
(31)	陸閘閉鎖等の防災情報の的確な伝達方策の検討に必要な経費 (令和2年度)	新02-0014	-	-	-	7	陸閘閉鎖等の防災情報の提供等に関する現況及び課題の把握を行い、効果的な防災情報の提供手法等の提案を行い、その提供手法等について、ケーススタディの実施による評価を行う。得られた成果はガイドラインにとりまとめ、海岸管理者に共有する。	効果的な情報伝達方策に関する調査箇所 取り残され事案の発生数
施策の予算額・執行額			838,731	953,079	803,718	808,477	【施政方針】 ・第196回国会施政方針演説(平成30年1月22日) 「防災、減災に取り組み、国土強靱化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧復興を、引き続き力強く支援してまいります。」 ・第197回国会施政方針演説(平成30年10月24日) 「治山・治水、ため池の改修など、防災・減災、国土強靱化のための対策を年内に取りまとめ、三年間集中で実施いたします。強靱な故郷、誰もが安心して暮らすことができる故郷を創り上げてまいります。」 ・第198回国会施政方針演説(平成31年1月28日) 「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」  【閣議決定】 ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日) 「強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン2018」を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。」 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日) 「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)	
備考								

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑬)

施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局砂防部 港湾局			作成責任者名	海岸室長 田中 敬也 海岸・防災課長 安部 賢	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
57 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	約39%	平成26年度	約40%	約46%	約47%	約53%	約58%	/	約69%	令和2年度	【指標の定義】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等の延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長の割合。 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。			
58 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(①津波、②高潮)	①0% ②-	平成26年度	①50% ②-	①60% ②-	①65% ②-	①70% ②0%	①72% ②25%	/	①100% ②100%	令和2年度	【指標の定義】 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(津波=①/②% 高潮=③/④%) ①:ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市区町村数 ②:津波災害警戒区域内に存する市区町村数 ③:ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市区町村数 ④:高潮浸水想定区域内に存する市区町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。			
達成手段(開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 海岸事業 (昭和24年度)(関連:1-④)	028	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)	15,598	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。					57	・海岸事業実施箇所数(直轄) ・海岸事業実施箇所数(補助) ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を令和2年度までに約69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を令和2年度までに約76%まで整備する。		
(2) 海岸事業 (昭和25年度)	033	10,394 (10,383)	9,919 (9,917)	15,934 (15,932)	13,331	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産を防護し、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。					57	・海岸事業実施箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を令和2年度までに約69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を令和2年度までに約76%まで整備する。		
(3) 防災・安全交付金 (平成24年度)	419	1,194,712 (1,192,793)	1,221,435 (1,219,152)	1,347,337 (1,330,804)	983,258	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。					57,58	社会資本整備総合計画数(全国ベース) 社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)		
(4) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	0118	10,291 (10,197)	13,938 (13,911)	14,371 (12,710)	-	台風や集中豪雨等による自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するために、浸水被害を受けた河川の河道掘削や道路の崖崩れ発生箇所における崖崩れ対策、波浪被害を受けた港湾、海岸保全施設の護岸の高上げ等の再度災害防止対策工事を年度途中に緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するために、道路交通事故を受けて防護柵を整備する等の事故再発防止対策工事を年度途中に緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)					-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数(前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度毎に災害等発生状況が変化するため、事前に活動見込みを示すことは不可。 ・推進費の緊急配分により、再度災害防止等効果を約9ヶ月早期発現することを目標とする。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との再度災害防止の効果発現の短縮期間		
施策の予算額・執行額		32,989 (25,254)	36,288 (22,005)	52,317	28,929	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【関連決定】 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成26年6月30日)、国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日) 海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)						
備考														

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑭)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官付		作成責任者名	運輸安全監理官 藤田 礼子		
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
15	【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等 (③ホームドアの整備駅数)	583駅	平成25年度 665駅	686駅	725駅	783駅	855駅		800駅	令和2年度	ホームにおける旅客の転落・接触を防止するため、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において、令和2年度までに800駅にホームドアを整備することとされていることから設定している。			
59	首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*	97%	平成29年度 96%	97%	97%	97%	98%		100%	令和4年度末	首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)において、主要駅や高架橋等の耐震対策について令和4年度末までに実施することとされていることから業績指標を設定している。			
60	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数)	①363人 ②33,336件	平成28年 ①403人 ②36,499件	①363人 ②33,336件	①352人 ②32,655件	①337 ②30,818	①333 ②27,884		①235人以下 ②23,100件以下	令和2年	平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして、平成29年6月に「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定し、令和2年までの新たな事故削減目標(事業用自動車による交通事故死者数減、人身事故件数減、飲酒運転ゼロ)を設定していることから、その事故削減目標を本指標として設定している。			
61	商船の海難船舶隻数	386隻	平成23年～27年の平均海難船舶隻数 382隻	334隻	296隻	388隻	366隻		204隻未満	令和11年	第10次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(約1,200隻以下)することを目指す。)に準じた目標設定とする。 第10次計画では第9次計画期間の年平均船舶事故隻数の約47%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から47%削減した204隻未満を目標とする。			
62	船員災害発生率(千人率)	-	9.3‰	9.3‰	8.6‰	8.8‰	集計中		第10次船員災害防止基本計画期間(平成30年～令和4年度)の年平均値から16%減少	第11次船員災害防止基本計画期間(平成30年～令和4年度)の平均(8.1‰)	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。 死傷災害の発生率(千人率)について、第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の年平均値と比較して、第11次基本計画期間(平成30年度から令和4年度まで)の年平均値を16%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成25～28年度の発生件数及び平成25～28年度の船員数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は、計画期間(5年間)の平均値を比較する。			
63	航空事故発生率(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率*、②航空運送事業許可及び/又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率*、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率*、④個人に係る航空事故発生率*)	①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04	平成30年 -	-	-	-	-		①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下	令和14年	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年(平成30年)の現行の計算による目標値(平成25年～29年の5カ年平均値の7%減)を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)									
1	運輸安全マネジメント制度の充実・強化	141	42 (37)	39 (34)	40 (32)	37	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの実施等を行っている。				60,61,62,63	・運輸安全マネジメント評価回数 ・運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数		
2	交通安全対策推進経費(平成28年度)	143	17 (14)	17 (12)	16 (13)	15	地方自治体における交通安全対策の推進並びに交通事故相談活動を通じた損害賠償の適正化及び安全啓発等により、交通の安全確保や交通事故被害者等の福祉の向上を図るため、地方自治体における交通安全対策の課題等の実態把握、分析、好事例の選別を行い、情報共有するとともに、都道府県・政令指定都市に設置されている交通事故相談所の相談員が複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処できるよう、交通事故相談の実務必携の発刊や相談員研修の開催等を通じて当該相談員の育成を図り、周辺市町村を含めた交通事故相談員全体の資質を向上させることにより、全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を確保する。				-	調査件数、実務必携発刊及び、研修等開催回数 ・令和2年までに年間の24時間交通事故死者数を2,500人以下とする。 ・令和2年までに年間の交通事故死傷者数を50万人以下とする。 ・交通事故発生件数に対する相談件数の割合を10%以上とする。		



3	公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	142	4	4	4	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、相談窓口の設置、周知活動等を実施</li> <li>公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂いたための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催</li> <li>被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施</li> <li>被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成</li> <li>公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進</li> </ul>	-	研修の開催数 プロモート活動  研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数 被害者等支援計画の策定事業者数
			(2)	(3)	(2)				
4	鉄道施設総合安全対策事業 (老朽化対策等) (平成20年度)	145	5,417	4,864	5,621	3,526	列車の安全輸送及び安定輸送並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保するため、鉄道総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助する。 <補助率> ○老朽化対策事業 補助対象経費の1/3以内 ○浸水対策事業 補助対象経費の1/3以内 ○踏切保安設備整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3 ○鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3以内 ○ホームドア整備事業 補助対象経費の1/3以内	-	【老朽化対策事業】 老朽化対策事業を活用した事業を実施する箇所数 【浸水対策事業】 浸水対策事業を活用した事業を実施する箇所数 【踏切保安設備整備事業】 踏切保安設備の整備箇所数 【鉄道軌道安全輸送設備等整備事業】 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助事業者数 【ホームドア整備事業】 ホームドア整備事業を活用しホームドアを整備した駅数  【老朽化対策事業】 地域鉄道等において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を0件とする。 【浸水対策事業】 河川氾濫、津波、集中豪雨における地下駅又はトンネルの浸水被害を0件とする。 【踏切保安設備整備事業】 令和2年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す。 【鉄道軌道安全輸送設備等整備事業】 地域鉄道において、線路設備や信号保安設備等の鉄道施設を原因とした鉄道運転事故を0件とする。 【ホームドア整備事業】 ホームドア整備を1日あたりの利用者が10万人以上の駅を優先整備を行いつつ、令和2年度までに全国800駅での整備を目標。
			(4,859)	(4,949)	(4,557)				
5	鉄道施設総合安全対策事業 (耐震補強等) (平成27年度)	146	1,515	1,928	3,994	1,105	中央防災会議において耐震補強の必要性が喫緊の課題であると指摘されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、片道断面輸送量が1日1万人以上であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上等一定の要件を満たす路線の高架橋等や駅の耐震対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。 また、近年、顕発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、片道断面輸送量1日1万人以上15万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車が運行する路線における、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。	59	【耐震対策事業】 当該補助金を活用し耐震対策事業を実施した箇所数 【豪雨対策事業】 当該補助金を活用し豪雨対策事業を実施した箇所数  【耐震対策事業】 令和4年度までに首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の耐震化率を概ね100%にすることを旨とする 【豪雨対策事業】 豪雨災害における河川にかかる鉄道橋りょうの流失・傾斜や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入被害を0件とする。
			(2,458)	(1,199)	(1,788)				
6	鉄道防災事業 (昭和53年度)	147	1,938	1,230	1,582	936	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	【一般防災】 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために防災工事を施工する箇所数 【青函防災】 青函トンネル機能保全のための改修事業を行う箇所数  【一般防災】 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民への被害を軽減するために防災工事を実施し、施設等が被災することによる鉄道の輸送障害を0件とする。 【青函防災】 青函トンネル機能保全のために必要な設備の改修工事を実施し、当該設備を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を0件とする。
			(1,154)	(2,090)	(1,315)				

7	鉄道技術基準等 (平成14年度)	148	248 (231)	247 (195)	247 (231)	131	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①鉄道構造物の設計方法や維持管理方法に関する調査研究 ②鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ③路面電車の車両、施設の状態等についての調査研究等を実施。	-	本事業で実施した調査研究の件数  鉄道運転事故による乗客の死亡者数等
8	鉄道安全対策等 (平成15年度)	149	60 (47)	60 (44)	63 (46)	55	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取り組みが適切であるか等について保安監査を実施するほか、保安度を向上させるため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	-	保安監査の実施回数等  鉄道運転事故による乗客の死亡者数等
9	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	150	82 (55)	118 (82)	62 (46)	56	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	60	自動車運送事業者に対する監査実施件数  ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
10	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	151	32 (28)	31 (31)	46 (40)	36	タクシー業務適正化特別措置法に規定する単位地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該単位地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国60ヶ所の単位地域における運転者登録(法人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。  全国におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
11	自動車保安対策 (昭和41年度)	152	34 (28)	32 (23)	30 (24)	21	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	60	整備管理者研修等実施回数  ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
12	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年度)	153	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数  貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
13	リサイクル部品の活用の推進 (平成25年度)	154	2 (1)	1 (1)	1 (1)	3	リサイクル部品の活用の推進のため、ポスターやチラシを作成して周知・啓蒙活動を行う。 リサイクル部品に関する品質保証の方法や、自動車ユーザーへ必要な情報を適切に提供するための調査等を行う。	-	自動車リサイクル部品の活用推進に係る啓発ポスター・チラシの作成  ①産業廃棄物の業種別(サービス業)排出量 ②事業用自動車の車両故障に起因する重大事故件数
14	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年度)	156	76 (72)	48 (47)	18 (17)	45	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、各船舶の安全基準への適合状況や過去の検査履歴等の船舶に関する情報の透明性向上、ひいては海運関係者による安全基準に満たない船舶の自発的な使用抑制に貢献する。これらの取組み等によって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	61	国際会議における新基準、指針等の決議数  関連する業績指標等と同内容
15	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年度)	157	202 (180)	238 (227)	214 (194)	198	①海技士国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを適切に運用する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	61	・海技試験の実施件数 ・海技免状、小型船舶操縦免許証、締約国資格承認証の交付件数 ・船員行政QMS監査(内部監査)の実施件数  平成23年～平成27年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(386隻)を、平成32年までに12%減(339隻未満)、平成41年度までに47%減(204隻未満)することを目指す。
16	小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	158	17 (14)	16 (13)	15 (11)	13	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前検査等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリナ、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査を受検するようパトロール指導及び周知啓発の実施回数 小型船舶操縦者に対する、遵守事項に関するパトロール指導及び周知啓発の実施回数  第10次交通安全基本計画に基づき、我が国周辺で発生する小型船舶の事故隻数を令和2年までに少なくとも1,532隻未満とする。

17	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要経費 (平成21年度)	159	216	220	222	237	船舶法、船舶のトン数の測度に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測度及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	61	船舶検査等(測度を含む)を実施した延べ件数 関連する業績指標等と同内容
			(208)	(200)	(191)				
18	ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	160	108	102	101	97	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	61	PSGで実施した延べ隻数 関連する業績指標等と同内容
			(94)	(94)	(84)				
19	国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	161	119	120	134	128	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む177の国及び地域)に割り当てられる。	-	参加した総会、理事会、委員会及び小委員会の件数 IMOの各会合における審議を主導し、必要に応じた我が国の意見の反映に資するため、分担比率に相応した日本人職員割合を維持する。
			(119)	(120)	(133)				
20	北大西洋流水監視分担金 (平成21年度)	162	8	12	3	11	北大西洋における海上での人命の安全、航海の安全及び効率並びに海洋環境の保護を目的として、「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)第5章第6規則の規定に基づき、水の監視機関(米国沿岸警備隊)が氷の季節(2月15日～7月1日)に氷の監視業務並びに氷の状態の調査及び観測を実施し、氷山海域を通航する全船舶に対して係る情報を提供しており、業務の経費を負担するものである。	-	米国より、係る情報の提供を受け、氷山海域を通航した日本籍船の全船腹量(米国の集計)。 本施策により、氷山海域を通航する船舶の海難をゼロとする。
			(8)	(8)	(3)				
21	危険物・特殊貨物の海上運送における安全対策 (平成28年度)	163	5	7	7	6	我が国の輸出コンテナ関係者が多岐に亘ることや国際機関の審議・諸外国の動向等に応じ、荷送人等の適格性担保のための方策が求められていることに鑑み、国内外における危険物等の海上輸送に係る実態把握や規制方策の改善検討の取組みを通じて、安定的な国際海上輸送を確保する。	-	コンテナ輸送に係る制度説明・実態調査等を通じた荷送人への指導の件数。 コンテナ総重量などの貨物情報の未申告等に起因するコンテナ船の海難事故ゼロを維持する。
			(2)	(6)	(5)				
22	海事分野における電子証書の導入 (令和2年度)	新02-0015	-	-	-	55	船内備置が義務付けられている各種証書については、従来の紙の証書の場合、真正性を直ちに確認することができないこと、交付された証書が船舶に備置されるまでに多大な時間を要し直ちに航行できないこと等を背景に、海運事業者等から各種証書の電子化の早期実施について強く要望がある。こうした中で、国際海事機関(IMO)の簡易化委員会(FAL)において、電子証書の利用及び受入促進を目的としたガイドラインが発行されており、世界有数の船舶国であるパナマ等の主要国において同ガイドラインに準拠した形の電子証書の交付が開始されている。このため、我が国においても、各種証書の真正性を確保するとともに、デジタル・ガバナメントの推進により、船会社の手続きや管理負担を抜本的に改善するため、船内備置が義務付けられている各種証書の電子的な発給システムを整備する。	-	船内備置が義務付けられる全ての条約証書を電子的に発給するための環境を整備する。 電子証書システムの構築
			-	-	-				
23	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	164	73,856	74,505	73,556	75,599	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。 【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	-	維持管理・運営する空港数 維持管理・運営する航空保安無線施設数 維持管理・運営する航空路施設数 維持管理・運営する教育施設数 空港等の維持管理・運営業務に起因して発生した航空機事故件数
			(69,124)	(68,913)	(68,229)				
24	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	165	10,408	13,446	19,620	10,236	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するものである。	-	国から費用分担・補助を受け、ハイジャック・テロ防止対策を実施する空港等数(国管理空港) 国から補助を受け、ハイジャック・テロ防止対策を実施する空港数(国管理空港以外) 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数0件を目標とする。昨年度も成果実績は0件を達成している。
			(10,408)	(11,688)	(19,620)				
25	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	166	3,386	3,444	3,562	3,627	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線就航等の38空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の維持管理・運営を行う空港数: 81空港 空港の気象に関する観測通報数: 572,933回 空港及び空域の気象に関する予報・警報等の発表数: 294,859回 空港及び空域の気象に関する解説回数: 76,439回 航空用気象資料の提供枚数: 1,084,780枚 空港の予報通報の信頼性: 99.7% 空港の観測通報の信頼性: 99.7%
			(3,310)	(3,369)	(3,511)				

26	航空輸送安全対策 (昭和27年度)	167	202 (189)	233 (222)	245 (238)	299	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランフィンスペクション)等を実施している。	63	・国内主要航空会社に対する立入検査 ・外国航空機に対する立入検査(ランフィンスペクション) ・機長・査察操縦士に対する認定審査・定期審査 ・航空身体検査医等に対する立入検査  ・定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率を成果指標とする。 ・航空運送事業許可及びび／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率を成果指標とする。
27	航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	168	44 (43)	45 (44)	54 (54)	76	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づき技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行う者とする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。 国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。 また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	技能証明に係る試験(学科)を公正かつ適性に行った回数  -
28	国産旅客機開発に伴う安全性 審査方式の導入 (平成21年度)	169	111 (109)	111 (104)	117 (101)	132	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率  国産ジェット旅客機における航空事故発生件数
29	国際民間航空機関分担金・拠 出金 (昭和28年度)	170	630 (630)	667 (667)	695 (695)	566	【事業目的】 国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている、国際民間航空機関(ICAO)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICAOの設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICAO加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」に対し、一定の拠出を行う。 ※「アジア太平洋地域航空安全情報分析・共有実証事業」については、予定通り昨年度で事業終了したためR2は予算要求しておりません。(令和元年度執行額 5,500千円)  【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び性能率のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 等を実施。	-	理事会・常設委員会参加数  ICAOにおける意見反映に資するため、ICAOから示されている日本に望まれる職員数を達成。 ICAOにおける意見反映に資するため、我が国の分担率から算出した幹部職員数を達成
30	(独)航空大学校運営費交付 金 (平成13年度)	171	2,316 (2,316)	2,381 (2,381)	2,523 (2,523)	2,637	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名(平成30年度から108名)の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数  学生の事業用操縦士(陸上多発)及び計器飛行証明の資格取得率:91%以上
31	操縦士・整備士・製造技術者の 養成・確保対策 (平成27年度)	173	115 (108)	92 (75)	78 (75)	67	航空機の操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、技量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AQP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等)等	-	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施件数  ・主要航空会社の航空機操縦士の人数 ・主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数
32	公共交通等安全対策に 必要な経費 (平成20年度)	174	159 (152)	153 (150)	169 (163)	151	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	61,63	
施策の予算額・執行額			167,278 (154,887)	170,475 (156,363)	179,086	161,689	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑮)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する						担当部局名	道路局		作成責任者名	環境安全・防災課 道路防災対策室 (室長 橋本 啓貴) 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 (室長 濱田 禎)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				目標年度			
64 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	75%	平成25年度	76.3%	77.1%	78.3%	78.7%	79.5%	△	81%	令和2年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、令和2年度までに81%にすることとされている。 ・過年度の平均工事完了数で推移するものとして目標値を設定。			
65 生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率	-	平成26年度	-	-	15%	31%	集計中	△	約3割抑止 (平成26年比)	令和2年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率については、令和2年において平成26年比約3割抑止することとされている。 ・過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	036	895,882 (894,524)	869,533 (868,432)	747,221 (746,612)	744,587 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、令和元年度の新規開通延長は76kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保」の向上に寄与	88	-						
(2) 道路事業(直轄・交通安全対策) (昭和41年度)	175	144,160 (143,286)	151,772 (151,696)	164,327 (164,151)	173,551 -	安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路における事故危険箇所を含めた交差点改良などの実施、通学路をはじめとする歩行空間の確保のための対策(歩道の拡幅や新設など)、交通安全施設等の整備を実施。	65	通学路における歩道等の整備率 幹線道路の事故危険箇所における死傷事故抑止率 [=1-(対策後の事故件数/対策前の事故件数)]						
(3) 道路事業(直轄・維持等) (昭和33年度)	176	92,213 (92,205)	85,668 (85,650)	102,029 (101,882)	105,306 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・道路の異常、道路利用状況等を確認するための道路巡回 ・通行車両に対する安全性の確保や走行の快適性や沿道環境の向上を目的とした清掃 ・通行車両からの視認性を確保するための除草や街路樹の剪定 ・積雪等による道路の通行阻害を防止するために除雪等を実施。	64	直轄国道の管理延長 管理瑕疵件数 (路面の異常・障害に関する管理瑕疵以外も含む)						
(4) 道路事業(直轄・修繕等) (昭和33年度)	177	197,635 (197,309)	200,645 (200,434)	296,389 (295,982)	304,479 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・橋梁、トンネル、舗装等の点検・補修・補強 ・法面・斜面の防災対策 ・防雪対策、凍雪害防止等を実施。	64	道路橋の個別施設設計画の策定率 道路橋の点検実施率、トンネルの点検実施率						
(5) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	178	94,773 (94,596)	86,993 (86,877)	132,583 (132,246)	411,585 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・具体的には地域高規格道路、重要物流道路の整備、インターチェンジや空港、港湾等へのアクセス道路整備等により、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、橋梁等の大規模修繕・更新を行うことで国民の命と暮らしを守るネットワークの代替性の確保や地域・拠点の連携強化及び我が国の成長力を高める物流ネットワークの整備を行う。 ・補助率 1/2 等	88	-						
(6) 有料道路事業等 (昭和43年度)	179	48,862 (48,804)	17,646 (17,646)	30,147 (29,610)	12,720 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等	88	-						
(7) 道路事業(補助・除雪) (平成25年度)	180	14,074 (14,074)	7,166 (7,166)	7,464 (7,464)	7,802 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道のうち、積雪寒冷の度が特に高い地域における道路の交通の確保が特に必要であると指定した道路の除雪について、地方公共団体に補助を行う。 ・地方自治体の道路除雪費の支援については、年度当初に社会資本整備総合交付金で支援するほか、第4四半期に各地の積雪状況に応じて除雪の補助を実施する。 ・補助率 2/3	-	除雪実施延長 豪雪等における通行止め回数						

(8)	自動走行を含む次世代のITS構築に向けた路車協調システムに関する検討 (平成29年度)	181	40 (40)	38 (38)	35 (35)	- -	合流部や事故車両など自動運転車両が対応できない複雑な交通環境下における道路側からの情報提供の仕組みについて、技術的な検討を道路側と車両側が連携して進めるため、国土技術政策総合研究所において官民共同研究を実施。 具体的には、合流部において本線の交通状況を把握し、合流しようとするドライバー・車両に情報提供することで、円滑な合流を支援するサービスや、車両単独では検知できない前方の事故車両等の情報(先読み情報)をドライバー・車両に提供することで、事前の車線変更等を支援するサービスなどについて、収集・提供する情報内容等の具体化、情報収集・提供フォーマットの検討、実験システムの構築と実証実験、技術仕様書の検討等を実施。	-	成果報告書(合流部等での情報提供、先読み情報提供)  合流部等での情報提供に関する技術仕様書に基づいたサービスの導入地点数
(9)	自動審査システムの強化による特車通行許可の迅速化に関する検討経費 (平成29年度)	182	77 (77)	74 (73)	91 (91)	- -	特車許可の迅速化のため、未収録路線の状況整理、申請件数の多い重点収録区間のデータ収集、当該データを活用した調査票の作成、未収録区間解消に向けた効果的な収集手法の整理等、許可期間短縮に向けた道路情報便覧収録方法の実行性等を検証する。	-	道路情報便覧の追加収録延長(累積)  平均審査日数
(10)	ICT等の技術を活用した道路分野における生産性向上に係る経費 (令和元年度)	183	- -	- -	27 (27)	20 -	道路分野においてICT等の技術を全面的に活用し生産性の向上を図るため、技術活用に向けた調査や技術の仕様の確認、現場試行等を実施する。	-	道路関係の新技術の仕様確認テーマ数  新技術等を導入している施設管理者の割合
(11)	道路構造物のメンテナンスサイクル確立に向けた経費 (令和元年度)	184	- -	- -	125 124	110 -	道路構造物のメンテナンスサイクル確立に向け ・適切なメンテナンス実施に向けたメンテナンス技術者育成支援 ・新たな点検・診断技術の導入支援 ・メンテナンスサイクルの計画策定及び管理施設の集約・再編支援	-	国、地方公共団体職員を対象とした橋梁、トンネル等の点検に関する研修の累積受講人数  道路橋の点検実施率、トンネルの点検実施率
(12)	集中的な大雪時の需要抑制・利用抑制に関する対応策の検討 (令和元年度)	185	- -	- -	40 (40)	25 -	・平成30年1月の首都高速道路、平成30年2月の国道8号の福井・石川県境付近において大規模な車両滞留が発生し、当該地域の生活や経済活動に多大な影響を与えた。こうしたことから、冬期道路交通確保対策検討委員会を大雪時の道路交通確保対策について議論を重ね、平成30年5月16日に中間とりまとめが提言された。 ・中間とりまとめを踏まえ、関係機関と連携して広く社会に需要抑制の呼びかけを行うとともに、降雪情報等の情報提供を行い、効果検証を実施する。	-	大雪時が予測される場合の需要・利用抑制、行動変容ガイドラインを策定  ガイドラインに基づいて行動計画を検討した件数
(13)	道路区域外からの災害防止に関する土地利用の適正な管理を促す取組の検討 (令和元年度)	186	- -	- -	18 (18)	14 -	道路区域外からの道路への災害を防止するため、落石、倒木、人工構造物設置等に伴う災害リスクについて、土地所有者等に適正な管理を促し、安全を確保するための取組の検討を実施する。	-	土地利用の適正な管理を促す事例集  道路斜面や盛土などの要対策箇所対策率 ([対策完了数]/[要対策箇所数])
(14)	自動運転を支援する路車連携技術等に係る検討 (令和2年度)	新02-0016	- -	- -	- -	30 -	自動運転車の走行位置の補正等を道路側から支援する路車連携技術について機能面や耐久性、メンテナンス性、道路構造への影響等について検証する。検証にあたっては、海外を含む技術の動向調査を行い、整備の際の課題を整理し、試験走路等での実証実験によって検証を行う。また、得られた調査結果は、路車連携技術に係る整備・維持にあたって参考とするほか、技術基準の策定につなげる。	-	自動運転を支援する路車連携技術等に係る成果資料作成  技術調査の結果に基づき策定される技術基準等の数
(15)	ICTによる特車通行確認のためのモニタリング制度の検討経費 (令和2年度)	新02-0017	- -	- -	- -	63 -	特車通行許可の審査の迅速化のための自動審査や通行確認のためのモニタリング等の制度の見直しの検討を行うとともに、自動審査のために道路情報の充実が必要な箇所の整理・検証等を行い、検討等の結果を新たな特車審査・モニタリングシステムへ反映する方法等を検討する。	-	ICTによる特車通行確認のためのモニタリング制度の検討成果作成  新たな特車・審査モニタリングシステムの構築・運用
(16)	道路構造物維持管理情報の保存手法の最適化に関する調査検討 (令和2年度)	新02-0018	- -	- -	- -	11 -	平成26年7月から開始された全道路管理者による道路構造物に対する定期点検が平成30年度で一巡を迎えた。 今後は、平成31年度から開始されている二巡目点検について新技術等を活用して効率化を行うとともに、最適な補修方法の検討をするために、点検結果を含む道路構造物の維持管理に関する情報について、広く共有化・高度化を図る必要がある。  地方公共団体が道路構造物の維持・管理を高度化・効率化するため、アセットマネジメントに必要なデータ項目を検討(標準化)するとともに、その保存方法について検討を実施する。あわせて、地方公共団体が維持管理情報を電子化して保有する場合の支援策についても検討を実施する。	-	中長期的な維持管理を高度化・効率化する観点からアセットマネジメントに必要なデータ項目等について提示する  アセットマネジメントに必要なデータ項目を検討した道路構造物の施設数

	(17) 道路の維持管理・補修・更新費の実態把握に係る経費 (令和2年度)	新02-0019	-	-	-	11	道路の維持管理・補修・更新費の実態把握に向け、 ・補修・更新における費用や期間の把握 ・構造物種類における補修・更新費用や期間の体系化の検討 ・推計モデルによる推計値と実績での数値の相違点の把握 ・今後の推計に向けた基本項目の整理を実施。	-	令和4年度までに道路構造物の補修・更新に関するコスト算定の手引きを策定する  地方自治体の道路橋の修繕コストの算定率
	(18) ICT・ビッグデータ等を組み合わせた交通安全対策分析手法の検討 (令和2年度)	新02-0020	-	-	-	30	急速に普及が進んでいるドライブレコーダやカメラから得られる画像等のデータから衝突に至る可能性のあるヒヤリハット事象を抽出する人工知能の社会実装を実現するため、①民間企業等有する人工知能等の要素技術の調査、②要素技術を用いてヒヤリハット事象を抽出する人工知能の開発を支援するための危険事象の抽出精度の検証、③ヒヤリハット事象を抽出する人工知能の推論モデルの改良検討、④交通対策事業を行う現場における活用検討、⑤他の民間企業における人工知能開発を支援するために教師データ等の公開環境の整備、及び⑥人工知能(推論モデル)の品質検証を実施するものである。	-	交通安全対策に活用可能なICT・ビッグデータ等を組み合わせた技術の公開(令和4年度)  ICT・ビッグデータ等を活用した交通安全対策を行う件数
施策の予算額・執行額			598,779 (494,448)	679,621 (486,245)	901,217	894,393	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	第186回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靭化を進めます。」	
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑬)

施策目標		16 自動車事故の被害者の救済を図る					担当部局名	自動車局		作成責任者名	大臣官房参事官(保障制度) 中山 泰宏		
施策目標の概要及び達成すべき目標		現状、年間約60万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
66	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (①訪問支援の実施割合((i)全体、(ii)新規認定者))	(i)60.6% (ii)86.5%	平成27年度	(i)60.6% (ii)86.5%	(i)66.3% (ii)88.4%	(i)69.4% (ii)100%	(i)70.7% (ii)100%	(i)73.0% (ii)87.7%	(i)65% (ii)100%	毎年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。 ・目標値については、1年間に介護料受給資格者の6割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、当面の目標として、令和3年度まで毎年度に、介護料受給者の65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。 ・また、これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者に対して100%とすることを旨とする。		
66	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率)	12.8%	平成25年度	76.6%	87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100%	令和2年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的被害が大きく発生しているところであり、在宅の重度後遺障害者の安定的な療養生活の維持や介護者の肉体的・精神的な負担の軽減を図る必要があるため。 ・目標値については、平成25年度より事業として開始した在宅の重度後遺障害者の短期入所を受け入れる協力施設の全国カバー率を令和2年度までに100%とすることを目標値として設定。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)								
(1)	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払 (昭和30年度)	187	2,177 (1,187)	1,833 (1,037)	1,650 (964)	1,398	ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者について、国からの迅速かつ適切な救済を実現する。				-	短縮する書類審査期間:0日 書類審査期間:17日	
(2)	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行 (昭和42年度)	188	570 (558)	570 (568)	571 (569)	571	自動車事故に係る損害賠償問題等について、公正で中立な弁護士による相談等を受けられる環境の整備を図り、自動車事故被害者の救済を図る。				-	自動車事故に係る損害賠償に関する相談件数:38,561件 示談あつ旋件数:2,110件 示談あつ旋成立率:84%	
(3)	自動車事故による被害者遺族等に対する支援 (昭和55年度)	189	20 (15)	22 (16)	20 (16)	24	自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備し、自動車事故被害者の救済を図る。				-	情報誌送付箇所数:4,044箇所 新規加入者数:40人	
(4)	自動車事故による被害者対策の充実 (昭和42年度)	190	3,626 (3,401)	3,820 (3,480)	4,469 (4,169)	4,407	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者家族の負担軽減のための支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。				66	介護料延べ受給者数:18,550人 補助対象医療機関数:1病院 補助対象医療機関数及び障害者支援施設数:38病院等 補助対象障害者支援施設等数:25施設等 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4.4点 救急医療機器設置件数:1件 短期入院(入所)受入れのための体制の整備・強化実施件数:38件	
(5)	自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業) (平成19年度)	191	1,140 (1,120)	947 (903)	990 (960)	874	事業用自動車総合安全プラン2020において掲げた、2020年までに死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下等の目標の達成に向けて、事故そのものの低減を目指した予防安全装置の取り付けや、先進技術を駆使した運行管理の高度化、運転手に対する過労運転防止のための先進的な取り組み及び事業者の安全意識を高めるための補助を行う。				-	補助金交付件数:3,014件 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数:235人 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:23,100件	



(6) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 (平成15年度)	192	6,843  (6,843)	7,180  (7,180)	7,317  (7,317)	7,350	【被害者援護業務】 ・自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に適切な治療・看護等を行う療護施設(療護センター及び療護施設機能委託病床)の設置・運営 ・介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やその家族等の介護に関する相談や各種情報の提供等 ・交通遺児等に対する育成資金の貸付け等 【安全指導業務等】 ・運行管理者等に対する指導講習 ・運転者に対する適性診断 【自動車アセスメント情報提供業務】 ・自動車の安全性能に関する評価の実施及びその公表	貸付利用者数:74人 受入患者数(各年度末入院者数):239人 介護料延べ受給者数:18,550人 指導講習受講者数及び適性診断受診者数:601,110人 自動車アセスメント等試験実施車種数:12車種  交通遺児等への生活資金の貸付に係る債権回収率:90% 療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):24人 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4.4点 インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合:50% 自動車アセスメント評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率:80%
(7) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費 (平成15年度)	193	76  (74)	138  (115)	147  (147)	140	自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を受け入れ、適切な治療・看護等を行う療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故被害者の支援を図る。	66  中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数:2件  療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):24人
(8) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化 (平成26年度)	194	59  (59)	67  (66)	64  (63)	57	事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故について、その原因分析の深化を図り、事故の要因や事故に至った背景等について必要な情報を収集するなど、より高度かつ複合的な調査分析の実現を図るとともに、より客観性、実効性のある再発防止対策の提言を行うことを目的とする。	-  事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言:9件  事業用自動車が第1当事者の交通事故における死者数:235人 事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数:23,100件
施策の予算額・執行額	14,532  (13,271)	15,234  (14,023)	16,851	15,212	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考							

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑰)

施策目標		17 自動車の安全性を高める						担当部局名	自動車局		作成責任者名	技術・環境政策課長 久保田 秀暢	
施策目標の概要及び達成すべき目標		車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、1年間に生産される大型貨物自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合を令和2年度に90%とする。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
67 大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率		54.4%	平成24年度	60.30%	66.10%	75.70%	80.90%	92.70%		90%	令和2年度	車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和2年度までに90.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものを。	
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)									
(1) 車両の安全対策(昭和39年度)	196	435	446	616	649	自動車等の技術に関して基準の国際標準化を推進するために、自動車の国際基準の策定に必要な基礎調査を実施するとともに、自動車の安全基準の拡充・強化及び先進安全自動車(ASV)の開発・実用化に必要な技術評価等の調査を行う。	-	調査研究の件数 交通事故死者数					
(2) (独)自動車技術総合機構運営費交付金(平成13年度)	197	3237	3,192	3,396	3,971	自動車保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間、整備実施件数、不具合情報の分析件数					
(3) (独)自動車技術総合機構施設整備費(平成13年度)	198	3998	4,339	3,792	6,115	自動車保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間、整備実施件数、不具合情報の分析件数					
施策の予算額・執行額		6,876 (6,322)	7,044 (6,797)	6,875	8,672	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)							
備考													

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑱)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						担当部局名	海上保安庁			作成責任者名	総務部政務課長 石塚 智之		
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
68	要救助海難の救助率	96%	平成23年～平成27年の平均	97%	95%	96%	96%	96%	95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成28年3月11日に閣議決定された第10次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保とすることが目標として掲げられている。 ※第10次交通安全基本計画閣議決定前の5年間(平成23年～平成27年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%程度と高い水準で推移しており、平成28年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。				
69	航路標識の耐震補強の整備率	78%	平成26年度	80%	81%	84%	90%	95%	100%	令和2年度	災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。 耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識229基について、令和2年度までに、そのすべてを耐震補強することとした。 【社会資本整備重点計画第2章 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		R2年度 行政事業レビュー 事業番号	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1)	航路標識の整備に関する経費(昭和23年度)	200	8,341 (8,016)	9,434 (8,577)	8,156 (7,341)	6,704	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等に鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強)等を行っている。					69			
(2)	巡視船艇の整備に関する経費(昭和23年度)	201	45,173 (42,587)	42,494 (39,507)	53,592 (52,814)	24,778	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であることから、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)を受けた大型巡視船等を整備し、また、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇等についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。					68			
(3)	航空機の整備に関する経費(昭和23年度)	202	25,616 (25,531)	20,797 (20,784)	19,250 (18,402)	11,838	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 それに伴い老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う一方、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)を受けた航空機の整備についても実施する。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。					68			

<p>(4) 巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)</p>	<p>203</p>	<p>25,918</p>	<p>33,696</p>	<p>33,777</p>	<p>37,764</p>	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行っているところである。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	<p>68</p>	
<p>(5) 航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)</p>	<p>204</p>	<p>8,713</p>	<p>11,440</p>	<p>13,122</p>	<p>15,575</p>	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	<p>68</p>	
<p>(6) 治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)</p>	<p>205</p>	<p>7,386</p>	<p>7,991</p>	<p>8,827</p>	<p>12,269</p>	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。</p> <p>また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。</p>	<p>68</p>	
<p>(7) 環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)</p>	<p>206</p>	<p>158</p>	<p>179</p>	<p>463</p>	<p>427</p>	<p>海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る事務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。</p> <p>また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。</p>	<p>-</p>	
<p>(8) 海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)</p>	<p>207</p>	<p>3,037</p>	<p>2,137</p>	<p>2,152</p>	<p>4,973</p>	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う航空基地の整備や巡視船乗組員用の宿舎建設等を行っている。</p>	<p>68</p>	

(9) 情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	208	8,212 (8,034)	8,317 (7,860)	10,980 (10,797)	8,715	海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るために行う法令の海上における励行、海難救助、海上における犯人の捜査及び逮捕等の事務を24時間体制で行っており、さらに近年においては、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備等の業務にも対応することが求められている。 これらの質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ確に行うとともに、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送するなどの対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行する上で不可欠な情報通信システムの整備及び管理を行っている。	68	
(10) 海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	209	222 (216)	206 (196)	196 (184)	196	海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	-	
(11) 海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	210	660 (645)	894 (886)	741 (714)	769	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	
(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	211	2,965 (2,928)	1,189 (1,174)	1,520 (1,503)	1,319	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	
(13) 船舶交通安全の基盤整備に関する経費 (平成30年度)	212	- (295)	365 (295)	3,311 (3,211)	9,053	海上保安庁は、船舶交通安全の確保、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務に的確に対処するため、海上保安体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備等を行っている。	68	
施策の予算額・執行額		147,320 (129,759)	154,436 (134,851)	168,704	113,409	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)四 世界一安全・安心な国</li> <li>第185回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成25年10月15日)五 現実を直視した外交・安全保障政策の立て直し</li> <li>第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)九 安心を取り戻す</li> <li>第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)冒頭</li> <li>第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)四 より良い世界への挑戦(世界の中心で輝く日本)</li> <li>第192回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成28年9月26日)六 地球儀を俯瞰する外交</li> <li>第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)四 安全・安心の国創り(生活の安心)</li> <li>第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)五 地方創生(安全と安心の確保)</li> </ul>
備考								

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑱)

施策目標	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進す							担当部局名	総合政策局物流政策課			作成責任者名	物流政策課長 飯塚 秋成	
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾および海上等における総合的な物流体系の整備を促進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
70 国際船舶の隻数	214隻	平成28年央	193隻	214隻	231隻	254隻	268隻		294隻	令和3年央	安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)を継続することにより、国際船舶の目標を約294隻(令和3年央)とした。			
71 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10%	平成28年度	9.8%	9.1%	8.6%	8.7%	8.1%		10.0%	毎年度	我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の世界の海上荷動量に占める我が国商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、その輸送比率を維持することを目標とする。			
72 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	237隻	平成29年度	197隻	219隻	237隻	261隻	267隻		300隻	令和4年度	交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされている。上記目標を達成すべく、平成30年2月26日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者(以下、「認定事業者」という。)が確保する日本船舶数を平成30年度からの5年間で1.2倍とすることを旨としており、第3期海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)においても、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。上記「基本方針」に基づき、認定事業者が確保している平成30年の日本船舶数を1.2倍、その他の事業者は横ばいとし、令和4年には約300隻に増加させることを目標値として設定するものである。上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。			
73 内航船舶の平均総トン数	715トン	平成27年度	715	712	727	747	754		858トン	令和7年度	効率的で安定した国内海上輸送を確保するためには、産業基礎物資の約8割の輸送を担う等の内航海運の特性を踏まえ、船舶を大型化させ、輸送効率を改善することが重要である。そこで、船舶の大型化の指標として、「内航船舶の平均総トン数」を用いることが有効かつ最適である。内航船舶の平均総トン数は、平成23年から平成27年までの5年間で9%以上増加している。これを踏まえ、平成29年6月にとりまとめた「内航未来創造プラン」において、今後10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、平成27年度比で20%増(858トン)という目標値を掲げているところ、本指標においても、同様の値(858トン)を目標値として設定することとする。			
74 海上貨物輸送コスト低減効果(対H25年度総輸送コスト)(①国内、②国際)	①- ②-	平成27年度	① 0.9%減 ② 1.4%減	① 1.0%減 ② 1.9%減	① 1.5%減 ② 2.6%減	① 2.2%減 ② 3.1%減	① 2.3%減 (速報値) ② 3.8%減 (速報値)		①約3%減 ②約5%減	令和2年度	①国内海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和2年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である3%を、目標として設定。 ②国際海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和2年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である5%を、目標として設定。			
75 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合	31%	平成26年度	45%	79%	80%	80%	83%		80%	令和2年度	各港湾における大規模地震対策施設の整備状況及び港湾BCPの策定状況を踏まえ、令和2年度までに施設整備及び港湾BCP策定が見込まれる港湾の割合を80%として目標に設定。			
76 港湾BCPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合	39%	平成28年度	-	39%	67%	82%	100%		100%	令和元年度	国土強靱化アクションプラン2017において重要業績指標(KPI)の一つとして設定され、これとの整合を踏まえ、令和元年度までに港湾BCPが策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関との連携した港湾BCPに基づく訓練が行われるよう目標を設定。			

77	国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数 (①北米基幹航路、②欧州基幹航路)	①週27万 TEU(欧 州:週2 便、北米: デイリー寄 港、中南 米・アフリ カ・豪州:3 方面・週 12便) ②週10万 TEU((欧 州:週1 便、北米: デイリー寄 港、アフリ カ・豪州:2 方面・週5 便)	令和元年度	-	-	-	-	①①京浜 港週27万 TEU(欧 州:週2 便、北米: デイリー寄 港、中南 米・アフリ カ・豪州:3 方面・週 12便)を維 持 ②阪神港 週10万 TEU((欧 州:週1 便、北米: デイリー寄 港、アフリ カ・豪州:2 方面・週5 便)を維持	①京浜港 週27万 TEU(欧 州:週2 便、北米: デイリー寄 港、中南 米・アフリ カ・豪州:3 方面・週 12便)を維 持 ②阪神港 週10万 TEU((欧 州:週1 便、北米: デイリー寄 港、アフリ カ・豪州:2 方面・週5 便)を維持 (令和5年 度末)	令和5年度	国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会において、「最終とりまとめフォローアップ」を平成31年3月に公表し、それまでの個別施策の取組状況と政策目標のフォローアップを行い、現在はこれに基づき、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ航路等を含めた国際基幹航路の多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組みを進めている。同フォローアップを元に設定された改正港湾法(令和元年11月成立)のKPIを踏まえ、国際コンテナ戦略港湾において現行の運航便数の維持又は増加に努めつつ、基準年度の水準以上の輸送力を毎年維持することを目標とする。
78	訪日クルーズ旅客数	41.6万人	平成26年	111.6万人	199.2万人	252.9万人	245.1万人	215.3万人	500万人	令和2年	明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標を設定。
79	都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率	68%	平成29年度	-	62%	68%	85%	87%	100%	令和2年度	災害時におけるラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送の実現に向けては、過去の災害時における課題等を踏まえ、関係主体の役割分担等を整理し、その実効性を高めることが必要になっている。支援物資の保管については、設備状況等を勘案すると、民間物資拠点を広域物資輸送拠点として活用することは有用であり、その活用可能性を高めるため、都道府県が定める地域防災計画において、民間物資拠点の活用に関する規定がなされることを目標とする。

達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 災害に強い物流システム構築事業(平成23年度)	213	10 (9)	8 (8)	13 (13)	11 -	災害時における円滑な支援物資物流を確保するため、地方ブロック毎に設置された国、地方公共団体、物流事業者等の関係者が参画する協議会において、地方公共団体と物流事業者団体との協力協定の内容の高度化促進や災害時に支援物資拠点として活用可能な民間物流施設の選定等を実施するとともに、熊本地震等で顕在化した課題を踏まえ、ラストマイルも含めて支援物資輸送を円滑に実施するための取組を行う。	79	-
(2) 物流効率化のための計画に基づき取得した特定流通業務施設に係る税制特例措置	-	- -	- -	- -	- -	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者が一定の防災機能を持ち、物流効率化に資する特定流通業務施設を取得する場合に、当該施設に対して、法人税等の割増償却や固定資産税等の課税標準の特例を講じる。	-	-
(3) 我が国物流システムの海外展開支援事業(平成26年度)	214	25 (24)	21 (21)	17 (17)	17 -	荷主、物流事業者等の関係者間の連携・協働によるデータ・システム仕様及びバレット仕様等のユニットロードの標準化、物流システムの国際標準化、国際物流のシームレス化を推進するため、北東アジア物流情報サービスマネットワーク(NEAL-NET)のASEAN等への展開、パレット等の物流機材の国際的なターナブルユースや日中韓の物流機材の標準化、コールドチェーン物流サービスに関する規格の策定及び普及方策等について調査・検討する。	-	-
(4) 海上運送対策に必要な経費(平成21年度)	0215	37 (32)	19 (19)	19 (16)	19	①外航海運分野におけるアジアとの連携強化 国際海事機関(IMO)においては、海事に関する国際ルール策定に関してはEUが主導的立場にある。このため、我が国を国際海事活動の拠点としたアジアにおける連携協調体制を確立し、国際海事活動への積極的貢献を行うことにより、我が国海事産業の競争力強化、我が国主導の安全・環境基準の策定を図る。 ②外航海運対策 我が国商船隊の国際競争力及び航行安全対策の強化を推進するために必要な施策の企画・立案により、外航海運の発展を図る。 ③内航海運・旅客船対策 内航海運について近代化を促進し、事業の安定を確保するとともに、その健全な発展を図る。また、旅客船事業について実態を把握し、必要な施策を立案する。	71 73	-
(5) マラッカ・シンガポール海峡等航行安全対策(平成20年度)	0216	35 (33)	34 (32)	33 (31)	31	マラッカ・シンガポール海峡は、我が国の輸入原油の約8割が通過することから、我が国経済・国民生活にとって極めて重要な海峡である。最大の海峡利用国である我が国としては、国連海洋法条約に基づき、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」の下、海峡沿岸国提案の支援要請プロジェクトを推進し、同海峡の安全確保等に貢献する。	71	- マラッカ・シンガポール海峡において航行に影響のある海難の発生件数をゼロとする
(6) 内航海運の効率化に必要な経費(平成29年度)	0217	21 (19)	20 (19)	19 (18)	17	内航海運を巡る諸課題の1つである「内航海運事業者の事業基盤の強化」について対応するため、船舶管理事業者登録制度やモーダルシフト船の運航情報等の一括検索システム等の施策について、推進に必要な調査・検討等を実施する。	-	-

(7)	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業 (平成29年度)	218	386 (384)	978 (972)	641 (629)	600 -	訪日クルーズ旅客数500万人の実現に向けて、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための事業を実施する者(地方公共団体又は民間事業者)に対し、その経費の一部を国が補助する。	78	
(8)	港湾整備事業 (昭和25年度)	219	198,025 (197,403)	201,131 (200,907)	204,707 (204,172)	218,337 -	国際・国内の海上輸送ネットワークの構築による国民経済の健全な発展や国民生活の質の向上等を図ることを目的として、国又は港湾管理者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備等を行う。	74~78	
(9)	改正SOLAS条約等を踏まえた総合的な港湾保安対策 (平成17年度)	220	11 (10)	11 (10)	11 (11)	11 -	2001(H13)年9月11日に勃発した米国同時多発テロを契機に改正SOLAS条約が2004(H16)年7月より発効した。同条約に規定された締約政府の義務を果たすため、国は全国統一的な観点から各国際埠頭施設の管理者が定める埠頭保安規定の承認や立入検査等を行い、同施設の管理者は当該施設に係る保安対策を実施している。このような中で、国による保安対策の確実な実施及び迅速な情報伝達体制の維持等を図ることにより、我が国の国際港湾において全国的に一定の保安水準を確保し、危害行為の防止に努めることを目的とする。	-	
(10)	港湾広域防災拠点支援施設の維持管理に必要な経費 (平成20年度)	221	35 (35)	45 (45)	46 (46)	46 -	大規模災害発生時に基幹的広域防災拠点の機能が早急に発揮されることを目的とした「港湾広域防災拠点支援施設」を国において整備しており、川崎港東扇島地区においては平成20年度から、堺泉北港堺2区においては平成24年度から供用開始しているところ。当該施設が、発災時に有効に活用されるため、日常の維持・管理を適切に実施しているものである。	75	
(11)	基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練に必要な経費 (平成20年度)	222	31 (31)	31 (31)	29 (29)	29 -	首都直下地震や近畿圏直下地震等の大規模災害時に、川崎港東扇島地区及び堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点が首都圏及び近畿圏における物流コントロール機能を担い、緊急物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施できるように、広域輸送訓練を実施する。	75	
(12)	基幹的防災拠点支援施設の復旧に必要な経費 (令和2年度)	223	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	令和元年房総半島台風により、川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点における首都圏臨海防災センターが被災したため、被災箇所(テント膜体等)の復旧を行い、防災拠点としての機能を回復を図る。	-	
(13)	老朽化化学兵器の廃棄処理に必要な経費 (平成17年度)	224	10 (10)	889 (889)	270 (270)	- -	荻田港においては、旧日本軍が投棄したと思われる致死性の毒ガスを含む老朽化化学兵器が発見されており、港湾活動や地域活動の安全性が脅かされている状況である。荻田港及び地域の安全を確保するため、老朽化化学兵器の探査及び処理業務等を行う。	-	
(14)	国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等経費 (平成24年度)	225	25 (25)	27 (27)	24 (24)	28 -	近年の国際分業の進展により、製造業や流通業においては、効率的な国際物流ネットワークの構築による、高度なサプライチェーンの形成が不可欠となっており、ICTの活用による物流体系全体の効率化が求められている。このため、本事業では、国内のコンテナ物流情報を一元的に情報提供する「コンテナ物流情報サービス(Colins)」の中でコンテナ動静情報をインターネット上で共有するシステムを用いた国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築・運営等を行う。	-	
(15)	国際戦略港湾競争力強化対策事業 (平成26年度)	226	1,581 (1,581)	1,412 (1,411)	484 (484)	562 -	コンテナ船の更なる大型化や国際基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」「創貨」「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大することを目的としている。このためには、ハード・ソフト一体の施策を実施する必要があり、本事業ではソフト施策を対象としている。具体的には、国際基幹航路の維持・拡大に必要な貨物の集約を促進することを目的とする。	77	
(16)	AIターミナル高度化実証事業 (令和元年度)	227	0 (0)	0 (0)	387 (383)	670 -	コンテナ船の更なる大型化や船社アライアンスの再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、国際基幹航路の寄港の維持・拡大による我が国の国際競争力強化を図るため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱からなる「国際コンテナ戦略港湾政策」に取り組んでいる。本事業は、「競争力強化」施策の一つとして、AI等を活用したターミナルオペレーションの効率化・最適化に関する実証をはじめとする各種実証事業を行い、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒト」を支援するAIターミナルを実現することを目的としている。	-	
(17)	港湾関連データ連携基盤の構築に必要な経費 (令和元年度)	228	0 (0)	0 (0)	372 (370)	390 -	我が国の貿易手続きは、入出港届等がEDI化され、NACCSIに統合されるなどの電子化が進んできたが、一部の手続きについては紙やメール(PDF)を用いたやり取りが残り、情報の照合に時間を要し、貨物情報への再入力などが発生している。このため、港湾をとりまく諸手続き・取引を電子化することにより、港湾物流の生産性向上等に取り組む。	-	
施策の予算額・執行額			248,523  (220,041)	266,668  (204,921)	306,970	220,770	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)</li> <li>○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016(平成28年5月)</li> <li>○防災対策推進検討会議 最終報告(平成24年7月31日防災対策推進検討会議決定)</li> <li>○海洋基本計画(平成25年4月26日)、海洋基本計画(平成30年5月15日)</li> <li>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</li> <li>○総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成29年7月28日閣議決定)</li> <li>○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</li> <li>○交通政策基本計画(平成27年2月13日)</li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月閣議決定)</li> <li>○「日本再興戦略」改訂2015ー未来への投資・生産性革命ー(平成27年6月30日)</li> <li>○第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)</li> <li>○「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)</li> <li>○未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)</li> <li>○国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)</li> <li>○国土強靱化アクションプラン2017(平成29年6月6日国土強靱化推進本部決定)</li> <li>○国土強靱化アクションプラン2018(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)</li> <li>○防災基本計画(平成30年6月29日中央防災会議決定)</li> </ul>		
備考									



令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑳)

施策目標		20 観光立国を推進する							担当部局名	観光庁		作成責任者名	観光戦略課長 小林 太郎			
施策目標の概要及び達成すべき目標		国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備え等の実現を図り、観光立国を推進する。							施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			27年	28年	29年	30年	元年									
80	訪日外国人旅行者数	622(万人)	平成23年	1,974	2,404	2,869	3,119	3,188	4,000(万人)	令和2年	平成27年の訪日外国人旅行者数は1974万人まで増加し、従来の政府目標であった2000万人の達成が視野に入ってきたことから、次の時代の新たな目標とするために必要な対応について検討するため、平成27年11月に総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を創設し、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数について、「2020年：4000万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。					
81	訪日外国人旅行消費額	0.8(兆円)	平成23年	3.5	3.7	4.4	4.5	4.8	8(兆円)	令和2年	観光立国の推進は我が国経済成長の大きな鍵であり、消費の増大により地域への経済効果を高め、地方創生への貢献を図ることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行消費額について、「2020年：8兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。					
82	地方部での外国人延べ宿泊者数	616(万人泊)	平成23年	2,514	2,753	3,266	3,848	4,309	7,000(万人泊)	令和2年	インバウンド拡大の経済効果を地方へ波及させ、地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていく必要がある。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020年：7000万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。					
83	外国人リピーター数	401(万人)	平成23年	1,159	1,426	1,761	1,938	2,047	2,400(万人)	令和2年	我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、外国人リピーター数について、「2020年：2400万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。					
84	日本人国内旅行消費額	19.7(兆円)	平成23年	20.4	20.9	21.1	20.5	21.9	21(兆円)	令和2年	我が国の観光消費額は、日本人国内旅行が占める割合が高く、国内旅行を促進し、地域への経済効果をより一層高めることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本人国内旅行消費額について、「2020年：21兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。					
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム)								
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)												
(1)	世界観光事業分担金 (昭和53年度)	0229	42 (42)	43 (43)	47 (47)	44 -	・世界観光機関(UNWTO)の活動を通じて、観光交流の拡大を目指す。 ・UNWTOの実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係地域と連携を図りつつ、UNWTOに対して効率的な運用を求めていく。 ・UNWTO加盟国等は分担金を毎年義務的に拠出することが定められている。我が国も決められた分担金を拠出するもの。	80,81	- -							
(2)	ASEAN貿易投資観光促進センター等拠出金 (昭和56年度)	0230	102 (102)	102 (102)	103 (103)	133 -	・ASEAN貿易投資観光促進センター等の活動を通じて、観光交流の拡大等を目指す。 ・ASEAN貿易投資観光促進センター、世界観光機関アジア太平洋センター、経済協力開発機構のより効果的な活動成果を引き出すため、実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係機関と連携を図りつつ、引き続きASEAN貿易投資観光促進センター等に対して効果的な運用を求めていく。 ・各種国際機関と連携し、国際会議を開催する。	80,81	- -							
(3)	観光連絡調整経費 (平成17年度)	0231	17 (14)	24 (24)	19 (19)	21 -	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出するため、年次報告書として「観光白書」の作成を行う。	-	観光白書の作成・公表(第Ⅱ部テーマ章に掲載する図表数)  観光白書ウェブサイトのアクセス件数							
(4)	観光統計整備事業 (平成14年度)	0232	522 (463)	610 (609)	653 (649)	653 -	観光統計整備事業は、平成14年度の事業開始以降、調査対象の拡充等を行いつつ継続的に実施している。訪日外客誘致施策の更なる強化、地域が主役となった観光政策の展開が求められる中、行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、観光施策の基本インフラである観光統計の整備を着実に進める。	80,81,82,83	- -							
(5)	観光地域動向調査事業 (平成20年度)	0233	29 (26)	27 (25)	24 (21)	23 -	地域の関係者が連携して地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、各運輸局管内において、地方公共団体・民間事業者・観光関係者等による協議会等を設置し、各々の役割分担に応じて、効果的に観光予算を投入し、地域の課題解決に向けた共同調査を実施し、改善に向けた方策の検討・現地調査・実証事業等を実施する。	82	- -							

(6)	事業成果管理経費 (平成15年度)	0234	881 (771)	794 (712)	41 (27)	70 -	・Visit Japan成果管理システム(VJネット)の運用 ・観光庁、独立行政法人国際観光振興機構、各地方運輸局等の間で訪日プロモーション事業を把握・共有 ・事業の振り返りによる今後のプロモーション計画の策定	80,81,82,83	- -
(7)	国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進 (平成20年度)	0235	201 (180)	201 (182)	156 (95)	163 -	国際会議等(MICE)の誘致・開催を促進するため、 ①アドバイザー派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等による世界トップレベルのMICE都市の育成 ②地域産業、観光資源、ユニークベニュー等地域の特性を活かしたMICEの推進等に取り組む。	80,81	- -
(8)	通訳ガイド制度の充実・強化 (平成22年度)	0236	30 (23)	26 (22)	55 (43)	54 -	改正通訳案内士法施行後の通訳ガイドの状況を的確に把握し、訪日外国人旅行者の急増やガイドニーズの多様化等に適切に対応するとともに、改正通訳案内士法の附帯決議を踏まえ、通訳案内士の認知度向上や就業環境の改善に向け取組を進める。	80,81,82,83	- -
(9)	(独)国際観光振興機構運営 費交付金(一般勘定) (平成15年度)	0237	11,720 (11,720)	10,699 (10,699)	15,504 (15,504)	8,717 -	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝 (国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方への誘客等) ・外国人観光旅客に対する観光案内所の運営 ・全国通訳案内士試験事務の代行 ・国際観光に関する調査及び研究 ・国際観光に関する出版物の刊行 ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等	80,81,82,83	- -
(10)	ユニバーサルツーリズム促進 事業 (平成24年度)	0238	20 (17)	18 (14)	16 (8)	14 -	高齢者、障害者、乳幼児連れ旅行者、外国人等を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、地方自治体、NPO等の幅広い関係者の協力の下、地域の受入体制の強化を進めるほか、ユニバーサルツーリズムに関連する旅行商品の造成、普及を促進する。	80,81,82, 83,84	- -
(11)	観光人材育成支援事業 (平成27年度)	0239	370 (327)	315 (273)	175 (146)	145 -	観光産業において国際競争に伍していくトップレベルの経営人材を創出するために、一橋大学及び京都大学の大学院段階における観光MBAの設置・運営等について支援を実施。また、地域の宿泊業をはじめとした観光産業を担う中核人材の育成・強化のための取組として、全国複数大学において産学連携の社会人向けの講座の実施を支援するとともに、深刻化する人手不足への対応を強化するため、国内における女性・シニア・就職氷河期世代等の活躍を促進するモデル事業や外国人材受け入れのための環境整備を実施し、観光産業の即戦力となる実務人材確保・育成のための取組を図る。	80,81,82, 83,84	- -
(12)	訪日外国人旅行者受入環境 整備緊急対策事業 (平成27年度)	0240	16,580 (14,207)	14,478 (12,700)	7,996 (7,449)	5,412 -	訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。 また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。	80,81,82,83	- -
(13)	テーマ別観光による地方誘客 事業 (平成28年度)	0241	151 (135)	151 (121)	74 (57)	24 -	同じテーマで観光振興を図る複数地域によるネットワーク化を促進するために、複数地域のネットワークを構築するとともに、観光客のニーズや満足度を調査し、観光資源を磨き上げるためのアンケートやモニターツアー、これら調査結果等を踏まえた観光客の受入体制強化や共通マニュアル作成、情報発信の強化、シンポジウム開催によるネットワーク拡大等の取組を実施する。	80,81,82, 83,84	- -
(14)	健全な民泊サービスの普及 (平成29年度)	0242	70 (54)	109 (109)	193 (188)	194 -	民泊に関する相談、問い合わせ等にワンストップで対応できる民泊制度コールセンターの活用及び、手続等に関する民泊制度運営システムの活用等により、制度周知や手続等の利便性を向上させ、健全な民泊サービスの普及を図る。	80,81,82, 83,84	- -
(15)	宿泊施設における生産性向上 (平成29年度)	0243	40 (40)	107 (67)	79 (52)	58 -	宿泊施設の実業性向上を支援するため、宿泊事業者を対象に、経営者のスキルアップや意識改革のためのワークショップを全国で実施し、マーケティング活動を通じた付加価値の向上を推進する。また、地域の宿泊施設全体の生産性を向上させるため、地域の宿泊事業者等を構成員とした協議会を対象に、宿泊施設の連携による社員共同活用や滞在型体験プログラムの共同開発等のモデル事業を実施する。	80,81,82, 83,84	- -
(16)	最先端観光コンテンツインキュ ベーター事業(国際観光旅客 税財源) (平成30年度)	0244	- -	450 (450)	1,300 (1,227)	341 -	『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議の提言内容及び「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の実現に向けて、訪日外国人の消費機会を拡大することを目的とし、潜在的な観光資源やVR・AR等の最先端ICTを活用した観光など、訪日外国人にとって新しい観光コンテンツの開拓・育成に関する取組を行う。	80,81,82,83	- -

(17)	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 (平成30年度)	0245	-	1,848 (1,534)	2,018 (1,124)	761 -	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。	80,81,82,83	- -
(18)	地域観光資源の多言語解説整備支援事業(国際観光旅客税財源) (平成30年度)	0246	-	300 (299)	1,000 (990)	1,050 -	訪日外国人旅行者にとって魅力的で分かりやすい解説文の充実・多言語化を図るため、解説文の作成ができる専門人材のリスト化、派遣体制の構築及びセミナーの展開を行い、地域が行う観光資源の多言語解説文の作成に対して支援を実施する。また、本事業で作成した英語解説文を元にした中国語解説文の作成を推進する。	80,81,82,83	- -
(19)	(独)国際観光振興機構運営費交付金(国際観光旅客税財源) (平成30年度)	0247	-	1,300 (1,300)	4,279 (4,279)	5,443 -	・外国人観光客の来訪を促進するための宣伝 (訪日グローバルキャンペーンの本格実施、ICT、ビッグデータの活用等による我が国の魅力発信のレベルアップ等) (ICT・ビッグデータ等の分析による個人の関心にあわせた情報の発信、先進的なプロモーションの実施 等)	80,81,82,83	- -
(20)	旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保(国際観光旅客税財源) (平成30年度)	0248	-	100 (98)	251 (249)	129 -	日本人海外旅行者の安全性を確保するため、事件・事故等の緊急時に、旅行者に対して安否確認を実施するとともに、災害情報や避難経路情報等の提供を行う情報プラットフォームを整備する。	80,81,82,83	- -
(21)	令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業(令和元年度)	0250	-	-	818 (737)	-	令和元年台風第15号及び第19号に際して災害救助法(昭和22年法律第118号)適用対象地域となった市区町村が存在する14都県に対し補助金を交付する。	80,81,82,83,84	- -
(22)	観光地における新規市場の開拓・多角化に向けた実証事業(令和元年度)	0251	-	-	0 (0)	0	訪日外国人観光客6千万人時代を見据え、特定市場からの観光客の割合が高い観光地において、より幅広い国や地域からの誘客を図るため、地方自治体や関係事業者と連携しつつ、観光地としてのポテンシャルの精査、新規市場の開拓・多角化に向けた戦略の策定・実行を実証することにより、我が国の観光地の継続的な発展の基礎とする。	80,81,82,83,84	- -
(23)	円滑な出入国の環境整備(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0254	-	-	6,956 (6,329)	8,184 -	ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図る。	80,81,82,83	- -
(24)	円滑な通関等の環境整備(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0255	-	-	3,011 (2,489)	3,530 -	ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図る。	80,81,82,83	- -
(25)	空港におけるFAST TRAVEL推進支援事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0256	-	-	1,508 (1,467)	3,176 -	世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化する。	80,81,82,83	- -
(26)	公共交通利用環境の革新等(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0257	-	-	3,227 (2,459)	4,400 -	地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。 あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。	80,81,82,83	- -
(27)	ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上整備等支援事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0258	-	-	2,555 (546)	2,535 -	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、城内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。	80,81,82,83	- -

(28)	地域の観光資源を活用したプロモーション事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0259	-	-	870 (776)	870	地方部への訪日外国人旅行者の誘客を加速させるため、地域の観光資源について熟知している地方運輸局等が、自治体や地域の交通事業者等を含む民間等と広域かつ機動的に連携して行う訪日プロモーション事業であり、観光資源としての活用を促進するための環境整備を行う国立公園や文化財、またはSNS等で外国人旅行者からの興味・関心が高まりつつある地域の観光資源を対象に、日本政府観光局のノウハウやデジタルマーケティングの分析結果等を活用しつつ、戦略的に情報発信・プロモーションを行う。	80.81.82.83	-
(29)	インバウンドの地方展開に向けたインフラの観光資源化事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0260	-	-	453 (453)	280	世界に誇る日本の土木技術等を観光資源として活用するインフラツーリズムの推進に向けて、首都圏外郭放水路やハツ場ダム、宮ヶ瀬ダムなどの施設を対象に、国が実施主体となって多言語化情報発信や観光資源活用のための受入環境整備を行う。	80.81.82.83	-
(30)	海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0261	-	-	301 (292)	355	クルーズ船等による訪日観光は、限られた観光ルートが多く、地域への経済効果が限定的であるとともに、上質な寄港地観光を求める訪日客の満足度低下に繋がっていることから、海洋周辺地域の観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の取組により、訪日観光の品質・多様化を図り、訪日客の満足度向上・消費拡大を促進する。	80.81.82.83	-
(31)	世界水準のDMO形成促進事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0262	-	-	1,078 (304)	540	全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の体制強化を目的として、インバウンドの誘客を含む観光振興に対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人(DMO)を対象に、以下に要する経費の支援を行う。 ①インバウンド等により地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための外部専門人材の登用 ②OJT派遣や視察、研修・セミナー等の受講による中核人材の育成	80.81.82.83	-
(32)	訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0263	-	-	1,219 (1,140)	200	観光庁・日本政府観光局(JNTO)による情報発信「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」に活用できる新たな滞在型コンテンツ等について、地方運輸局と観光地域づくり法人(DMO)等が連携し、特に地方部をはじめ全国各地域に創出し、訪日外国人旅行者の地方部への誘客を促進する。	80.81.82.83	-
(33)	「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0264	-	-	3,428 (3,404)	4,533	文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を一年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、訪日外国人の地方への誘客の促進及びオリンピック・パラリンピック東京大会の前、期間中、終了後における観光インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図る。あわせて、地方博物館における国等有する「地域ゆかりの文化資産」を活用した展示等の取組を通じて、各地域の歴史文化の魅力を発信することにより、地方への誘客・消費の拡大を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。	80.82.83	-
(34)	Living History(生きた歴史体感プログラム)事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0265	-	-	1,992 (1,117)	1,800	文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環の創出を行う。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。 ①国指定・選定文化財を核として、文化財建造物や史料等の付加価値を高め、収益の増加等の好循環を創出するための取組を支援する。史料や研究資料等に基づき歴史的な出来事や当時の生活を再現することにより、生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進する。 ②LH実施地域や日本遺産等の外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての磨き上げを実施する。	80.82.83	-
(35)	文化財・博物館等のインバウンド対応事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0266	-	-	874 (874)	1,847	訪日外国人旅行者の地域での体験潜在の満足度を向上させるため、観光振興に欠かせない資源である文化財・博物館等について、多言語で先進的・高次元な解説を整備するとともに、博物館等における多言語化やキャッシュレス・チケットレス化、地域の取組と連動して実施する夜間等におけるコンテンツの制作を支援する。	80	-
(36)	日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0267	-	-	2,060 (1,881)	1,660	訪日外国人旅行者等の旅行前の情報収集段階、必ず利用する空港等の主要インフラ、必ず訪れる主要な観光地等において、文化財を始めとする日本固有の文化資源を先端技術を駆使した効果的な発信を行うことにより、消費の拡大と体験・滞在の満足度向上を図る。	80	-
(37)	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0268	-	-	469 (431)	2,306	利用拠点の関係者で作成する利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を関係者の役割分担のもとで一体的に実施することにより、訪日外国人をはじめとする国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加につなげる。	80.81.82.83	-
(38)	国立公園多言語解説等整備事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0269	-	-	637 (334)	998	国立公園のビジターセンターやその周辺の園地・歩道を中心に自然資源等の解説の多言語化対応を一体的に行うエリアにおいて、官民連携の地域協議会等で磨き上げたコンテンツ等も含め、ICT技術を活用した多様な媒体による多言語解説等整備や、WEBサイト、サイネージ、セルフガイドアプリ等による総合的な魅力発信の取り組みを有機的に繋げて進めることで、より効果的に訪日外国人にとって魅力ある地域づくりを進める。	80.81.82.83	-

(39)	野生動物観光促進事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0270	-	-	279 (71)	103 -	地域での訪日外国人の体験滞在の満足度を向上させるため、野生動物を観察するためのルール作りやツアーのインバウンド対応の充実、また、傷病個体を収容している野生生物保護センターの一般公開等の取組を推進し、野生動物を観察するツアーの充実を図っていく。	80,81,82,83	- -
(40)	国立公園ビジターセンター等機能強化事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0271	-	-	524 (453)	480 -	国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人に分かりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加に繋げるため、国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器及び最新のデジタル技術を活用した疑似体験プログラム等の導入を行う。	80,81,82,83	- -
(41)	国立公園利活用促進円滑化事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0272	-	-	440 (393)	520 -	関係省庁等との連携の下、JNTOグローバルサイト内に構築した国立公園サイトのコンテンツを拡充するとともに、このサイトを活用したデジタルマーケティング等を通して、戦略的に日本の国立公園の魅力や海外に情報発信する。	80,81,82,83	- -
(42)	国民公園訪日外国人旅行需要促進事業(国際観光旅客税財源) (令和元年度)	0273	-	-	0 (0)	-	新宿御苑インフォメーションセンターをはじめとする既存施設を活用しつつ、宛全体を都心における情報発信拠点として総合的な国立公園の情報発信の強化を図る。具体的には全国34の国立公園に関する見どころやアクティビティに関する映像や自然体験の機会等を通じ、旅行中の訪日外国人等に対して、的確に日本の国立公園の魅力や利用情報を提供することで、国立公園への誘客を促進する。	80,81,83	- -
(43)	教育旅行を通じた青少年の国際交流の促進 (令和2年度)	新02-0021	-	-	-	10 -	海外教育旅行についての安全・衛生面、教育面、経済面等からの課題や課題解決に向けた取組等を整理した上で、海外教育旅行の更なる促進に向けた国内における普及・啓発活動を展開する。	80,81,82,83	- -
(44)	日中韓観光大臣会合 (令和2年度)	新02-0022	-	-	-	60 -	日中韓観光大臣会合は、日本、中国、韓国の三国間の観光交流と協力の一層の強化、三国間の人的交流の拡大、地域の経済の繁栄と社会発展の促進を目的として2006年から開催されている大臣級の会合であり、我が国が開催国・議長国として議論をリードし、共同宣言をまとめることにより、我が国の国際観光の振興を図る。 なお、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、開催時期については適切に対応することとする。	80	- -
(45)	観光地域づくり法人による宿泊施設等と連携したデータ収集・分析事業 (令和2年度)	新02-0023	-	-	-	160 -	地域を訪れる観光客の多様なデータを地域内で共有できる仕組みの構築により、観光地域づくり法人において、より精緻な戦略を策定し、地域内の関連事業者へ提供することを可能とし、宿泊施設、観光施設等が、当該戦略等を踏まえ、経営を行うことにより、宿泊客数の増加、旅行消費額の増大、リピーターの確保等を図る。	80,81,82,83	- -
(46)	国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0024	-	-	-	2,000 -	スノーリゾートは、滞在型のコンテンツであり、スキー・スノーボードを実施した訪日外国人旅行者の1人当たり支出額が訪日外国人1人当たりの支出額を上回っていることから、訪日外国人旅行者の地方での長期滞在や消費拡大を図る上で鍵となるコンテンツである。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を推進する。	80,81,82,83	- -
(47)	ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0025	-	-	-	1,000 -	これまでの『「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議』における議論や「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」のナレッジを踏まえた夜間・早朝における観光資源の有効活用に加え、文化庁・環境省と連携し、地域の博物館・美術館や国立公園等における取組を活用することで、面的な夜間・早朝の魅力向上を図る実証事業等を実施する。	80,81,82,83	- -
(48)	城泊・寺泊による歴史的資源の活用(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0026	-	-	-	100 -	城や社寺を訪日外国人旅行者・富裕層向けの宿泊施設(城泊・寺泊)として活用することに意欲的な事業者に対して、以下の取組を行う。 ①自治体・地域住民への理解の促進や宿泊施設化を進めるコンサルティングを目的として専門家を派遣する。(調査費:定額) ②城泊・寺泊の訪日外国人旅行者・富裕層向けの宿泊施設としての滞在環境整備、体験コンテンツ造成、多言語化、コンシェルジュ対応の充実を図る。(補助金:補助率1/2) ③城泊・寺泊への実際の集客を図るための、海外向け魅力発信、認知度向上、広報用素材の作成を行う。(調査費:定額)	80,81,82,83	- -
(49)	クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0027	-	-	-	225 -	クルーズ旅客に向けた上質かつ多様なツアーメニューの造成、寄港地観光の満足度向上・積極的な消費環境の創出の取り組み、船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み、地方発着フライ&クルーズの商品造成支援、クルーズ船の更なる大型化に対応する船舶航行安全性の検証を行うことにより、上質かつ多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の更なる寄港を促進する。	80,81,82,83	- -

(50)	新宿御苑訪日外国人観光促進事業(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0028	-	-	-	700	新宿御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、ネイティブ監修による菊栽培所や温室バックヤードなどの園内の魅力的なガイドツアーの造成を行う。また、江戸時代の武家屋敷地から始まり、明治時代の植物御苑や皇室庭園としての役割を経て国民公園として親しまれてきた新宿御苑の400年に続く歴史・文化を最新技術を活用し展示・発信を行う。さらに、訪日外国人等の来園者がストレスフリーで快適に園内観光できる環境を整備するため、最新型トイレの導入を進める。	80,81.83	-
(51)	京都御苑訪日外国人観光促進事業(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0029	-	-	-	1,350	京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、ICTを活用した苑内各所にある歴史的遺構の解説、茶室など由緒ある建築物のリノベーションや体験型アクティビティや庭園ガイドの整備、広大な苑内において容易に情報入手を可能とするためのデジタルサイネージの整備等の取組を進める。	80,81.83	-
(52)	国立公園におけるグランピング等促進事業(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0030	-	-	-	104	国立公園における上質な宿泊体験、アクティビティ、食事等を組み合わせたグランピング等の推進のため、事業立ち上げやトリアル実施等を支援。	80,81,82,83	-
(53)	国立公園における地場産品等の提供促進事業(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0031	-	-	-	102	日本の国立公園ならではの「食」「お土産」の開発、高付加価値化等を支援。	80,81,82,83	-
(54)	国立公園におけるナイトタイムの活用(国際観光旅客税財源) (令和2年度)	新02-0032	-	-	-	200	日本の国立公園等ならではの魅力ある自然・文化・歴史を楽しめるナイトタイムコンテンツ造成等を支援。	80,81,82,83	-
(55)	観光サミット・大商談会開催	新02-0033	-	-	-	804	観光サミットにおいては、多くの国から代表团、事業者団体、メディア等を我が国に招聘し、各国の対応等の見及び観光復活施策を共有するとともに、各国が協調して、早期に観光交流の促進を通じ、世界経済回復に貢献することを宣言する。加えて、大商談会においては、各国の業界団体と、日本側事業者との商談機会を創出する。本事業では、我が国での観光サミット及び大商談会の開催に向け、準備及び実施運営を行う。	80,81	-
(56)	誘客多角化等のためのコンテンツ造成	新02-0034	-	-	-	10,212	新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の生活様式から変化が急速に進んでいることから、国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、地域が一体となって実施する新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応するための着地整備等に対する支援を通じて、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成を促進する。	84	-
(57)	福島県における観光関連産業復興支援事業 (平成25年度)	復興庁0143	300 (269)	300 (285)	300 (286)	300 -	福島県における観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。	84	-
(58)	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業 (平成27年度)	復興庁0144	5150 (4,829)	4,265 (4,120)	4,032 (3,593)	3,094 -	東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化する。	80,82	-
施策の予算額・執行額			42,356 (30,433)	51,069 (42,591)	82,172	92,777	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定)</li> <li>・観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日「観光立国推進関係会議」決定)</li> <li>・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)</li> <li>・成長戦略実行計画(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> </ul>	
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑳)

施策目標		21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する							担当部局名	都市局			作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 長谷川 信栄			
施策目標の概要及び達成すべき目標		良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。							施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度										
85	景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)	458団体	平成26年度	503団体	517団体	538団体	558団体	584団体	/	約700団体	令和2年度	過去3年間(平成23年度末～平成25年度末)の各年度における景観計画未策定団体数(市区町村に限る)のうち景観計画を策定した景観行政団体数の割合を踏まえ、目標値を設定。					
86	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数	31団体	平成23年度	53団体	62団体	66団体	76団体	81団体	/	約110団体	令和2年度	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市町村の数に基づき設定。					
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)												
(1)	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(平成26年度)	274	220 (198)	106 (104)	168 (134)	64	少子・超高齢化の進展への対応、厳しさを増す財政状況への対応等の観点において、持続可能でコンパクトな集約型都市構造への転換が求められているが、その実現には、機能面の充実だけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観の魅力を通じてまちの求心力を確保し、居住等を誘導することが必要となる。こうしたことから、人口密度を維持するエリア等において、良好な景観形成や歴史的風致形成の取組支援を強化し、まちの魅力と居住環境を向上させることにより、その活力の維持・増進(都市再生)を図る。					-	-				
(2)	屋外広告物活用促進検討調査	275	-	-	10 (10)	7	近年、プロジェクションマッピングに係る技術は大きく進展しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、また、訪日外国人旅行者の消費拡大に向けたナイトタイムエコノミーのコンテンツとして、その活用ニーズがますます高まっている。これを受け、「投影広告物条例ガイドライン」(平成30年3月策定)を踏まえて策定された条例や無形・有形広告物がまちの活性化に寄与している事例等を収集・分析し、まちの活性化や都市の魅力向上に資する屋外広告物のあり方の検討を行う。					-	本調査で収集・分析したまちの活性化に資するプロジェクションマッピング等の活用事例数:10件  プロジェクションマッピングの活用件数(令和3年度の活用件数190件)				
(3)	景観改善推進事業	新02-035	-	-	-	130	地域への「誇り」や愛着を持ち、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するために、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした「地域の顔」となる景観形成を図ることが重要である。こうしたことから、地域における魅力ある景観形成に向けた取組を支援し、地域活性化や観光立国の実現を図る。					-	補助事業を実施した自治体数:70件  景観計画を策定した市区町村の数:700団体 本事業において景観改善が図られた地区数:10地区				
施策の予算額・執行額			266 (198)	246 (114)	242	137	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【関決(重点)】(業績指標85、86) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)								
備考																	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-22)

施策目標	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する						担当部局名	道路局		作成責任者名	企画課 道路経済調査室 (室長 田村 央)	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
87 三大都市圏環状道路整備率	68%	平成26年度	71%	74%	79%	81%	82%		約80%	令和2年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、令和2年度までに約80%にすることとされている。 ・既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げて目標値を設定。	
88 道路による都市間速達性の確保率 (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	49%	平成25年度	53%	54%※1	54%※1	56%※2	集計中		約55%	令和2年度	・社会資本整備計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、令和2年度までに約55%にすることとされている。 ・公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに目標値を設定。	
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	036	895,882 (894,524)	869,533 (868,432)	747,221 (746,612)	744,587 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、令和元年度の新規開通延長は76kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保」の向上に寄与					88	-
(2) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	178	94,773 (94,596)	86,933 (86,877)	132,583 (132,246)	411,585 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・具体的には地域高規格道路、重要物流道路の整備、インターチェンジや空港・港湾等へのアクセス道路整備等により、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、橋梁等の大規模修繕・更新を行うことで国民の命と暮らしを守るネットワークの代替性の確保や地域・拠点の連携強化及び我が国の成長力を高める物流ネットワークの整備を行う。 ・補助率 1/2 等					88	-
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	179	48,862 (48,804)	17,646 (17,646)	30,147 (29,610)	12,720 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等					88	-
施策の予算額・執行額		905,282 (635,887)	824,337 (625,201)	871,175	554,020	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		第193回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱(じん)化を進めます。」				
備考	※1 ETC2.0データ ※2 ETC2.0データ(小型車)											



令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑳)

施策目標		23 整備新幹線の整備を推進する						担当部局名	鉄道局			作成責任者名	幹線鉄道課長 足立 基成			
施策目標の概要及び達成すべき目標		広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を促進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度									元年度
89 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数		0万人	平成27年度	0万人	135万人	130万人	95万人	305万人		140万人	令和4年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)												
(1) 整備新幹線整備事業 (平成4年度)	276	83,736 (83,736)	75,450 (72,440)	79,192 (90,794)	80,372	我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するため、地域間の移動時間を大幅に短縮させて、関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関である整備新幹線を着実に整備する。					89	—				
(2) 整備新幹線建設推進高度化等 事業 (平成9年度)	277	2,512 (2,512)	2,500 (1,490)	1,561 (1,283)	1,438	整備新幹線の未着工区間において、設計施工法等調査、経済設計調査を実施することにより、着工後の新幹線建設の円滑な進捗やコスト縮減などを図る。また、貨物列車走行調査を実施することにより、貨物列車と新幹線の共用走行区間において必要とされる安全確保等の手法の技術的検証を行い、速度向上の実現を目指す。さらに、軌間可変技術調査を実施することにより、新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に均霑する。					89	—				
(3) 北海道、東北、北陸、九州新幹 線の新線建設により取得する 鉄道施設に係る税制特例措置 (昭和62年度)	—	—	—	—	—	北海道、東北、北陸及び九州新幹線の新規建設に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後5年間1/3とする。					89	—				
(4) 整備新幹線の開業に伴いJRから 経営分離される並行在来線の 固定資産に係る特例措置 (平成9年度)	—	—	—	—	—	整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離される並行在来線の譲渡固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を20年間1/2とする。					89	—				
施策の予算額・執行額		129,233 (86,248)	120,935 (73,930)	126,724	81,810	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)										
備考																

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する							担当部局名	航空局			作成責任者名	総務課政策企画調査室長 二瓶 明史			
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。							施策目標の 評価結果	政策体系上の 位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施 予定時期	令和3年8月			
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値 設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度										
90	首都圏空港の空港処理能力	74.7万回	平成27年度	74.7万回	74.7万回	74.7万回	74.7万回	74.7万回	82.6万回	74.7万回 + 最大7.9万回	令和2年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港処理能力の増加を目標とした。					
91	首都圏周辺の都市における国際線就航都市数	88都市	平成25年	101	100	102	99	113		アジア主要 都市並	令和2年	「首都圏周辺の都市における国際線就航都市数」の増加は、航空交通ネットワークの強化に直結するため。比較対象としては、近隣のアジア主要5都市(ソウル・香港・シンガポール・北京・上海)が適当であり、オリンピックイヤーである2020年(令和2年)迄に上記アジア主要都市並の就航都市数を目標とするもの。					
92	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	73%	平成26年度	74%	79%	79%	81%	82%		84%	令和2年度	平成23年の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資及び人員等の輸送基地としての役割が求められる。このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。					
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)													
(1)	首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和47年度)	0279	64,638 (59,268)	78,121 (76,575)	95,771 (93,976)	103,432	国土交通省成長戦略会議等に基づき、首都圏空港(羽田空港及び成田空港)の空港処理能力を2020年までに7.9万回(羽田空港:3.9万回、成田空港:4万回)拡大することにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催、首都圏の国際競争力強化、増加する訪日外国人旅行者の受入体制強化、経済成長の促進を図る。 (東京国際空港) 飛行経路見直しに必要となる航空保安施設、誘導路等の施設整備、CIQ施設整備、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として多摩川沿いの護岸の整備、駐機場の整備、国際線・国内線地区を結ぶトンネル(際内トンネル)の整備、連絡道路の整備、滑走路等の耐震対策、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な機器の更新・改良、航空旅客取扱施設の整備 (成田国際空港) 庁舎耐震対策、CIQ施設の利便性向上のための施設整備、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な機器の更新・改良、航空旅客取扱施設の整備					90	-				
(2)	関西国際空港整備事業 (大阪国際空港:昭和33年度) (関西国際空港:昭和59年度)	0280	3,599 (3,357)	3,292 (3,269)	3,471 (3,259)	7,599	・関西国際空港・大阪国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。 ・関空・伊丹のコンセッションによって民間事業者がそのノウハウを最大限に活用しつつ、より効率的で緊張感ある経営を実現出来る仕組みを確立すること等により、関空債務の早期の確実な返済を行い、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。					-	事業実施空港数 施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。				
(3)	中部国際空港整備事業 (平成10年度)	0281	1,737 (1,667)	2,157 (2,113)	4,417 (3,773)	1,988	・中部国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。					-	事業実施空港数 施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。				
(4)	空港周辺環境対策事業 (昭和42年度)	0282	2,793 (2,303)	4,539 (2,459)	2,977 (2,403)	1,662	航空機騒音については、環境基本法に基づく「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校等の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。					-	住宅防音工事実施家屋数 防音工事対象世帯に対する航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率				
(5)	一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業除く) (昭和31年度)	0283	82,328 (80,912)	88,151 (86,190)	113,311 (110,044)	96,996	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・滑走路増設事業を実施する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。					-	事業実施空港数 滑走路増設事業を実施し、空港の処理能力を向上する。 施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。				

(6)	一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業) (平成19年度)	0284	5,145 (3,922)	4,351 (4,069)	3,591 (3,422)	11,733	航空輸送上重要な空港等において、地震災害時に、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図るため、最低限必要となる基本施設等並びに管制施設等の耐震対策を実施する。	92	事業実施空港数 航空輸送上重要な空港等のうち、一般空港等について、令和2年度までに、地震災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口を3,800万人とする。
(7)	一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	0285	3,119 (3,068)	3,271 (3,106)	4,013 (3,878)	4,559	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。 ・補助率 50%等	-	事業実施空港数 施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。
(8)	航空路整備事業(管制施設整備) (昭和27年度)	0286	28,194 (27,822)	30,425 (30,204)	29,005 (28,338)	33,322	航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑空港・空域における航空交通容量の拡大やニーズの多様化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等の性能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システムの整備を行う。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な管制施設の更新・改良	-	更新・改良事業を行う施設数 管制処理容量の拡大
(9)	航空路整備事業(航空路監視レーダー施設整備) (昭和27年度)	0287	2,652 (2,595)	1,433 (1,346)	2,756 (2,635)	1,740	航空交通の安全確保を最優先としつつ、円滑な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空路監視レーダー施設は、航空機の安全かつ円滑な航空交通を確保するため、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等に使用される施設である。 ・本事業において、航空路監視レーダー施設の更新・改良を実施する。	-	・更新・改良事業を行う施設数 ・航空路監視レーダーを用いた航空路管制業務の提供率 ・新型監視装置の運用開始地域数
(10)	航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)	0288	1,413 (1,338)	1,083 (935)	1,433 (1,411)	2,376	航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空保安施設は、航空機の安全かつ円滑な航空交通を確保するため、全国の航空路を形成するために必要な施設である。 ・本事業において、航空保安施設の更新・改良を実施するとともに、縮退可能な施設の撤去を実施する。	-	・老朽化した航空保安施設の更新整備数 ・VOR施設の縮退数活動実績 ・施設のサービス提供率 ・施設の縮減数
(11)	国管理空港の経営改革の推進 (平成24年度)	0289	659 (646)	729 (579)	573 (491)	382	国管理空港の経営改革については、地域の実情に応じた空港運営の効率化を通じて地域の活性化を図るため、PFI法の「公共施設等運営権制度」を活用した民間委託手法を空港管理形態の1つの選択肢として追加し、空港の民間委託を可能とするものである。 空港の民間委託が可能となるよう、公共施設等運営権制度の活用による運営委託事業における各種論点等について検討・整理するとともに、実施方針、要求水準書、実施契約書等の公募書類等の作成、空港ビル等の経営一体化推進のための調査等を実施する。	-	空港経営改革に係る支出をしている空港数 平成28年度までにの数値目標(6件)は達成しているが、引き続き国管理空港の経営改革を推進する。
施策の予算額・執行額			375,513 (283,515)	407,626 (293,447)	429,280	548,647	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来投資戦略2018-「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革-(平成30年6月15日)「首都圏空港の発着容量を世界最高水準の約100万回に拡大する。」(第2 I 4. (3))</li> <li>・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日)「羽田空港については、…(略)…平成32年までに空港処理能力を約4万回拡大し、国際線の増便を図る。…(略)…成田空港については、…(略)…平成32年までに空港処理能力を約4万回拡大する」</li> <li>・第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)(第2章 第2節 重点目標2、重点目標2)</li> </ul>	
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑤)

施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する							担当部局名	都市局			作成責任者名	都市政策課長 奥田 誠子		
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	評価結果				目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
93 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	79.8%	79.9%	79.9%	77.5%	75.8%		82.0%	毎年度	平成23年度以前の過去10年間の平均値である82%(81.9%)を目標値として、平成24年度から実施。				
94 都市再生誘発量(基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計)	-	平成28年度	-	-	2,845ha	5,151ha	7847ha		13,500ha	令和3年度	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。				
95 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	133施設	平成28年度	129施設	133施設	142施設	146施設	151施設		150施設	令和元年度	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・ 研究施設(研究施設、技術開発施設) ・ 大学(大学・短大) ・ 文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・ 交流施設(文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・ 宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・ その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等)				
96 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	-	-	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15		1.00未満(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)	毎年度	半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への定住の促進の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとする。 評価年度の半島地域内における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。				
97 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	66%	平成29年度	-	-	66%	67%	68%		80%	令和4年度	高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。また、今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、令和4年度を目途に、全532市町村の約80%となる425市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。				
98 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数	8件	平成26年度	14件	26件	33件	38件	48件		46件	令和2年度	大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定。				
99 立地適正化計画を作成する市町村数【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野14】【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	278市町村	令和元年12月時点	1市町村	100市町村	142市町村	231市町村	310市町村		600市町村	令和6年度末	立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が促進される。 当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、令和2年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和2年までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに、自治体の作成状況や作成意向等を踏まえ(平成31年3月末時点)、令和6年度までに600市町村に目標値を上方修正した。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】				
100 自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数	492台	平成27年度	492台	499台	507台	558台	集計中		530台	令和2年度	直近3か年の自動二輪車駐車場整備比率の平均伸び率である1.5%のトレンドで目標を設定。 自動二輪車駐車場供用台数/1万台あたりの自動二輪車保有台数				
101 中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.13%増	平成25年度	0.08%増	0.11%増	0.04%	0.13%	集計中		前年度比0.2%増	毎年度	街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。				
102 物流拠点の整備地区数	80地区	平成28年度	75地区	80地区	87地区	92地区	96地区		97地区	令和3年度	総合物流施策大綱(2013-2017)に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、令和3年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定				

達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 半島地域振興等に必要経費 (平成19年度)	290	107 (85)	96 (87)	87 (71)	81	地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的、広域的に推進するソフト事業に対する支援を行う。また、半島振興法による半島振興施策の実施状況を確認し、評価を行うとともに、半島地域の社会経済情勢その他のデータ等の半島振興法の施行に必要な情報の収集・分析等を行う。	96	-
(2) 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (平成20年度)	291	132 (122)	145 (143)	116 (115)	62	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域)において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う、必要となる既存施設を活用した施設改修等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。 【補助率等】公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修費の他、再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助する(補助率:市町村1/2以内、NPO法人等1/3以内(間接補助))。	93	-
(3) きめ細やかな豪雪地帯対策の 推進に要する経費 (平成25年度)	292	35 (35)	31 (31)	28 (27)	25	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪国体制の実現方を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。 特に、都市再生・地域再生を実現する観点から、豪雪地帯における共助による除雪体制の構築を推進し、安全・安心な雪国の形成により地方創生に寄与する。	97	-
(4) 市街地再開発事業 (昭和62年度)	293	8,579 (8,521)	8,409 (8,409)	16,937 (16,924)	10,209	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新・集積に資する市街地再開発事業等において防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を促進することを目的とする。 【補助率:3%、5%、7%】	-	補助事業実施箇所(地区)数(令和2年度活動見込:35) 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建物へ更新された宅地面積の割合) (令和5年度目標値 44.5%)
(5) 都市再生総合整備事業 (平成12年度)	294	1,151 (1,151)	1,180 (1,180)	1,205 (1,205)	1,175	都市再生分野における新たな事業機会を創出し、地方公共団体・民間事業者等の潜在力を最大限に引き出し、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として実施。 低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既存市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等について、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート、及び事業完了後のまちづくり活動支援等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。 (補助率) 1/2、3/4	-	事業実施箇所(令和2年度活動見込:49地区) 民間建築投資可能床面積量(基盤整備等により、民間事業者等が都市再生のために活用可能となる最大床面積の合計) (令和5年度目標値:1,938千㎡)
(6) まち再生総合支援事業 (平成17年度)	295	200 (135)	395 (245)	5,855 (5,810)	690	地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資するリノベーション等の事業及び市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、出資等により支援する民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)に対して国が必要な助成を行う事業。	-	まちづくりファンドへの支援件数(令和2年度 見込10件) ・まちづくりファンド支援事業(マネジメント型)の誘発係数8.3倍を毎年度達成する。 ・まちづくりファンド支援事業(クラウドファンディング型)の誘発係数4.6倍を毎年度達成する。 ・まち再生出資事業の公共施設等整備の誘発係数3.3倍を毎年度達成する。 ・都市再生整備計画等で定める指標のうち、まち再生出資事業が関連する指標の達成割合を80%とする。
(7) 国際競争拠点都市整備事業等 (昭和62年度)	296	15,944 (15,888)	12,055 (12,046)	20,948 (16,090)	23,655	国際的な経済活動の拠点地域の基盤となる都市拠点インフラの整備や、防災機能の向上や都市環境改善に資する国際コンテナに対応した物流拠点の整備・再整備、災害時にエネルギーの安定供給を図るためのエネルギー導管等整備等に対し、国が必要な助成等を行う。	98	補助事業実施箇所(地区)数(令和2年度 見込9) 世界の都市総合ランキング(GPCI)の順位(令和7年度目標値:20位)
(8) 景観まちづくり刷新支援事業 (平成29年度)	297	1,233 (1,233)	2,147 (2,006)	3,163 (3,022)	1,197	良好な景観資源の保全・活用により都市の魅力向上及び地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区において市町村等が行う、建造物の外観修景等の景観整備について補助を行う。 【補助率等】歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、散歩道、広場、駐車場、視点場の整備等について補助する。(補助率1/2)	-	-
(9) 都市機能立地支援事業 (平成26年度)	298	1,464 (1,018)	942 (332)	948 (959)	-	拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化)の維持が困難となるおそれがある中、まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築の実現を図るため、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者等に対し、国が都市の生活を支える機能の整備への支援を行う。(補助率1/2)	101	補助事業実施箇所(地区)数 都市機能立地支援事業を活用した施設が存する自治体において、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数が事業実施前より増加した自治体の割合を、令和3年までに70%まで引き上げる。
(10) 都市開発資金貸付事業 (昭和41年度)	299	11,215 (9,165)	6,418 (6,103)	5,586 (5,566)	5,826	・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付・民間都市開発推進資金の無利子貸付、賑わい増進事業資金の有利子貸付	94	貸付を行った事業主体数(令和2年度活動見込 8) 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)(令和5年度目標値44.5%) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数の割合(令和2年度目標値 67%)

(11) 地域活性化推進経費 (平成16年度)	300	40 (40)	32 (32)	70 (70)	45	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、ICTを活用し、場所や時間を有効活用した柔軟な働き方であるテレワークの推進に資する都市整備のあり方について、データの収集や分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。 また、まちづくりの課題に適切に対応するためには、データに基づいて都市の現状分析や政策判断、合意形成を促すことが必要であることから、官民データ利活用の推進に関する調査等を行う。	調査実施件数:7件 令和2年度までに、勤務先にテレワーク制度があり、その制度に基づきテレワークを実施している人(雇用型テレワーカー)の割合を平成28年度比で倍増させる。 令和2年度までにデータの利活用によるエネルギー利用の効率化など、都市構造の集約化に関する計画を策定した政令指定都市、特例市、中核市の自治体数を75以上にする。
(12) 国際機関等拠出金 (平成9年度)	302	37 (37)	38 (38)	40 (40)	38	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、デジタル化やグローバル化、人口動態の変化等の中長期的な社会の潮流に対応するための都市政策のあり方を重点的に研究しており、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援、海外展開に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るとともに、同委員会の事務局である起業・中小企業・地域・都市局が実施する「土地利用のガバナンス」プロジェクトにかかる費用の一部を拠出し、我が国の都市政策の経験・課題を共有することで、国際的に共通する都市課題への対処について貢献する。	調査研究件数:1件 OECD地域開発政策委員会が実施する都市分野プロジェクトの調査報告を2か年で1件有する。 OECD地域開発政策委員会が実施するセミナー、シンポジウム等であって、日本の都市の紹介が含まれるものを1か年で1回以上開催する。
(13) 防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	303	44 (0)	44 (0)	45 (0)	45	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に關して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	-
(14) 都市分野の国際展開、国際貢献推進経費 (平成19年度)	304	202 (190)	233 (232)	214 (208)	263	①環境共生型都市開発の海外展開に向けた調査経費等 日本型の都市開発の提案等を通じて、相手国の都市問題の解決を図るとともに、具体的開発案件の形成・発掘を通じて、日本企業による都市分野における海外展開を推進する。 ②都市開発海外展開支援事業 海外の都市開発事業への我が国企業の参入を促進させるため、開発構想・計画の予備的調査、フィージビリティスタディ、見学会・研修会・セミナー・ワークショップの企画・開催等に要する費用(定額補助)を支援する。事業主体は民間事業者等。 ③海外における日本庭園の保全再生方策検討調査 海外の日本庭園での修復に係るモデル事業の実施を通じて、現地の技術者が利用可能な維持管理マニュアルの整備等を行う。 ④北京国際園芸博覧会出展調査等 2019年(令和元年度)北京で開催の国際園芸博覧会において、日本の庭園文化の対外発信や造園緑化技術の海外展開を図るため、日本政府出展内容について調査等を行う。 ⑤ドーハ国際園芸博覧会出展調査等 2021年(令和3年度)ドーハで開催の国際園芸博覧会において、日本の庭園文化の対外発信や造園緑化技術の海外展開を図るため、日本政府出展内容について調査等を行う。	調査実施件数:20件 車年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数を平成30年度までに50件、令和7年度までに55件まで引き上げる。 令和6年度までに単年度の事業検討に留まらず、相手国関係機関等との協力覚書の締結や日本企業による事業参画等、翌年度以降の事業推進につながった地区・地域の数を10件にする。 海外における日本庭園のうち、令和3年度までに修復が完了する日本庭園を約50箇所にする。 北京国際園芸博覧会全入場者数の3%(約48万人)以上が、日本政府屋外出展に来場する。 ドーハ国際園芸博覧会全入場者数の3%(約9万人)以上が、日本政府屋外出展に来場する。
(15) 民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	305	92 (80)	105 (97)	104 (88)	7	都市の魅力を進進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。 ・先進団体が実施するこれら民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。	社会実験・実証事業等又は普及啓発事業への参画市町村数(令和2年度活動見込:-) ・まちづくり関連協定の活用等により、まちの魅力を増進し、又は公的負担を軽減するまちづくり活動に取り組む地区数(累計)(令和2年度目標値:-) ・本事業の普及啓発を通じて生まれた、遊休不動産活用等の民間まちづくりプロジェクトの累計件数(令和2年度目標値:-)
(16) 集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野14】【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	306	134 (133)	82 (82)	49 (49)	40	集約型都市構造化の形成を促進するためには、コンパクトシティ施策の質を高める検討を進めるための各種データの調査・分析、都市機能・居住機能の適切な誘導を図っていくための都市計画制度とその運用の充実、実行段階での的確な評価と計画・施策への反映が課題である。 このことから、令和2年度においては、 第一の立地適正化計画の内容や運用面の質の向上、コンパクトシティの取り組みの実効性の一層の確保の観点から、 第二の都市計画制度とその運用に関しては、都市構造化の再編に向けた公共貢献のあり方を見直す観点及び集約エリア外における都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、 第三の評価に関しては、地方公共団体の都市分析を支援するための都市計画情報を利用できる環境整備、的確な都市評価を行うための新たな効果計測指標の構築の観点から、必要な調査検討を行い、運用指針、ガイドライン等の整備や手法の充実等を行う必要がある。【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいる。】	99 集約型都市構造化推進調査の調査実施件数(令和2年度活動見込:3) 集約型都市構造化推進調査の実施団体数(令和2年度活動見込:1) ・立地適正化計画を作成する市町村数(令和6年度目標値:600) ・立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数(令和6年度目標値:評価対象都市の2/3) ・市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数(令和6年度目標値:評価対象都市の2/3) ・令和2年度までに、緑の基本計画を策定している自治体のうち、緑の基本計画に農地の保全や活用に係る施策の記載をした自治体の割合を75%にする。

(17)	集約都市形成支援事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野14】【新経 済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	307	419	476	473	500	立地適正化計画等に基づくコンパクトなまちづくりを、計画の策定、合意形成、建築物跡地の適正管理などソフト施策を中心に総合的に支援することにより、歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するため、医療施設、社会福祉施設など都市のコアとなる施設のまちなかへの立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(①低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針、PRE活用計画の計画策定支援、②コーディネート支援、③施設の移転促進、④建築物跡地等の適正管理、⑤居住機能の移転促進に向けた調査の支援に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体、市町村都市再生協議会、PRE活用協議会、鉄道沿線まちづくり協議会、民間事業者等(補助率1/3、1/2、定額)。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいる。】	99	歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化に取り組んでいる市町村数及び協議会数 (令和2年度活動見込:148)  ・立地適正化計画を作成する市町村数 (令和6年度目標値:600) ・立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数(令和6年度目標値:評価対象都市の2/3) ・市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数(令和6年度目標値:評価対象都市の2/3)
(18)	国際競争力強化・シティセールス支援事業 (平成26年度)	308	(446)	477	421	527	136	-	外国企業等呼び込むための整備計画を作成した地域数(累計) 開発構想・計画の予備的調査、フィージビリティスタディ、見学会・研修会・セミナー・ワークショップの企画・開催等を実施した外国の地区又は地域の数(累計)  令和2年度までに外国企業を呼び込むための成果目標(外国企業立地数、国際会議の開催件数、展示会への参加者数等)の達成状況を85%とする。
(19)	歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成27年度)	301	(104)	108	36	70	6	-	-
(20)	スマートシティ実証調査	309	-	-	40	312	225	-	実証調査件数(令和2年度活動見込み36件)  AI・IoT等を活用した先進的まちづくりに資する、他都市への普及展開が可能な事例及び普及展開した事例の延べ件数。 (令和2年度までに累積50件)
(21)	広域的な庭園等のネットワークの推進(令和元年度)	310	-	-	-	28	28	-	国に登録された庭園間交流連携促進計画数(令和2年度活動見込み7計画)  「庭園間交流連携促進計画」に位置づけられた庭園数(令和2年度活動見込み50箇所)
(22)	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (令和2年度)	新2-007	-	-	-	-	100	-	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業実施団体数 (令和2年度活動見込:5)  ・令和2年度までに水と緑に親しむ空間を14.1㎡/人確保する。 (令和2年度目標値:14.1㎡/人) ・令和7年度までに、当該年度に策定・改定された緑の基本計画のうち、グリーンインフラを位置付けている計画の割合を70%以上とする。(令和7年度目標値:70%)
(23)	まちなかウォークアブル推進事業 (令和2年度)	新02-036	-	-	-	-	150	-	補助事業実施箇所(地区)数:2地区(令和2年度見込)  事業実施箇所において、歩行者交通量または1人あたり滞在時間が増加若しくは減少に歯止めがかかった割合:100%

(24) 都市構造再編集中支援事業 (令和2年度)	新02-037	-	-	-	70,000	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的な支援を行う。(国費率:1/2(都市機能誘導区域内)、45%(都市機能誘導区域外))	94	補助事業実施箇所(地区)数(令和2年度活動見込:284) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、令和6年までに評価対象都市の2/3(67%)とする。	
(25) まちなか公共空間等活用支援事業 (令和2年度)	新02-038	-	-	-	57	都市再生推進法人がベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化する事業を低利貸付により支援する民間都市開発推進機構(以下、「民都機構」という。)に対して、国が必要な助成を行う事業。	-	民都機構による都市再生推進法人への新規貸付件数(令和2年度 見込6件) まちなか公共空間等活用支援事業の誘発係数4.6倍を毎年度達成する。	
(26) 官民連携まちなか再生推進事業 (令和2年度)	新02-039	-	-	-	500	まちなかにおいてウォークアブルな人中心の「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出をはじめとする多様な人材や様々な民間投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市の構築を推進するため、官民の多様な人材が幅広く集うコミュニティの構築を図ることを目的とし、官民によるエリアプラットフォームの構築及びエリアプラットフォームによるエリアの将来像等を記載した「未来ビジョン」の策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた各種取組を総合的に支援する。 補助率:定額、1/2、1/3等	-	エリアプラットフォームの構築又は「未来ビジョン」の策定に着手した地区数(令和2年度活動見込:20) ・「未来ビジョン」を策定した地域のうち、エリアプラットフォームで合意した取組又は「未来ビジョン」に基づく取組を実施した地域の割合(令和2年度見込:-) ・「未来ビジョン」を策定した地域のうち、店舗・オフィス等が新規進出した地域の割合(令和2年度見込:-) ・「未来ビジョン」を策定した地域のうち、地価の前年度比がビジョン策定時と比較して上昇した地域の割合(令和2年度見込:-)	
(27) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	418	884,548 (882,357)	807,215 (804,762)	817,550 (814,126)	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
施策の予算額・執行額		52,975 (38,834)	56,343 (32,028)	74,931	102,978	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣決(重点)】(業績指標97,98) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)		
備考		【AP改革項目関連:社会資本整備等】にあるKPI「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数」及び「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」、「立地誘導促進施設協定の締結数」、「低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数」、「都市計画道路の見直し(①見直しの検討に着手した市町村数の割合、②見直しを行った市町村数の割合)」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。							

※複数の施策に関連する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。



令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-②)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる						担当部局名	鉄道局			作成責任者名	総務課長 岡野 まさ子		
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
15	【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合)	約91%	平成25年度	92%	93%	96%	96.0%	集計中	約100%	令和2年度	②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したものの。				
33	【再掲】モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)	187億トンキロ	平成24年度	199億トンキロ	197億トンキロ	200億トンキロ	177億トンキロ	集計中	221億トンキロ	令和2年度	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。				
89	【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	0万人	平成27年度	0万人	135万人	130万人	95万人	305万人	140万人	令和4年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることとなる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。				
103	東京圏鉄道における混雑率(①主要31区間のピーク時の平均混雑率、②180%超の混雑率となっている区間数)	①165% ②14区間	平成25年度	①164% ②12区間	①165% ②12区間	①163% ②11区間	①163% ②11区間	①163% ②11区間	①150% ②0区間	令和2年度	東京圏の鉄道の混雑率については着実に緩和を図っていく必要があるが、第18号答申及び交通政策基本計画(2015年(平成27年)閣議決定)において定められた、①ピーク時における主要31区間の平均混雑率を150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を180%以下とする目標はいずれも達成するに至っていない。 第198号答申においても、引き続き同目標の達成を目指すこととされていることから、同目標及び②ピーク時混雑率が180%超となっている区間数を0区間とする目標を達成することを目指す。				
104	東京圏の相互直通運転の路線延長	880km	平成25年度	880km	880km	884km	884km	975km	947km	令和4年度	東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)											
(1)	鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	315	1,754 (1,539)	2,253 (2,241)	2,453 (2,203)	1,757	鉄道駅総合改善事業(鉄道利用旅客の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の総合的な改善を行う事業等)に要する経費の一部を国が補助することにより、鉄道利用に係る一般旅客、高齢者、障害者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図る。	15	-						
(2)	幹線鉄道等活性化事業 (昭和63年度)	313	1,729 (1,707)	1,543 (1,518)	654 (618)	483	貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び形成計画に基づく鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進等を図る。	-	-						
(3)	長期保有の土地等から機関車への買換えの場合の税制特例措置 (平成8年度)	-	-	-	-	-	長期保有の土地等から貨物電気機関車(入替用機関車を除く)への買換えの場合の圧縮記帳(80%)を認める。 ※令和2年度税制改正で廃止(令和4年9月末まで経過措置)。	33	-						
(4)	JR貨物が取得した高性能機関車に係る税制特例措置 (平成10年度)	-	-	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(国鉄から承継した機関車車両からの代替に限る)。	33	-						
(5)	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油の免税措置 (昭和31年度)	-	-	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。	33	-						
(6)	JR貨物に対する無利子貸付 (平成23年度)	-	-	-	-	-	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。	33	-						
(7)	新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	-	新規営業路線に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。 うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	103 104	-						

(8)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	311	11,486 (11,486)	13,799 (13,799)	11,568 (13,840)	11,568	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	103 104	—
(9)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業 (昭和37年度)	312	8,010 (7,079)	5,743 (5,726)	9,669 (5,686)	6,607	大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。	103 104	—
(10)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの税制特例措置 (平成17年度)	—	—	—	—	—	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	103 104	—
(11)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置 (平成17年度)	—	—	—	—	—	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	103 104	—
(12)	新設された変電所に係る償却資産の特例措置 (昭和29年度)	—	—	—	—	—	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	103 104	—
(13)	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置 (昭和39年度)	—	—	—	—	—	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	103 104	—
(14)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	—	—	—	—	—	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	—	—
(15)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	—	—	—	—	—	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	—	—
(16)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	316	280 (277)	280 (252)	295 (278)	266	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	—	調査件数 調査結果を活用して、制度化、予算化、諮問機関等の提言、通達、マニュアル等に反映した累積件数
(17)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	317	91 (91)	73 (73)	52 (52)	41	旧日本鉄道建設公団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	—	補給対象路線数 建設勘定の機構割賦債権残高
(18)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成27年度(地域公共交通等勘定))	318	259 (259)	250 (249)	261 (258)	264	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道助成業務、地域公共交通出資等業務及び物流施設融資業務の処理に必要な経費について所要の財政措置を講ずる。	—	・鉄道整備に対する助成業務における交付決定件数 ・出資等資金の毀損額 ・債権について、約定に沿った回収を行った件数 ・一般管理費(人件費除く)について平成29年度比で5%程度に相当する額を削減し、令和4年度までに6,440百万円とする。 ・助成勘定の標準処理期間内に執行した業務件数割合
(19)	新線調査費等 (平成3年度)	278	74 (71)	77 (75)	36 (36)	43	本州四国連絡橋維持修繕費(定額補助) (独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う大鳴門橋の維持管理に係る経費のうち鉄道負担分(4.5%)に対し、実施した年度の翌年度に助成を行う。	—	—
施策の予算額・執行額			34,733 (22,254)	32,334 23,706	30,856	20,769	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑦)

施策目標		27 地域公共交通の維持・活性化を推進する						担当部局名	総合政策局交通政策課			作成責任者名	課長 中村 広樹			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところより、維持・活性化を推進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度									
105	地域公共交通再編実施計画の認定総数	15件	平成28年度	3件	15件	23件	33件	38件	/	100件	令和2年度	・地域公共交通再編実施計画は、地域公共交通ネットワークの再構築について具体的な取組を記載するものであり、その事業実施に当たっては、国土交通大臣による認定が必要となり、国が責任をもって評価できる。 ・なお、目標値については、地域公共交通再編実施計画の策定に対して具体的な意向を表明している地方公共団体は令和2年3月末時点で69あり、これらに対するノウハウ提供や相談対応等による支援を行っていくことにより、令和2年度までに認定件数が100件を超えることを実現する。				
106	地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野03】 【新経済・財政再生計画 改革行程表のKPI】	減少率1.0%	平成28年度	-	-1.0%	-1.7%	0.6%	-	/	減少率を毎年度縮小	毎年度	2014年の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、令和2年3月末現在で585件の地域公共交通網形成計画が策定されており、持続可能で地域最適な地域交通の形成に向けた取組が進められている。このような地域公共交通網形成計画に係るアウトカム指標として、地域における公共交通輸送人員の減少に歯止めをかけるという観点の指標を設定し、毎年度輸送人員の減少率を低下させることを実現する。 【新経済・財政再生計画 改革行程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】				
107	バスロケーションシステムが導入された系統数	11,684系統	平成24年度	16,165系統	18,565系統	21,678系統	24,501系統	集計中	/	17,000系統	令和2年度	・バス利用者が必要としている運行情報を提供し、利便性を向上させるため、バス停における情報提供設備等の整備を積極的に推進していく必要があるため。 ・目標値については、近年における実績のトレンドと補助制度による影響を考慮の上、17,000系統を目標値として設定。				
108	地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	98.3%	98.6%	98.5%	98.6%	98%	/	100%	令和5年度	・生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域住民の生活に必要なバス路線を継続的に維持する必要があるため。 ・目標値については、類似系統の再編等により数が増える可能性があるが、承認した路線が引き続き運行されることを想定して目標値を100%として設定。				
109	航路、航空路が確保されている有人離島の割合(①航路、②航空路)	①100% ②100%	①平成24年度 ②平成23年度	①100% ②100%	①100% ②96%	①100% ②96%	①100% ②96%	①100% ②96%	/	①100% ②100%	令和2年度	①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。 ②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数が増える可能性があるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。				
110	鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数	4件	平成25年度	6	8	9	10	10	/	10件	令和2年度	経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。				
111	デマンド交通の導入数	311市町村	平成25年度	362	516	535	555	566	/	700市町村	令和2年度	・地域の生活の足を確保する必要があるため、デマンド交通を導入している市町村を、近年における実績のトレンドを推し、それに対応した目標値を設定				
112	LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)	24.6%	平成25年度	27.1%	28.6%	30.4%	32.4%	34.2%	/	35%	令和2年度	自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。				
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(元年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)												
(1)	地域公共交通確保維持改善事業(平成23年度)	319	22,619 (22,274)	24,657 (23,926)	24,773 (24,446)	20,385	コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、地域公共交通に関する各種の支援を着実に実施するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実させる。					105,106,107, 108,109,110, 111,112	-			
(2)	地域公共交通確保維持改善事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	復興庁0146	1,363 (1,143)	1,177 (1,056)	926 (744)	722	被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、復旧・復興の進捗に応じた柔軟な支援を継続する。					107	-			
(3)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置	-	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。					-	-			
(4)	低床型路面電車に係る税制特例措置	-	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。					-	-			

(5)	新たな自動車旅客運送業務の 取り組みにおける体制の強化 (平成18年度)	322	10 (10)	9 (9)	9	15	地域公共交通について、地域のニーズに適したコミュニティバスや乗合タクシー等の実施にあたり、地方公共団体が主宰する協議会等に、地域交通に関する専門的な知識等を有する地方運輸局等職員が構成員として参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことにより、安全で、きめ細やかな交通サービスの提供の実現に向けた実効性のあるサービス改善対策等を推進する。	111	協議会等への参加数 デマンド交通の導入市町村数
(6)	地域公共交通維持・活性化推 進事業 (昭和47年度)	324	4,817 (4,483)	2,145 (2,048)	2,690 (2,531)	630	離島航空路線に就航する航空機に対する航空機等購入費補助(購入に要する費用の45%(沖縄路線就航の場合は75%))及び衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費補助(購入に要する費用の45%(沖縄路線就航の場合は75%))により、地域的な航空ネットワーク機能の維持・拡充を図る。	-	当該年度における補助対象機数 航空機等購入費補助により確保する離島航空路線の計画数
(8)	地方空港受入環境整備事業 (平成29年度)	326	565 (394)	1,224 (755)	854 (629)	614	訪日客の受入再開後においては、地方創生の観点からも、地方への誘客促進が重要であることから、国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」に対して、着陸料やグランドハンドリング経費等の支援により地方空港国際線の運航再開等を促進する。また、訪日客の受入再開を見据え、空港における感染リスクを最小化し、航空需要の回復・増大に向けた受入環境整備を推進する。	-	「訪日誘客支援空港」認定空港数 訪日誘客支援空港への入国外国人数
(9)	交通政策基本計画の実現によ る交通政策の総合的な推進 (平成28年度)	320	61 (50)	56 (55)	30 (27)	19	交通政策基本計画の各施策の進捗状況について、適切にフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標を達成するため、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて調査・検討を実施。	-	-
(10)	地方航空路線維持・活性化の 推進 (令和元年度)	327	- -	- -	16 (15)	40	持続可能な地域航空の実現に向けた協業の促進のために必要となるプロセスや費用・効果を調査し、系列を超えた航空会社間の協業を促進する。	-	系列を超えた協業のために必要となるプロセスや費用・効果 についての調査件数 本事業の調査結果を踏まえて系列を超えた協業に着手した 割合を100%とする
(11)	日本版MaaS推進・支援事業 (令和元年度)	321	- -	- -	1,076 (282)	136	新たなモビリティサービスであるMaaSの全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進めることを目的として、地域課題の解決に資するMaaSの実証実験やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行う。	108,111	- 新モビリティサービス事業計画の作成件数
施策の予算額・執行額			31,889 (27,256)	31,961 (26,848)	35,408	21,879	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考			【AP改革項目関連: 社会資本整備等 分野③】にあるKPI「地域公共交通網形成計画の策定件数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑳)

施策目標	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する							担当部局名	都市局			作成責任者名	街路交通施設課長 中村 健一			
施策目標の概要及び達成すべき目標	人口減少・高齢社会において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度									
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 113 (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)	①90.5% ②78.7% ③38.6%	平成26年度	①90.6% ②79.1% ③38.7%	①90.9% ②79.3% ③38.9%	①91.1% ②79.3% ③38.9%	①91.2% ②79.4% ③38.9%	①91.1% ②79.5% ③39.0%	①90.8% ②81.7% ③41.6%	令和2年度	三大都市圏については、直近の伸び率の年率0.05%のトレンドで目標を設定。 地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率0.5%のトレンドで目標を設定。						
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)												
(1) 都市・地域交通戦略推進事業 (平成20年度)	328	777 (451)	965 (647)	1,410 (635)	1,467	徒歩、自転車、自動車、公共交通等の多様なモードの連携が図られた自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に取り組む協議会等に対し、国が必要な助成を行う。				113	-					
(2) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	418	884,548 (882,357)	807,215 (804,762)	817,550 (814,126)	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				113	社会資本整備計画(全国ベース) 社会資本整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)					
施策の予算額・執行額		777 (451)	965 (647)	1,410	692	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日) 【閣決】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)								
備考																

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑳)

施策目標		29 道路交通の円滑化を推進する					担当部局名	道路局			作成責任者名	・道路局 路政課(課長 高山 泰) ・都市局 街路交通施設課(課長 中村 健一)				
施策目標の概要及び達成すべき目標		渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度									
114 踏切遮断による損失時間	約123 万人・時/日	平成25年度	約121 万人・時/日	約121 万人・時/日	約120 万人・時/日	約119 万人・時/日	約118 万人・時/日		約117 万人・時/日	令和2年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、踏切遮断による損失時間については、令和2年度までに約117万人・時/日にすることとされている。 ・今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により目標値を設定。					
115 都市計画道路(幹線街路)の整備率	61.7%	平成24年度	63.8%	64.4%	64.9%	集計中	集計中		66.5%	令和2年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、都市計画道路(幹線街路)の整備率については、令和2年度までに66.5%にすることとされている。 ・都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線街路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線街路)の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。					
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)								
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)												
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	036	895,882 (894,524)	869,533 (868,432)	747,221 (746,612)	744,587 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、令和元年度の新規開通延長は76kmとなっており、測定指標である「道路による都市間連通性の確保」の向上に寄与	88	-								
(2) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	178	94,773 (94,596)	86,933 (86,877)	132,583 (132,246)	411,585 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・具体的には地域高規格道路、重要物流道路の整備、インターチェンジや空港・港湾等へのアクセス道路整備等により、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、橋梁等の大規模修繕・更新を行うことで国民の命と暮らしを守るネットワークの代替性の確保や地域・拠点の連携強化及び我が国の成長力を高める物流ネットワークの整備を行う。 ・補助率 1/2 等	88	-								
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	179	48,862 (48,804)	17,646 (17,646)	30,147 (29,610)	12,720 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等	88	-								
(4) 高速道路料金割引 (平成25年度)	330	10,700 (10,700)	10,856 (10,856)	7,849 (7,849)	0 -	大口・多頻度割引の割引率拡充など高速道路の通行者の負担を軽減するために、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う債務の返済に要する経費を同機構に対して補助するもの。	-	高速道路料金割引に係る高速道路機構からの交付申請額と割引額 NEXCO3社の高速自動車国道の年間交通量の対前年度比率 (算出方法)=対象年度の年間交通量/前年度の年間交通量								
(5) 高速道路ネットワークの最適利用に関する検討経費 (令和元年度)	331	-	-	106 (105)	80 -	高速道路ネットワークの利活用観点から、本施策は、平成26年4月から実施している新たな高速道路料金について、見直し前後の交通量、旅行速度、渋滞量、観光、沿道環境の調査等を実施し、データの整理、分析を行うものである。観光振興、物流対策など実施目的を明確にしつつ、高速道路利用の多い車に配慮するように見直しのため、これらの観点における効果の分析を実施し、政策の評価を行うとともに、今後の政策検討に活用していく。平成26年度からの6年間にわたって分析等を行っているところであるが、引き続き、影響分析を行う必要がある。また、平成29年12月には、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組として基本方針が取りまとめられたところであり、暫定二車線の機能強化等の方向性が示されたところである。これらを踏まえ、平成31年度以降についても引き続き分析等を行い、高速道路ネットワークの最適利用について検討を行う。	-	交通データ(ETCデータ)の分析数 NEXCO3社の高速自動車国道の年間交通量								

(6)	今後の道路利用のあり方に係る検討経費 (令和元年度)	332	-	-	20	18	各国で環境負荷軽減・混雑緩和・道路の維持管理等に向けた道路関係施策が進む中で、今後の動向を踏まえた道路利用に係る負担のあり方をはじめとする道路利用のあり方の検討等を行うため、国内外の自動車利用の推移・将来動向・税の地方毎の税収の整理、道路利用者の社会的費用と負担の乖離に関する分析、海外事例調査、道路利用に係る負担のあり方の課題整理等についての調査・検討を行うものである。	-	道路利用に係る費用負担制度に関する海外事例等の整理数  道路利用に係る費用負担のあり方の検討自治体等数
	(7)	民間施設との連携による高速道路の快適な利用環境実現に向けた取組に関する調査検討経費 (令和2年度)	新02-0040	-	-	-	20	国土幹線道路部会の基本方針(2017年12月)において、高速道路の快適な利用環境の実現のため、以下のような取組が必要であるとされている。高速トラック輸送の効率化支援では、2021年度の高速度道路での後続車有人隊列走行の商業化、2022年度以降の高速度道路(東京～大阪間)での後続車無人隊列走行の商業化に向け、インフラの活用策を検討中であり、休憩施設の使いやすさの改善では、全国の高速度道路で休憩施設の間隔が概ね25km以上ある区間が約100区間存在している中、現在全国23カ所の道の駅で一時退出実験を実施している。また、追加ICによる地域とのアクセス強化について、民間施設直結スマートICは現在全国2箇所ですべて事業中である。これらの事業導入または、実施による効果と影響の分析及び新たな課題の検討が必要である。	-
施策の予算額・執行額			319,140 (242,540)	277,303 (220,346)	22,505	220,317	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	第169回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)「開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」	
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-30)

施策目標		30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する							担当部局名	大臣官房			作成責任者名	技術調査課長 森戸 義貴	
施策目標の概要及び達成すべき目標		社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
116	技術基準類の改訂等によりICT活用施工が可能となる工種数	2工種 平成29年度	-	-	2工種	5工種	7工種		6工種	令和2年度	建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、直轄工事におけるICT活用施工の件数の拡大を目指し、技術基準類の改訂等によりICT活用施工が可能となる工種数を令和2年度までに、6工種を設定した。				
117	国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率:過去5年度の平均)	2.55% 平成23～27年度の平均	2.77%	2.66%	3.17%	2.96%	2.85%		2.3%以下	平成29～令和3年度の平均	公共事業による効果を早期に発現していくためには、事業期間に占めるウエイトの高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり、「用地あい路率」が改善されることは、用地取得期間が短縮化されたことを示すことから、目標として設定。				
118	個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率* (①道路((i)橋梁、(ii)トンネル)、②河川((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、③ダム((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、④砂防((i)国、(ii)地方公共団体)、⑤海岸、⑥下水道、⑦港湾、⑧鉄道、⑨自動車道、⑩公園((i)国、(ii)地方公共団体)、⑪官庁施設)	①(i)- (ii)- ②(i)88% (ii)83% ③(i)21% (ii)28% ④(i)28% (ii)30% ⑤1% ⑥- ⑦97% ⑧99% ⑨0% ⑩(i)94% (ii)77% ⑪42%	①(i)55% (ii)17% ②(i)99% (ii)84% ③(i)84% (ii)37% ④(i)83% (ii)45% ⑤7% ⑥23% ⑦98% ⑧100% ⑨0% ⑩(i)90% (ii)94% ⑪62%	①(i)65% (ii)26% ②(i)100% (ii)84% ③(i)100% (ii)47% ④(i)100% (ii)62% ⑤18% ⑥43% ⑦79% ⑧100% ⑨4% ⑩(i)100% (ii)90% ⑪89%	①(i)73% (ii)36% ②(i)100% (ii)89% ③(i)100% (ii)79% ④(i)100% (ii)79% ⑤39% ⑥70% ⑦100% ⑧100% ⑨42% ⑩(i)100% (ii)93% ⑪97%	①(i)81% (ii)53% ②(i)100% (ii)89% ③(i)100% (ii)95% ④(i)100% (ii)100% ⑤71% ⑥100% ⑦100% ⑧100% ⑨52% ⑩(i)100% (ii)94% ⑪97%	①(i)92% (ii)71% ②(i)100% (ii)97% ③(i)100% (ii)98% ④(i)100% (ii)100% ⑤100% ⑥100% ⑦100% ⑧100% ⑨100% ⑩(i)100% (ii)95% ⑪99%		①(i)100% (ii)100% ②(i)※ (ii)100% ③(i)※ (ii)100% ④(i)※ (ii)100% ⑤100% (令和2年度) ⑥100% (令和2年度) ⑦※※ ⑧100% (令和2年度) ⑨100% (令和2年度) ⑩(i)※ (ii)100% ⑪100%	①(i)令和2年度 (ii)令和2年度 ②(i)※ (ii)令和2年度 ③(i)※ (ii)令和2年度 ④(i)※ (ii)令和2年度 ⑤令和2年度 ⑥令和2年度 ⑦※※ ⑧令和2年度 ⑨令和2年度 ⑩(i)令和2年度 (ii)令和2年度 ⑪令和2年度	①社会資本整備重点計画(閣議決定)において、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率については、令和2年度までに100%にすることとされている。「インフラ長寿命化基本計画」等に従い、目標値を設定。 ②③④⑥インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、国等が管理する河川、ダム、砂防施設については、平成28年度までに100%を達成することを目標に設定。また、地方公共団体が管理する施設については、令和2年度までに100%とすることを目標に設定。 ⑤令和2年度までに、全ての対象地区海岸について、長寿命化計画を策定することを目標に設定。 ⑦点検・維持修繕等の基礎となる長寿命化計画(個別施設計画)の早期策定のため、長寿命化計画策定費補助の期限である平成29年度までに長寿命化計画(個別施設計画)が確実に策定されていることを目標に設定。 ⑧令和2年度末までに、全ての個別施設計画の策定対象事業者で長寿命化計画を策定することを目標とする。 ⑨長寿命化計画を策定した自動車道事業者の割合を業務指標とし、令和2年度までにすべての自動車道で長寿命化計画を策定することを目標として設定。 ⑩(i)社会資本整備重点計画(閣議決定)において、平成28年度までに全ての国営公園で長寿命化計画を策定することを目標に設定。 ⑩(ii)社会資本整備重点計画(閣議決定)において、令和2年度までに全ての策定対象地方公共団体で個別施設計画を策定することを目標に設定。 ⑪策定対象施設について、令和2年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定する。				



達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化に向けた検討経費(平成20年度)	332	50 (49)	45 (44)	28 (28)	30	積算価格の透明性等の向上及び積算労力(コスト)の低減に資する積算方式への転換、公共工事等における企業評価のあり方及び新たな建設生産システムの構築についての検討や、品確法改正で示された公共工事の品質確保における新たな発注者責任を果たすための施策検討を行うことにより、社会資本の生産性を高める生産管理システムの強化を図ることを目的とする。	-	懇談会、委員会等の開催数:5回 ・実態に即した積算基準類の策定、改定(令和2年度に8項目)
(2) i-Constructionの推進に関する検討経費(平成29年度)	333	30 (28)	30 (28)	25 (22)	24	i-Construction推進にあたっては、建設現場の生産性向上効果を適切に把握し、適宜調査が可能である重要業績評価指標(KPI)の設定が重要である。複数の取組から成るi-Constructionの効果を適切に評価していくため、各取組の推進により影響を受ける様々な指標・項目について分析・検討し、本施策に最適なKPIの設定及びフォローアップ手法の検討を行う。 また、i-Constructionは官(国・地方公共団体)のみならず、産(建設産業、建機メーカー等)、学(大学、研究機関等)と協力し、推進・拡大を図っていく必要がある。そのため、i-Constructionに携わる関係者間で常に情報交換し議論できる場(コンソーシアム)を設立し、3次元データ等ビッグデータの集積・利活用方針の検討、最新技術の現場導入のための新技術発掘、海外展開に向けた国際標準化の要件検討等を行い、i-Constructionの効率的な推進・拡大を図る。	-	コンソーシアム・WG等の開催回数:3件(令和2年度) 令和元年度までに、主要工種(土工、橋梁、トンネル、ダム、舗装、維持管理等)において、6工種でICTを活用した工事を実施する
(3) 地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する検討経費(平成30年度)	334	-	20 (19)	14 (13)	13	近年、平成28年11月に福岡県で発生した地下鉄延伸工事に伴う道路陥没事故等、地下空間に関する事象が顕在化してきている。このような状況を踏まえ、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」を受けた。本事業では、地下空間の利活用に関する安全技術の確立に当たって、答申を踏まえ、「官民が所有する地盤及び地下水等に関する情報の共有化」、「計画・設計・施工・維持管理の各段階における地盤リスクアセスメント」、「ライフライン、地下街等の管理者の連携」について検討することを目的とする。	-	関係委員会等の開催回数:3回 地下空間の利活用に関する安全技術の確立に係るガイドライン等の数:1本
(4) オープンデータ・イノベーションの取組の推進に必要な経費(平成30年度)	335	-	70 (29)	31 (29)	90	今後、i-Construction推進による建設現場の更なる生産性向上や、地方での老朽化対策を推進するため、国が有する各データベースの統合運用の基本設計、システムの整備等を実施することで、各府省、地方公共団体、民間の施設管理者等と連携し、これら3次元データのオープンデータ化を進めるとともに、施設管理者、研究機関、IoT、AI等の技術を有するベンチャー企業等が連携するオープンイノベーションを実現し、新技術、新材料、新工法の導入による維持管理のスマート化を図る。	-	データプラットフォームの構築に関する報告書数:1件 地方公共団体のデータベースとの連携数(試行):3件
(5) コンクリート工の省力化・効率化に係る技術研究開発の推進(令和元年度)	336	-	-	10 (10)	10	建設業就業者数は減少傾向にあり、高齢化も進行し続けており、今後この傾向は進むものと考えられる。 また、社会インフラの老朽化の進行等により維持管理のために労働力が増加すると共に、はたらき方改革に併せて、作業の省略化・効率化を図ることが喫緊の課題である。以上の様な背景の下、建設分野の中でも特に多くの労力を必要とするコンクリート工において、省力化・効率化し、生産性の向上を図ることとする。	-	土木構造物設計ガイドラインを構成する要素技術ガイドライン類の改定数:1件(平成31年度) 令和4年度に、コンクリート構造物等に関する基準を1つ改定
(6) 官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進(平成23年度)	338	591 (574)	579 (545)	580 (553)	563	PPP/PFI事業の制度・運用上の課題の解決を図るため、国が調査・検討を実施するとともに、 ・先導的な官民連携事業に取り組む意欲のある地方公共団体等に対し、事業スキームや導入可能性の検討に要する調査委託費を助成すること ・産官学で構成される地域プラットフォームを形成し、官民対話を促進することにより、PPP/PFIの案件形成を図る。	-	案件形成支援等を行う官民連携事業等の数 先導的な官民連携支援事業の支援対象事業が調査終了後、1年後に1/6、2年後に1/3、3年後に1/2の割合で事業化することを目指す。
(7) i-Constructionの普及加速(平成29年度)	339	38 (38)	36 (36)	36 (36)	-	i-Constructionで示した業務プロセスモデルの中小建設業への適用性の検証や、好事例を創出した上での効果的な普及展開を図る目的で、各地方毎に、建機レンタル会社・地元建設コンサルタント会社・ICT関係企業等からなる実施主体によりコンソーシアムを運営し、地方自治体発注工事の受け皿となる中小建設業者に、ICTを活用した施工計画立案支援やマネジメント指導、実演を通じた普及展開活動等を行う。	-	基準を改定する工種数 好事例を創出した地方ブロック数
(8) 「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」の見える化の推進(平成29年度)	340	3 (3)	3 (3)	2 (2)	-	民間企業等の計画的な投資活動を誘発して生産性革命を引き起こし、社会資本のストック効果を最大化するため、民間企業等と連携し、地方重点に記載された高速道路の整備や港湾機能の強化など将来のインフラ整備計画をその完成予定時期等の時間軸に関する情報とともに地図データとして「見える化」するために必要な調査・検討を実施する。また、第五次地方重点策定に向け、この「見える化」をビルトインした計画策定の方策を検討する。	-	将来のインフラ整備計画の「見える化」のためのガイドラインの策定:1件 将来のインフラ整備計画の「見える化」(将来のインフラ整備計画の時間軸を、地図データとしてビジュアル化)が実施される地域数:10地域
(9) メンテナンス産業の育成・拡大(平成29年度)	341	14 (13)	14 (13)	7 (6)	5	産官学民の多様な主体が総力を挙げてインフラメンテナンスに取り組むプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」(1,951会員が参画(令和元年度末時点))において、オープンイノベーションの手法を活用し、新たな技術によるビジネスモデルの構築や、メンテナンス技術のパッケージ化等を推進することで自治体や海外市場へ挑戦する企業等の支援を行うため、インフラのメンテナンスに係るニーズとシーズを踏まえた技術マッチング等の実施に必要なインフラメンテナンス国民会議の自立的な活動に係る検討を行う。また、インフラメンテナンスの理念を普及させるため、インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」を開催する。	-	民間企業等が具体的にを行ったフォーラム等の回数:30回 インフラメンテナンス国民会議の活動のもとで成立した企業連携や自治体による新技術導入等の事例数:50団体
(10) AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入(平成30年度)	342	-	71 (69)	64 (64)	61	建設現場の更なる生産性向上を目指し、「人の判断」の支援を可能とする人工知能(AI)・ロボット等の革新的技術のインフラ分野への導入を推進するため、AI研究開発に必要な教師データを整備し、教師データを民間のAI開発者が利活用可能な環境を整備するとともに、高い信頼性が求められる公物管理において、開発されたAIを評価する枠組みや教師データを供するインフラ管理者・土木技術者・AI研究者等からなる開発支援体制を構築する。	-	国が運営するAI開発支援プラットフォーム数:2種類 AIによるインフラ分野への支援が実現された工種数
(11) 用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費(平成19年度)	346	12 (11)	9 (8)	9 (8)	9	公共用地取得における補償額算出の根拠である「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」等の検証・見直しを計画的に行い、また用地取得期間を短縮化するための「用地取得マネジメント」の活用を行うことで、適正な用地取得を図る。	117	- -
(12) エイジング・イン・プレイスに資する生活支援に関する調査研究(平成30年度)	347	-	16 (16)	16 (16)	-	高齢者が自立して生活できる地域づくりを目指して、生活支援サービスの新たな主体・手法に着目した事業実施の可能性を探るため、買い物・移動といった日常的支援を現地調査・アンケート等を通じて検討する。また、これらの取組を地域の特性に応じた持続可能なものとするために、地域住民など多様な主体との連携を視野に調査する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:2回

(13)	エリアマネジメントによる地域インフラの効率的な維持・管理に関する調査研究(平成30年度)	348	-	6	5	-	エネルギー、地域公共交通、環境、防災等に関するインフラの地域管理の取組について、国内外の事例調査や関連法制度の整理等を行い、エリアマネジメントによる地域インフラの効率的な維持・管理のあり方を検討する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:2回
(14)	スポンジ化した都市空間を有効活用した都市生活サービスの機能的な統合に関する調査研究(平成30年度)	349	-	5	5	-	市街地において空き家や空き地等が増加する「都市のスポンジ化」が、都市構造に関わる重大な変化として現れつつある。これらの低未利用地等と住民ニーズの高い生活サービス機能とを地域が主体となって効率的にマネジメントするための手法について検討する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:2回
(15)	モビリティクラウドを活用したシームレスな移動サービスの動向・効果等に関する調査研究(平成30年度)	350	-	12	12	-	本調査研究は、欧州を中心に拡大するモビリティクラウドを活用したシームレスな移動を実現するための取組等について、諸外国の動向等を把握するとともに、社会的影響や課題、効果等を調査・分析する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:2回
(16)	公共事業の評価手法の高度化及び効率的な評価実施に関する調査検討(令和元年度)	337	-	-	2	2	我が国においては、今後、人口減少・高齢化の進展や社会資本ストックの長寿命化をはじめとした戦略的維持管理・更新の進展が想定される。そのため、このような社会の変化を踏まえた公共事業の評価を実施する必要がある。また、事業を評価するにあたり、事業実施により発生する効果を適切に把握する必要がある。以上のことから、本事業では、現状の評価手法の点検、課題の整理及び新たな評価手法の検討を行うことにより、公共事業評価を効率的・効果的に実施するための手法の検討を行う。	-	事業評価手法の調査検討の報告数:1件 事業評価手法の検討対象分野数:2分野
(17)	2020年以降の社会資本整備のあり方に関する調査経費(令和元年度)	343	-	-	13	10	近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、全国各地で社会経済に大きな影響を与える自然災害が発生している。基本的な被害を防ぐためには、社会経済への被害の軽減に効果的な多様な防災対策を講じる重要性が高まっている。これらを踏まえ、自然災害による社会経済への影響やインフラ整備による減災効果を客観的・定量的に把握することで、災害時の経済被害の軽減を図るための施策のあり方の検討に活用していく。また、社会構造の変化等を勘案し、インフラの機能の適正化は重要となっており、インフラの集約・再編の取組が不十分といった点が課題となっているところ。これらを踏まえ、各種インフラの集約・再編に係る効果の見える化(ベンチマーキング手法)の検討を進めていく。	-	2020年以降の社会資本整備のあり方に関する調査実施件数 令和2年度までに社会資本整備に関する基本的かつ中長期的な政策の立案過程で、本事業による調査について政策立案に関する検討活用を10件行う
(18)	インフラを観光資源として多面的に活用する地域活性化検討経費(令和元年度)	344	-	-	6	5	・魅力あるインフラ施設の大膽な公開・開放を推進するため、インフラ施設の観光資源としての魅力を高め、地域活性化の舞台としての活用を図る。 ・地域づくり団体や観光事業者と連携し、インフラ施設への来訪者を周辺観光地等へ周遊させる方策を検討するとともに、地域を総合的に説明できる地域人材の育成を進めることにより、地域経済の活性化を図る。 ・地域との連携によるインフラ施設の観光資源としての活用方法についてのノウハウの横展開を図る。	-	インフラツーリズムによる地域振興・地域の活性化等に関する外部有識者(学識者、民間事業者等)を含む検討会に開催件数 インフラ施設への年間来訪者数
(19)	データ活用による建設生産システム効率化検討経費(令和元年度)	345	-	-	8	7	インフラメンテナンスデータの利活用に向け、行政や民間企業が必要とする情報内容やデータの品質を調査・検討し、データを流通させるための市場化の検討や、様々な主体間で相互的にデータを利活用するための互換性の検討など、最適なインフラメンテナンスデータのあり方を調査・検討する。モデル地区における相互的な利活用の実証実験を元にインフラメンテナンスデータの利活用による効果及び活用の際に生じる課題等を検討する。また、電子 manifests データの利活用により建設副産物に係る登録作業の効率化を行い、働き方改革の推進を加速する。	-	インフラメンテナンスデータの利活用に向けた検討調査の実施、電子 manifests データの利活用に向けた建設副産物関連のシステム改修方法検討 令和4年度までに産学官民によるインフラメンテナンスデータの利活用が全地域(全国10区分)で実施される。電子 manifests データの利活用による建設副産物関係書類の人力負担を20%効率化する
(20)	インフラシステム海外展開における日本の都市課題克服実績の活用に関する調査研究(令和元年度)	351	-	-	5	5	アジア新興国・地域等においてニーズの高い「都市と沿線交通の一体的な開発」に焦点を当て、我が国の経験が蓄積された「都市課題克服の実績」について、成功の要因を一般化した上で、同様の都市課題に対する他競合国の解決策と比較し、日本の優位性を分析する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R3年度までに2回
(21)	物流分野における高度人材の育成・確保に関する調査研究(令和元年度)	352	-	-	11	10	企業において物流の効率化と高付加価値化を図る企画・提案ができる高度物流人材の育成・確保に資するため、国内外の大学等における物流に関する教育の実態や、これら人材のニーズと必要な知見について調査し、将来の物流像に対応した人材の教育のあり方を検討する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R3年度までに2回
(22)	ビジネスジェット利用による地域経済波及効果に関する調査研究(令和元年度)	353	-	-	11	10	本調査研究は、我が国のビジネスジェットの利用や受入環境整備の実態、米国等におけるビジネスジェットに関する産業の展開、ビジネス機会創出への貢献、利用者の消費行動等を調査することにより、我が国でビジネスジェットの利用環境を整えることによる地域への様々な影響・波及効果を明らかにする。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R3年度までに2回
(23)	ICT施工技術支援者育成等経費	新02-0041	-	-	-	31	地方公共団体が発注する全国の建設現場にICT施工を浸透させるため、地方公共団体発注工事の多くを請負う中小建設業者が、ICTを導入した際に、施工時間の短縮、省力化などの効果が十分に得られるように、現場条件に見合ったICT施工計画の作成方法、現場マネジメント方法等を適切にアドバイスできる人材・組織を育成する。	-	ICT施工の技術支援を実施する組織数 地方公共団体のICT活用工事の実施件数
(24)	今後の老朽化対策に関する調査経費	新02-0042	-	-	-	9	インフラの老朽化が進む中、インフラの大部分を管理する各地方公共団体では、予算や技術系職員の不足などの課題を抱えており、現状以上の老朽化対策に取り組むことが困難な状況である。そのため、各地方公共団体が先進的取り組みを踏まえた個別施設毎の長寿命化計画(個別施設設計画)を策定できるよう、各種調査にもとづきモデル自治体を選定し、支援を実施する。また、更新支援によって得られた優良事例を横展開する。	-	先進的取組を踏まえた個別施設設計画の策定支援に向けた検討件数 先進的取組を踏まえた個別施設設計画の策定数
(25)	国土交通政策推進経費	新02-0043	-	-	-	7	本省部局・地方自治体等が政策形成を行う際に、生産性の向上や新市場の育成、人材確保などに繋がるあらゆる政策を推進し、その効果を全国津々浦々まで一層浸透させていくための基礎資料等として利用されることで、総合的な暮らしの利便性向上、我が国の産業・地域の活性化等につながる施策の更なる改善や利用促進につながる。	-	完了した業務数:R2中の調査1件(とりまとめはR3までに1件) 基礎資料等として利用された回数:R3までに3回

(26)	インフラシステム海外展開のための関連基準・事業スキーム等の見える化・透明化の推進に係る調査研究	新02-0044	-	-	-	20	インフラシステムに関連する諸基準・事業スキーム等に関するノウハウ・事例等を「見える化・透明化」することにより、産学官金の関係者間で情報共有・連携を図り、今後のインフラシステム海外展開の戦略的な枠組みを検討する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R4年度までに2回
(27)	まち・地域づくりを支えるモビリティの高度化・接続改善等に関する調査研究	新02-0045	-	-	-	16	新たな交通サービス・技術の浸透等と連携しつつ、実モビリティ側の高度化・接続改善により、公共交通を軸とするモビリティ全体の水準を高める中長期的施策(まち・地域づくりを支えるモビリティ施策)のあり方を、様々な角度から検討する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R4年度までに2回
(28)	定住性の観点からみた持続可能な都市機能の評価のあり方に関する調査研究	新02-0046	-	-	-	8	都市の様々な要素や特徴とその都市にととの魅力や人口の定着との関連性を、アンケート調査に基づく個人データと多種多様な空間データを組み合わせることで、定住性という観点から評価する手法を構築する。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R4年度までに2回
(29)	地域産業の活性化に資する輸出力強化に向けた航空貨物輸送の市場実態に関する調査研究	新02-0047	-	-	-	10	日本発の航空貨物輸送の実態・課題及び世界的な航空貨物輸送の市場や運賃決定の実態について把握し、我が国からの輸出力強化に資する航空貨物の利用促進施策の検討に寄与することを目的とする。	-	研究成果を研究報告書としてとりまとめ、公表すると共に、毎年開催している研究発表会において研究成果を発表する。:2件 今後の本省部局や地方自治体が政策形成を行う基礎資料等として利用された回数:R4年度までに2回
施策の予算額・執行額			1,510 (1,389)	1,634 (1,520)	1,529	1,567	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考			<p>【改革工程表項目関連:社会資本整備等 分野2】にあるKPI「インフラ・データプラットフォーム」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定している。</p> <p>【改革工程表項目関連:社会資本整備等 分野3】にあるKPI「地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合」および「4~6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定している。</p> <p>【改革工程表項目関連:社会資本整備等 分野6】にあるKPI「インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数」、「包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数」、「包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数」および「国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定している。</p> <p>【改革工程表項目関連:社会資本整備等 分野10】にあるKPI「地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数」及び「地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定している。</p>						

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-①)

施策目標		31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する						担当部局名	不動産・建設経済局			作成責任者名	不動産課長 井崎 信也					
施策目標の概要及び達成すべき目標		不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。										施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
119 リート等の資産総額		20兆円	平成28年度	17兆円	20兆円	22兆円	24兆円	27兆円	/	30兆円	令和2年度	不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、強い経済、一億総活躍社会を支える不動産ストックの形成・再生・活用にとって不可欠の課題であるとの認識のもと、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において以下の通り記載があることから、業績指標として採用している。 「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを旨とする。」(第二一、11-(2)) また、近年のリート市場の成長度合や、リーートの市場規模の国際比較等から、上記の目標値を設定した。						
120 指定流通機構(レイズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数		179千件	平成28年度	173千件	179千件	179千件	185千件	187千件		213千件	令和3年度	宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、不動産の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件及び土地の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。目標については、平成27年度から平成28年度にかけての成約報告件数の伸び(3.5%)が、平成29年度以降5年間継続するものとした件数を、当該目標値として設定した。						
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		R2年度 行政事業レビュー 事業番号	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)													
(1) 不動産証券化の推進に関する経費(平成26年度)		0368	24 (21)	58 (53)	20 (20)	13	不動産特定共同事業におけるガバナンスの確保策の検討や、地域における不動産特定共同事業をはじめとする不動産証券化事業の担い手の育成を通じて、不動産投資市場の活性化促進を図るとともに、地元資金を活用するといった持続的かつ効果的な地方創生の実現を推進する。					119	-					
(2) Jリート・SPCが取得する不動産に関する租税特別措置(平成10年度)		-	-	-	-	-	Jリート等の不動産取得コストを軽減して不動産の証券化を推進し、豊富な民間資金を活用したJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることにより、Jリート等が有力な買い手として透明性の高い適正価格での取引が行われ、優良な都市ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化やデフレからの脱却をもたらす。また、不動産証券化の推進により約1,800兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に振り回す。					119	-					
(3) 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置(平成25年度)		-	-	-	-	-	特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。					119	-					
(4) 小規模不動産特定共同事業者及び適格特例投資家限定事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置(平成29年度)		-	-	-	-	-	小規模不動産特定共同事業における不動産取得コストを軽減することで、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。また、適格特例投資家限定事業に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を推進し、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとともに、優良不動産の供給とそれに伴う不動産取引の活性化による資産デフレからの脱却を確実なものにする。					119	-					
(5) 不動産市場整備・活性化の推進(平成24年度)		0366	14 (10)	12 (11)	31 (26)	9	「不動産業ビジョン2030」を踏まえた不動産業の持続的発展に向けた環境整備として、既存住宅流通市場の活性化等に向けた取組を推進するため、不動産市場における新技術の活用の動向や不動産取引における課題等に関する調査検討を実施。					120	①指定流通機構(レイズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数:213千件(令和3年度) ②既存住宅流通戸数に対する、インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の申込数の比率:20%(令和7年度)					

(6)	空き家・空き地の新たな流通・利活用スキームの構築のための調査・検討経費(平成29年度)	0371	110 (107)	52 (50)	43 (39)	28	空き家等の流通モデルの構築・普及に向け、関係者が連携して空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産関連団体等を支援する。 過去に支援したモデル的な取組事例から、成功要因や課題等を分析・整理し、自治体や空き家等を利活用する事業団体等、空き家所有者などに対し、全国的な周知・展開を図る。	120	-	①賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数:400万戸程度(令和7年度) ②空き家等の流通促進業務における不動産関連団体と地方公共団体との連携数(協議会等数):500件(令和3年度)
(7)	土地利用計画の利活用に関する経費(平成12年度)	0354	21 (20)	17 (16)	14 (14)	17	・土地利用基本計画は、都道府県の土地利用の基本方向を示すとともに、個別規制法で策定される計画等の総合調整を担う。国は土地利用基本計画制度の適切な運用を確保する観点から、総合調整機能の向上手法や土地利用に関する各種データの収集・分析・応用方法等について検討する。 ・土地利用基本計画を変更する際の都道府県から国への意見聴取の円滑化及び土地利用基本計画図の国民への情報提供を行う「土地利用総合支援ネットワークシステム」について、保守点検を行う。	-	-	土地利用基本計画変更意見聴取実施件数:200件  土地利用総合支援ネットワークシステムについて、高い水準での使用環境を維持:120万件/月
(8)	土地白書作成等経費(平成元年度)	0355	16 (16)	49 (47)	42 (40)	42	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で土地白書を作成し、国会へ提出することなどを通じ、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解の促進を図る。また空き地等を有効活用・管理している先進的な取組等について調査・検討し、情報発信することで、空き地対策等の普及を促進する。	-	-	土地白書の作成・公表  ①令和3年度までに、国土交通省ホームページ「土地白書」に関する年間アクセス件数を45,000件とする。 ②令和3年度までに、国土交通省ホームページにおける空き地等の管理・活用に関するサイトへの年間アクセス件数を5000件とする。
(9)	土地取引の円滑化に関する経費(平成21年度)	0356	18 (17)	18 (17)	24 (24)	17	国土利用計画法に基づく土地取引規制制度を適切に運用することができる環境を整え、事前・事後届出件数や土地取引件数・面積等を集計・蓄積・分析することで、土地取引動向の把握を図る。また、これらの情報を都道府県等に提供し、都道府県等における機動的かつ的確な土地政策の企画・実施に役立てることができるとともに、国民にも提供することで、土地取引規制制度や土地取引動向の周知を図る。	-	-	①土地取引基礎調査概況調査処理件数:1,520,000件 ②国土利用計画法第23条に基づく事後届出処理件数:16,740件  国土交通省ホームページの「土地取引の件数・面積」のアクセス件数:12,000件
(10)	都道府県地価調査等経費(昭和49年度)	0357	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別の集計・分析を行い公表する。	-	-	都道府県地価調査基準地数:21,540地点  地価調査情報を掲載しているホームページのアクセス件数:2,500万件
(11)	土地基本調査経費(平成4年度)	0358	144 (137)	839 (790)	539 (531)	326	経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地賃貸料の推計、土地資産額の推計等)を得ること及び統計が広く国民に活用されることを目的として、法人の土地・建物および世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすること。	-	-	統計の公表:1件  国土交通省ホームページ及び政府統計オンライン調査総合窓口(総務省)の土地基本調査に関連するアクセス数:200万件
(12)	土地関連統計調査経費(昭和45年度)	0359	33 (33)	31 (30)	31 (31)	31	土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用するとともに、広く国民に活用されることを目的として、企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態把握、国及び地方公共団体における土地の所有・利用に関する情報について整備・分析を行う。	-	-	統計の公表:2件  国土交通省ホームページ及び政府統計オンライン調査総合窓口(総務省)の土地基本調査に関連するアクセス数:200万件
(13)	取引価格等土地情報の整備・提供推進経費(平成9年度)	0360	246 (238)	226 (225)	229 (229)	225	不動産の取引価格情報については、不動産の所有権移転登記があった物件(登記異動情報により把握)について、買主に対するアンケート調査を行い、当該不動産の取引価格、面積・形状等の情報を収集している。これらを、国土交通省ホームページにおいて提供している。	-	-	不動産取引価格情報の提供件数:420万件  不動産取引価格情報を掲載しているホームページのアクセス件数:46,337,200件
(14)	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築(平成23年度)	0361	63 (58)	50 (48)	49 (48)	44	IMF等の国際機関が共同で作成した、不動産価格指数の作成に関する国際指針を踏まえて、日本銀行や金融庁などと連携しつつ不動産価格の動向を適時・的確に把握する指標等を構築し、提供する。	-	-	不動産価格指数のホームページでの年間公表回数:12回  売買による土地取引件数:1,382,166件
(15)	土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費(平成5年度)	0362	35 (27)	30 (28)	32 (32)	32	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や賃貸等に対する意識調査、土地市場の需給動向観測のための情報収集・分析、不動産市場の実態把握等を行い、幅広く情報提供する	-	-	土地問題に関する国民の意識調査公表回数:1回 不動産鑑定評価基準等に関する調査成果の公表回数:1回 投資家調査成果の公表回数:1回  国土交通省ホームページ「土地問題に関する国民の意識調査」アクセス件数:8,000件(令和3年度) 国土交通省ホームページ「不動産鑑定評価基準等」へのアクセス件数:2万件(令和3年度) 国土交通省ホームページ「投資家調査」アクセス件数:1万件(令和3年度)



令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する							担当部局名	不動産・建設経済局			作成責任者名	建設市場整備課長 奥原 崇	
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				121	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設産業の国際競争力強化が必要であり、こうした国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
121	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 (建設業の海外受注高)	1.0兆円	平成22年度	1.7兆円	1.5兆円	1.9兆円	1.9兆円	2.1兆円	2.0兆円	令和2年度					
122	専門工事業者の売上高営業利益率	2.57%	平成24年度	4.38%	4.69%	4.93%	5.49%	集計中	3.00%	平成30年度	専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ること的確に専門工事業者の収益力を把握することが適切。				
123	建設業における社会保険等加入率 (①企業単位、②労働者単位) 【AP改革項目関連・社会資本整備分野】 【APのKPI】	①84% ②57%	平成23年	①96% ②72%	①96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	①98% ②88%	①100% ②90%程度 (製造業相当)	令和元年	技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現するために、本指標が妥当である。目標値については、中央建設業審議会基本問題小委員会によるとりまとめで示された値。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 建設分野における国際展開の推進 (平成19年度)	0375	25	22	41	26	官民連携により、トップセールスや相手国政府との官民会議を実施するほか、具体的な案件受注を目的とした調査、国際機関や在京大使館等と連携した情報発信などを通じて、建設分野における優れた技術・ノウハウを活かした「質の高いインフラ投資」を推進するための取組みを行うもの。					121	①建設分野における国際展開を推進するために行った会議の開催件数 ②建設分野における国際展開を推進するために行った会議の参加企業数			
(2) 建設業許可処理システム等の整備の推進 (昭和62年度)	0376	243	271	229	204	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政機関が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して、営業所等において専任を要する人的配置の重複排除等審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を促進する。これらの各業種における許可等に係る審査用のシステム等の運用管理を行う。					-	建設業許可業者数:467,192者 宅地建物取引業者数125,654者 マンション管理業者数2,000者 賃貸管理業者数:4,700者  相談件数:4万件(令和2年度)			
(3) 建設関連業の新たな役割と一層の活用の推進 (平成20年度)	0377	60	11	6	11	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業者登録システムの更新・保守等を行う。					-	・申請処理件数(新規・更新等):39,000件 ・建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要平均日数:35日以下を維持(令和3年度)			
(4) 建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	0378	80	76	83	77	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。					-	・建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数:800件 ・下請取引等実態調査の結果に基づく指導等件数:10,800件 ・建設業取引適正化センターに寄せられた相談件数:1,600件  ・請負契約の書面による締結を行っている建設業者の割合を80%(令和5年度まで)			
(5) 建設業における労働・資材対策の推進 (昭和54年度)	0379	33	32	39	26	建設業の持続的な発展のため、適切な賃金水準の確保・社会保険加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。 建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、前年度に着工した建築又は土木工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を雇用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。					123	・社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果を活用した協議会の回数:20回 ・建設業許可業者の加入率:100%(令和2年度)			

(6)	我が国建設業等の海外展開の推進 (平成24年度)	0380	95 (88)	97 (95)	97 (89)	99	我が国建設業等の更なる海外展開を促進するため、「ビジネス環境整備」として政府間会議等を活用した我が国企業の技術・ノウハウの積極的な売り込みや新興国における建設関連制度の整備・普及による我が国企業が参入しやすい環境づくりを実施するとともに、「ビジネス機会創出」として相手国政府と連携したPPPプロジェクトの組成支援やミッション団の派遣等による我が国中堅・中小建設企業の海外進出支援、地政学的に重要なパートナー国と連携した第三国への展開支援を行う。	121	・会議開催、ミッション団派遣等を行った国数:11カ国 ・我が国建設企業の新規年間海外受注高:2兆円(令和2年度) ・アジアにおける我が国建設企業の新規年間海外受注高:1.5兆円(令和2年度)
(7)	地方の入札契約改善推進事業 (平成26年度)	0381	70 (66)	96 (85)	41 (40)	41	入札契約制度への取組が遅れている地方公共団体における入札契約方式等の改善等の取組を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し手続き等の支援(支援対象事業等の性格や地域の実情等に関する課題の整理、入札契約方式等の検討、必要となる諸手続等)を実施する。	-	地方公共団体における入札契約改善推進事業の実施数:3件 入札契約方式を多様化した地方公共団体数:100件(令和2年度)
(8)	建設分野における外国人受入れの円滑化及び適正化 (平成26年度)	0382	80 (77)	81 (77)	224 (217)	180	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するための「外国人建設就労者受入事業」及び一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に対する在留資格「特定技能」にて受け入れる外国人材について、充実した監理を実施するとともに、外国人材が社会の一員として円滑に生活できるよう受入れ環境の整備を進め、建設分野における外国人材受入れの円滑化及び適正化を実現する。	-	・特定監理団体・受入企業に対する巡回指導回数:950件 ・外国人建設就労者の労働災害発生者割合:0.1%以下(令和2年度) ・外国人建設就労者に関する母国語電話相談ホットラインに寄せられる相談のうち、雇用契約との乖離に関する相談件数:0件(令和2年度)
(9)	建設産業における女性の定着促進 (平成27年度)	0383	50 (47)	33 (33)	14 (13)	13	官民が共同で策定した「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」に基づき、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続を実現することを目的とした「働きつづけられるための環境整備」の取組を中心に行う。	-	・経営者や女性技術者・技能者向けセミナー等の開催回数:10回 ・建設産業における女性定着に関する地域別アクションプログラムの策定:1件 ・女性の入職者数に対する離職者数の割合を令和2年から令和6年までの間、前年度比で減少させる。 ・入職者に占める女性の割合を令和2年から令和6年までの間、前年度比で増加させる。
(10)	建設職人の安全・健康の確保の推進 (平成30年度)	0384	-	20 (20)	11 (7.5)	11	民間工事の契約において、安全衛生経費の内容、その計上方法(積上・率計上等)などが不明確であることから、民間工事における安全衛生経費の実態把握、本法の対象となる安全衛生経費の定義付け及び下請まで適切に支払われるような施策の検討を行う。 また、公共・民間工事において、建設業者による安全衛生管理に関する自主的な取組を発注者・元請等が評価している事例の収集・効果の分析、好事例集の作成・展開を図ることにより、建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。	-	・安全衛生対策項目の確認表の作成:1件 ・安全衛生経費の内訳明示のための標準見積書の作成:1件 ・建設業における労働災害による死亡者の減少率(平成29年の死亡者数323人からの減少率):15%(令和4年)
(11)	適正な工期設定等による働き方改革の推進 (平成30年度)	0385	-	48 (33)	33 (33)	33	現在は国として知見を有していない民間工事の発注プロセスや工期の設定・管理方法等に関し、業界団体等の協力を得ながら、傘下企業に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、生産性向上等による働き方改革に向けた取組の普及・啓発に当たっての課題と解決策を抽出・整理する。	-	・民間発注者における週休2日モデル工事の調査数:15件 ・平成35年度までに建設業における実労働時間数:製造業(165.2時間(平成29年度)(30人以上規模))と同等
(12)	建設技術者の働き方改革の推進に関する調査・検討 (平成30年度)	0386	-	21 (19)	20 (20)	18	建設技術者の長時間労働の是正に向けて、ICT技術の進展を踏まえた現場労働時間の短縮・平準化や、長時間労働是正に関する優良事例の収集・整理・水平展開等に関する調査・検討を実施する。	-	・有識者を含めた検討会の開催回数:2回 ・監理技術者資格者証保有者数を平成28年度末から1%増加(令和3年度)
(13)	建設業許可等の電子申請化に向けた調査・検討 (平成30年度)	0387	-	14 (12)	10 (10)	54	建設業許可、経営事項審査の申請に係る手続等について、必要書類の作成準備や審査事務が申請者・許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘があることを踏まえ、各都道府県の許可実態を調査し、業務効率化に資するシステムの仕様を検討しつつ、システム構築を進める。	-	許可行政庁・審査行政庁等へのヒアリング実施回数:6回 ・電子化された経営事項審査を利用した企業数:4.9万社(令和5年まで)
(14)	地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保 (平成30年度)	0388	-	60 (58)	10 (9)	9	企業の経営の効率化に資する「多能工化の推進」や「ICT技術の活用」などについて、現状調査・検討や重点支援を通じて、ノウハウ・手法等を取りまとめた手引きを作成する。また、事業承継への対策として、事業承継に係る実態把握を行い、経営効率化・事業承継に関して専門家によるコンサルティングを実施し優良な取組事例等を集約するほか、これらの成果をセミナーやオンライン動画配信により中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発を図る。	122	・経営改善、生産性向上、事業承継に係る、重点支援件数:40件 相談支援件数:200件 動画作成数:3本 ・セミナー等開催回数:3件 ・セミナー等参加企業において、多能工化に取り組む企業の割合:15%(令和3年度) ・セミナー等参加企業において、ICT化設備を導入する企業の割合:10%(令和3年度) ・相談支援案件のうち、解決に至った件数割合:20%(令和3年度) ・重点支援案件のうち、目標達成に至った件数割合:80%(令和3年度) ・後継者難による倒産の割合:4.8%(令和3年度)



(15) 道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	0390	140	140	146	149	○相手国との政策協議 セミナーの開催、政治のリーダーシップによるトップセールスの展開等により、我が国による案件獲得の働きかけを行う。 ○海外インフラ展開を進めるための調査分析 対象国の道路整備に係る諸制度や政策、具体のプロジェクトの動向等の調査・分析を行い、日本企業の参入支援を行う。 ○ASEAN地域での交通連携強化 ASEAN地域において我が国の技術の普及を図るとともに、日本企業等の活動を支える質の高いインフラとしての国際的な道路網整備を目指す。	121	道路分野に関する案件発掘等の調査数
		(139)	(138)	(146)	2020年度までの道路分野における海外受注累計件数400件 (2013年度起算)			
施策の予算額・執行額		726 (699)	628 (616)	618	841	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定): 第3章 1. (1)、第3章 1. (2)、第3章 2. (2)、第3章 4. (3)、第3章 5. (4) 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定): 1. (2) vii)、6. (2) iv)、6. (2) x)	
備考		【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑩】にあるKPI「週休2日工事を発注した国及び都道府県の数」、「建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入率」、「建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-33)

施策目標		33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る						担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 橋本 亮二		
施策目標の概要及び達成すべき目標		現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
124-①	統計の利用状況 (①e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数)	1,277,000件	平成29年度	-	-	約1,277,000件	約1,202,000件	約1,310,000件		1,327,000件	令和4年度	政府統計の総合窓口(e-Stat)における統計のアクセス件数について、令和4年度までの目標を平成29年度より約5万件増の1,327,000件とすることを目標とした。			
124-②	統計の利用状況 (②調査票情報の二次利用申請件数)	260件	平成27年度	約260件	約260件	約340件	約320件	約430件		390件	令和2年度	統計法第32条及び同法第33条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となり、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、令和2年度までに平成27年度より50%増の390件とすることを目標とした。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
	R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)											
(1)	国土交通統計(昭和23年度)	392	581(566)	577(555)	556	566	統計法に規定する基幹統計及び一般統計として、建築物、住宅の着工及び輸送等の実態を把握し、国民や企業などの社会経済活動、国土交通行政に関する企画立案のための基礎資料として、官民の様々なニーズにおける活用を目的とする。					124	-		
(2)	大都市交通センサス実施経費(昭和35年度)	393	90(80)	0(0)	0	98	首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏における大量公共交通機関の利用実態を把握するために5年毎に実施している調査であり、広域交通圏における公共交通ネットワークの利便性の向上、交通サービスの改善等の交通政策の検討に資する基礎資料とすることを目的とする。					124	-		
施策の予算額・執行額		726(699)	628(615)	618	841	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)							
備考															

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-③4)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	不動産・建設経済局			作成責任者名	地籍整備課長 佐々木 明德	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
125	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	51%	52%	52%	52%	52%	57%	令和元年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値			
126	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3%	平成23年度	83.8%	88.5%	92.8%	95.8%	100.0%	100%	令和元年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値			
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)										
(1)	地籍調査(昭和26年度)※	0398	13,414 (13,373)	13,478 (13,470)	15,820 (15,765)	12,047	地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等(主に市町村)であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進している。近年、地籍調査の必要性は高まっており、早期の地籍調査の実施が求められていることから、国土交通省では、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を図ることにより地籍調査の円滑化・迅速化を進めるとともに、社会資本整備や防災対策、都市開発等の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援するなど、効果的な地籍調査の推進を図っている。	125	・地籍調査を推進するために地籍調査費負担金等を交付した市区町村数:797市区町村 ・地籍が明確化された土地の面積:21,000km <sup>2</sup> (令和元年度) ・都市部(DID)を含む市町村のうち地籍調査に着手した市区町村数:825市区町村(令和元年度) ・地籍調査における測量作業を実施した市区町村のうち、国が定めた効率的な測量手法を採用した市区町村の割合:100%(令和元年度)					
(2)	基本調査(平成22年度)	0399	395 (198)	188 (183)	190 (159)	179	本事業は、市町村等による地籍調査の基礎となる土地の境界に関する基礎的情報を整備するものであり、令和元年度までは目的に応じて以下①、②の2事業、令和2年度から以下③の1事業を実施している。 ①都市部官民境界基本調査:都市部において、官民の境界情報(道路等の官有地と民有地の境界情報)を整備する基本調査 ②山村境界基本調査:山村部において、リモートセンシングデータを活用して広域的に土地境界の基礎情報を整備する基本調査 ③効率的な手法導入推進基本調査:効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図る基本調査	125	・国が都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査を実施した市区町村数:11市区町村 ・都市部官民境界基本調査又は山村境界基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した市区町村数:172市区町村(令和元年度)					
(3)	地籍整備推進(平成22年度)	0400	126 (122)	139 (121)	148 (143)	138	本事業では、地籍調査以外の測量成果を活用した効率的な地籍整備を推進するため、民間事業者等を対象とした補助金の交付や地籍調査に関連する普及啓発等を実施している。国土調査法第19条第5項では、地籍調査以外の測量成果について、所定の精度・正確さを有するときは、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定できることが定められている。この制度に基づき、国では地籍調査以外の測量成果を活用した地籍整備を推進することとしており、特に地籍調査の進捗が遅れている都市部においては、平成22年度から都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を地籍整備に活用することとしている(調査実施主体別の補助率は、地方公共団体:調査・測量に要する費用の1/2以内、民間事業者等:調査・測量に要する費用の1/3以内)。	125	・地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数:43件 ・一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除く、国土調査法第19条5項指定面積:139km <sup>2</sup> (令和元年度)					
(4)	基準点測量(昭和26年度)	0401	62 (52)	62 (58)	43 (37)	56	翌年度に地籍調査の実施を予定している地域のうち、国家基準点が不足しており、地籍調査の実施が困難な地域について、地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえた上で、国(国土地理院)が設置点数や設置場所を精査し、四等三角点等を設置する。また、地殻変動等により四等三角点等の位置がズレてしまったことで、地籍調査の実施が困難となっている地域においては、四等三角点等の改測を実施し、地殻変動後の正確な位置情報を提供する。 なお、平成27年度より国土地理院が管理している電子基準点のみを与点とするGNSS測量手法(以下「電子基準点を用いた測量手法」という。)を地籍調査に導入し、新たな四等三角点等を設置することなく、地籍調査を実施することが可能となったため、市町村等に対し、当該手法の指導等を実施し、より効率的な地籍調査の実施を推進している。	125	・電子基準点を用いた測量手法の導入推進のため、国が四等三角点等を設置及び改測した市区町村数:23市区町村 ・国による都道府県に対する電子基準点を用いた測量手法に関する指導回数:56件 ・地籍調査における測量作業(地籍図根三角測量)を実施した市区町村のうち、電子基準点を用いた測量手法を採用した市区町村の割合:100%(令和元年度)					

(5)	土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (平成24年度)	復興庁-0147	213	154	136	12	被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、復旧・復興事業を計画している地域で市町村等が行う地籍調査や、地震により現況とのズレが発生した地籍調査成果(基準点や地籍図等)の補正等に対し、地籍調査費負担金を交付し、復旧・復興につながる地籍整備を支援する。	125	・東日本大震災からの復旧・復興のために必要な地籍調査及び調査成果の補正等を支援するために地籍調査費負担金を交付した市町村数:4市町村
			(213)	(154)	(136)				・土地境界等が明確化された土地の面積:183km <sup>2</sup> (令和2年度)
(6)	土地分類及び水に係る基本調査に関する経費(昭和26年度)	0397	47	44	44	70	国土調査法に基づき、科学的・総合的な観点から土地の利用現況、地形、地質、土壤に関する調査を行う土地分類基本調査の一環として、土地本来の自然地形、人工改変の履歴、過去の災害発生の履歴を調査する土地履歴調査を実施する。また、国土を構成する重要な要素である地下水の実態把握を目的として、全国の深井戸に関する情報を収集・データ化して集約した「全国深井戸台帳」を整備し、ホームページで公開し、地下水情報の利活用の促進を図る。	126	・土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積:2110km <sup>2</sup> ・水基本調査(地下水調査)を実施した深井戸件数:400件
			(46)	(44)	(43)				・土地分類調査及び水調査の閲覧・利用件数: -
施策の予算額・執行額			12,679 (9,540)	12,655 (9,408)	13,572	6,883	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)1及び2 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)第3章2.(1)④ 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)6.(2)iv①エ 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)3	
備考									

※平成28年度以降は地籍調査費負担金及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分がある。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-35)

施策目標		35 自動車運送業の市場環境整備を推進する						担当部局名	自動車局		作成責任者名	貨物課長 伊地知英己	
施策目標の概要及び達成すべき目標		将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
127	貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率	29.50%	平成30年度	27%	28%	29%	30%	30%	32%	令和5年度	トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き下げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		R2年度行政事業レビュー事業番号	29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)								
(1)	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業(平成21年度)	403	9 (4)	8 (4)	8 (4)	6	荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」等を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような不適正な取引の低減に取り組む。			127	パートナーシップ会議開催回数 貨物自動車運送事業法第64条の荷主勧告のための荷主への安全協力要請の発出件数		
(2)	トラック産業将来ビジョン策定等調査(平成22年度)	404	3 (2)	3 (2)	3 (2)	2	我が国の国民生活・経済活動を支えるトラック運送事業の将来に向けた「あるべき姿」の提示と、公平・公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するため検討会等を設置・開催する。			127	「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」、「トラック運送業の生産性向上協議会」「トラック運送事業の適正運賃・料金検討会」の開催件数 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率		
(3)	自動車運送・整備事業の経営基盤強化(平成27年度)	405	99 (80)	165 (137)	193 (178)	154	トラック、バス等の貨物・旅客の運送事業や、安全性確保等のための自動車整備事業において、人材の確保・育成対策や生産性の向上に向けた取組を通じて、自動車運送・整備事業の経営基盤の強化を図る。			-	中継輸送の普及・実用化に向けた検討会の開催回数及び長時間労働改善のための事業実施件数 女性トラック運転者数		
施策の予算額・執行額			111 (86)	176 (143)	204 (184)	162	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)			なし			
備考													

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-36)

施策目標		36 海事業業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る					担当部局名	海事局			作成責任者名	総務課企画室長 忍海邊 智子		
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事業業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化及び人的基盤である技能者・技術者と船員(海技者)の確保・育成等を行う。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
128 海運業(内航)にける新規船員採用者数	912人	平成30年	-	-	-	912人	962人	平成30年度からの累計で10,000人	令和9年	海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員のうち高齢化が顕著な内航船員について、今後新たに必要となる人数を確保するため、内航船舶数(予測値)に乗り組む船員数から残存が見込まれる船員数を差し引いた人数を確保することを目標とし、海運業(内航)に新規に就業する船員の確保により目標達成を図る。 ① 国内輸送量の実績値等をもとに、今後の景気変動等も踏まえ、今後の輸送量及び船腹量の予測値を試算。 ② ①より、今後必要となる船舶数の予測をした上で、今後必要となる船員数を算出。 ③ 次に、船員数実績値をもとに死亡や病氣、定年による退職等を勘案し、今後残存する船員数を算出。 ④ ②から③を差し引いた船員数の概数を指標として設定。				
129 船舶建造量の世界シェア	19%	平成27年	19%	19%	19%	25%	24%	30%	令和7年	船舶の建造需要は、海上荷動量の増加により「不足となる船腹量」と船舶の解撤による「代替需要」の合計によって推計される。以下のシナリオの下で、世界全体の建造需要の予測を行うと、2025年(令和7年)の建造需要は約75万総トンと試算される。 ①海上荷動量は、世界全体の中長期的なGDP成長率予測を踏まえると、年3~4%程度の増で推移していく。 ②当面は近年の比較的若年齢で解撤されている状況が続く。 ③現在の海上荷動量に対して過剰となっている船腹量が2025年までの間に均等に減少していく(その分「不足となる船腹量」から差し引く。) また、日本造船業が過去最大の建造量を記録した2010年の建造量20.4百万総トンを基準として、それ以降の企業統合や再編等による設備減少、既に決定済みの設備拡張等を踏まえると、日本造船業は21百万総トン程度の建造能力を有すると考えられる。2025年までに現場生産性の50%向上等により10%程度の生産効率の向上を図った場合、2025年の新造船需要約75万総トンの30%に当たる約23百万総トンの建造能力を有すると考えられる。				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1) 船員雇用促進対策事業費 (昭和53年度)	0406	141 (129)	99 (88)	97 (75)	97	海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して補助(定額補助)を行うとともに、船員の新たな就業ルートにおける社船実習を実施するため、内航海運事業者が船舶を提供した経費に対して補助(定額補助)を行う。 また、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定による船員雇用促進センターが行う離職船員に対する技能訓練への補助(1/2補助)、外航船員を目指す若年者に対し即戦力として求められるキャリア形成支援のための訓練補助(定額補助)を行う。さらに、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法等の規定による給付金を支給する。	128							
(2) 船員の確保・育成等総合対策 の推進に必要な経費 (平成21年度)	0407	121 (102)	108 (92)	108 (89)	107	船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員教育者養成事業を実施する。 また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率的な運用、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。	128							
(3) 船舶産業の競争力強化に必要な 経費 (平成21年度)	0408	44 (42)	76 (75)	163 (160)	147	地方の経済と雇用を支えつつ主要な輸出産業として我が国のGDP向上や貿易収支の改善に寄与している重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施する。	129							
(4) 経済協力開発機構造船部会分 担金 (平成18年度)	0409	11 (11)	11 (11)	11 (11)	11	経済協力開発機構(OECD)造船部会では、主な取組のとして、公正な競争条件を歪めるような不当な公的助成等の抑止・廃止に向け、造船業における公的助成の防止に関する新しい国際規律の策定について議論が開始されている。その他、各国において措置されている補助金等の調査・評価(レビュー)を実施。 同部会における取組の実施に必要な資金として、同部会の年度予算(1月~12月)に係る我が国分負担金を拠出する。	129							
(5) シップリサイクルに関する総合 対策 (平成19年度)	0410	11 (9)	12 (11)	8 (6)	8	シップ・リサイクル条約の早期発効促進に向けて、主要な解体国・海運国による取組・動向の把握、条約早期発効の鍵となる主要解体国に対して早期締結を促すための政府間協議や支援を実施するための調査・検討等を実施する	129							

(6)	(独)海技教育機構運営費交付金 (平成18年度)	0411	7,368 (7,368)	7,383 (7,383)	7,232 (7,232)	7,093	・海上技術学校及び海上技術短期大学校を全国に配置し、新人船員の学科教育を実施。 ・海技大学校においては、既存の船員等を対象として、上級の海技資格取得を目的とする教育やシミュレータ等を活用して、船舶機器の技術革新に対応した実務教育を実施するなど、新人教育や海運会社のニーズに対応した再教育を総合的に実施。 ・5隻の練習船で、商船系船員教育機関15校(商船系大学(2校)、商船系高等専門学校(5校)、海上技術短期大学校(3校)、海上技術学校(4校)及び海技大学校(1校))の学生等に対し航海訓練を実施。	128	
(7)	造船業における人材の確保・育成 (平成27年度)	0412	87 (84)	82 (80)	83 (82)	92	我が国造船業を支える開発技術者や現場技能工の確保・育成に資する造船教育体制の強化に取り組むとともに、緊急的な時限措置として受け入れている外国人材の適正な監理を実施する。	129	
(8)	(独)海技教育機構施設整備費補助金 (平成27年度)	0413	344 (320)	225 (225)	282 (282)	-	海技教育機構の学校施設及び老朽化した施設の整備について、耐震診断結果等を踏まえて、計画的な整備を図る。 令和元年度においては、以下の事業を実施する。 海上技術大学校学生寮東耐震改修工事(2期分)	128	
(9)	新船型開発・設計能力の強化 (平成28年度)	0414	124 (121)	1 (0)	164 (164)	79	船舶の設計工程のうち、部材の取付け位置・順序などを決定する生産設計の工程において、AIを活用した設計支援システムを構築することで、生産設計者の負担軽減、手戻り発生防止等による現場作業の効率化を図る。	129	
(10)	船舶の建造・運航における生産性向上(情報技術等の活用によるコスト競争力・品質・サービスの革新) (平成28年度)	0415	430 (390)	838 (767)	481 (445)	273	船舶・船用機器の生産・運航におけるIoTやビッグデータ解析等を活用した先進的な技術・システムの開発等を実施する事業に要する経費を支出(国→民間法人等)することにより、技術研究開発等を促進する。(補助金は補助率1/2以内(技術・システムの開発等に係る基礎的な調査に要する経費については、定額))	129	
(11)	海洋開発市場の獲得に向けた海事生産性革命の前進に必要な経費 (平成30年度)	0416	- -	292 (267)	430 (400)	336	エンジニアリング力の向上やパッケージ化・低コスト化をはじめとする付加価値の高い製品・サービスの提供につながる技術開発等を支援するとともに、世界的に拡大が期待される浮体式洋上風力発電施設の建造・設置コスト、操業コスト低減へ向けた環境整備等を実施。	129	
(12)	船舶産業におけるサプライチェーンの最適化 (令和元年度)	0417	- -	- -	- -	51	船舶の開発・設計、受発注、建造・生産、アフターサービス等の造船に係る様々な過程における事業者間の連携・協調・協業の促進、サプライチェーンの最適化や多元化等に向けた課題とその解決策を調査・検討により明確化するとともに、当該解決策に係る技術開発・試験的導入等を通じ、実際の造船・船用の現場にて解決策の実証を行い、その効果を検証する。 ※令和元年度補正額については令和2年度に全額繰り越し	129	
施策の予算額・執行額			8,681 (8,576)	9,650 (9,003)	9,059 (8,946)	8,294	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-①)

施策目標		37 総合的な国土形成を推進する						担当部局名	国土政策局			作成責任者名	国土政策局総務課長 簡井 智紀	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
130	国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	8	平成28年度	-	8	8	9	集計中	初期値以上	毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に3つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成28年度の実績値(初期値:8)以上となることを目標とするものである。			
131	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①101自治体	平成28年度	101自治体	101自治体	120自治体	120自治体	120自治体	①130自治体	令和3年度	都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)本取り組みの根拠となっている「大都市圏における都市再生インフラの再生」が都市再生本部に決定された平成13年度から20年目に当たる令和3年度を130自治体とする。			
		②34,609kg/日	平成27年度	34,609kg/日	-	-	-	-	②34,004kg/日	令和2年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成28年度～令和2年度)において各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。			
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	418	884,548 (882,357)	807,215 (804,762)	817,550 (814,126)	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本整備総合計画数(全国ベース) 社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)					
(2)	防災・安全交付金 (平成24年度)	419	1,194,712 (1,192,793)	1,221,491 (1,219,152)	1,347,337 (1,330,804)	983,258	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本整備総合計画数(全国ベース) 社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)					
(3)	総合交通体系整備推進費 (平成19年度)	420	16 (15)	14 (12)	12 (12)	11	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。	130						
(4)	総合的な交通体系の効果的な整備の推進 (平成25年度)	421	32 (32)	27 (27)	22 (22)	21	全国規模の幹線交通における旅客流動の実態を把握するため、「全国幹線旅客純流動調査」を実施しており、同調査において、各交通機関を所管する当省各部局における実態調査の結果を組み合わせ、モード横断的に旅客の流動量や個人属性、旅行目的等を把握可能なデータを作成し、公表する。あわせて、訪日外国人の国内移動を把握可能なデータとして、各都道府県の訪問者について国籍、旅行目的、周遊ルート等を分析可能なFF-Data(訪日外国人流動データ)を作成し、公表する。また、刻々と変化する交通サービス水準について、既存の分析ツール(全国総合交通分析システム(NITAS))に内蔵するデータの更新を図り、最新の交通サービス水準を把握可能なツールとして提供する。	130						
(5)	歩行者移動支援の普及・活用の推進 (平成26年度)	422	43 (43)	46 (45)	38 (38)	34	障害者や高齢者をはじめ誰もが積極的に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る必要がある。この効率的な実現のため、移動に資する各種データのオープンデータ化等を推進し、多様なサービスが民間の様々な主体により創出・展開されていくための環境整備を実施する。	130						
(6)	官民連携基盤整備推進調査費 (平成23年度)	423	297 (192)	353 (224)	331 (177)	331	地方公共団体が行う基盤整備事業に対して、民間等が行う集客施設や生産・物流拠点の立地等と一体的に整備することにより、優れた効果の早期発現や効率性が期待できる場合、その事業化に向けた必要な検討に要する経費の一部を支援する。配分先:地方公共団体(都道府県、市町村等)補助率:1/2	-	調査実施箇所数 調査実施箇所において調査実施から3年後までに8割を事業実施段階へ移行する。					
(7)	多様な主体の理解の促進 (平成18年度)	424	6 (5)	6 (5)	2 (1)	3	多様な主体の理解を促進するため、国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、ホームページによる国土計画関係情報の提供等を実施する。	-	国土計画研究交流会の開催(1回) 参加者へのアンケート調査で国土計画に関する理解が深まったと回答した参加者の割合(理解が深まった者の数/参加者総数)					
(8)	国土形成計画等の基礎的・長期的検討 (平成18年度)	425	63 (62)	67 (66)	48 (46)	29	我が国の人口、産業その他の社会経済構造の動向を把握・分析する、また、本格的な人口減少社会の到来、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識のもと策定された新たな国土形成計画(全国計画)等で示された国土政策の新たな課題を踏まえ、具体的分析や国土の形成に資する施策の検討を行う。	-	調査実施件数(5(見込み)) 専門委員会等で活用された調査件数の割合(100%)					



(9)	国土数値情報の整備 (平成20年度)	426	57 (56)	53 (52)	80 (79)	75	国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うため、国土数値情報を整備・更新するとともに、国土数値情報として整備するための効率的な情報収集手法及びデータ形式等を調査し、製品仕様書及び作業手順書を作成する。	-	国土数値情報の製品仕様書・作業手順書作成及び整備・更新データ件数(15件)、街区レベル及び大字町丁目レベル位置参照情報更新市区町村数(1,718) 国土数値情報のダウンロード件数(120万件)、位置参照情報のダウンロード件数(20万件)
(10)	国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充 (平成20年度)	427	20 (20)	19 (18)	19 (18)	19	国土情報を分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している国土数値情報利用・管理システム(G-ISLAND)で利用する統計データを充実させるため、また、インターネットを通じて一般国民向けに提供する国土情報を充実させるため、国土情報データベースへ統計データ等の各種データ登録を行い、データベースの拡充を図る。	-	登録データレコード数(200万件) 国土数値情報のダウンロード件数(119万件)
(11)	むつ小川原開発推進調査 (平成13年度)	428	6 (6)	6 (6)	3 (3)	3	むつ小川原開発地域では、これまで、ITER(国際熱核融合実験炉)関連施設である国際核融合エネルギー研究センターを始め、国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設等の立地が進んでいる。我が国の産業・研究開発の発展とともに、地域の主体的取組への支援を図るため、引き続き、同地域の有効活用方策に関する調査検討が不可欠である。このため、令和2年度においては、企業立地の促進、地域の活性化を図る観点から、昨年度の調査結果により当該地域の立地優位性が高いとされた分野のうち、データセンターの産業立地の可能性について検討を行う。	-	報告書配布先数(検討結果である報告書を関係団体(青森県、六ヶ所村、経済産業省、文部科学省など15団体)に配布し、検討結果を周知し、今後の当該地区における開発の参考として活用する。) 本調査開始当初(平成13年度)に保有していた開発用地(1761ha)の分譲及び賃貸を推進する。
(12)	経済協力開発機構等拠出金 (平成9年度)	429	43 (43)	44 (44)	44 (44)	43	OECDへの拠出金は、RDPCの作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、我が国の国土・地域政策にとって有益である、国別・地域別の国土・地域政策レビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等について評価を行い、改善方策等を提言するもの)や加盟国の地域のパフォーマンスや競争優位の比較分析、関連する地域指標作成等を支援する。国連ハビタットへの拠出金は、そのアジア・太平洋地域事務所(福岡市)が実施する、我が国の有する国土・地域政策や居住環境改善分野におけるノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業や人間居住分野の諸問題に関する情報発信等を支援するもの。	-	・国土・地域政策調査等実施件数 ・我が国の有する居住環境分野のノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業、同分野の課題やこれに対する我が国の貢献等を発信する事業の実施件数 ・OECD地域開発政策委員会公表調査等報告の件数 ・マッチングの成立件数
(13)	国土政策に関する国際調査 (平成23年度)	430	16 (15)	16 (15)	17 (16)	17	諸外国における国土・地域政策の課題や具体的な取組について、各国の政策担当者との意見・情報交換等を通じて把握するとともに、情報の整理・分析を行い、我が国の国土・地域政策への活用方策を検討するとともに、これら各国の情報を発信するウェブサイトの更新、内容の充実等を行う。また国際的な国土・地域計画策定支援の枠組である「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム(SPP)」の取組を通じ、我が国の国土・地域政策における経験やノウハウを積極的に情報発信するとともに、関係機関等と連携しながら、相手国のニーズを踏まえた国土・地域計画の策定支援を行う。	-	国土政策に関する国際調査の実施件数 支援を実施した国数
(14)	広域連携プロジェクトの推進等 (平成29年度)	431	115 (113)	106 (102)	81 (78)	-	・広域連携プロジェクトの早期具体化に向け、全国8圏域の広域地方計画協議会の下に、官民の幅広い主体からなるプロジェクトチーム等を設置し、ネットワーク整備等を踏まえた広域連携のポテンシャルと地域資源等を組み合わせた地域発の成長戦略の実現に向け、具体的な施策について検討を行う。 ・推進にあたっては、 ①広域連携プロジェクトとしての基本的な熟度、国土形成計画の推進への高い効果 ②スーパー・メガリージョンの形成、及び地方圏との対流促進、さらに、地方同士のブロックを超えた広域連携を促進し、全国を一つの経済圏に統合する地方創生回廊の形成に貢献 の観点から選定した13プロジェクトについて、地域が主体となった自立運営に向けた支援を行う。	-	先行事例とする13の広域連携プロジェクトにおける施策の具体化に向け、調査・検討を行った広域地方計画協議会数 先行事例とする13の広域連携プロジェクトのうち、地域が主体となり自立運営する広域連携プロジェクト数
(15)	大都市戦略等推進経費 (平成24年度)	433	36 (35)	44 (44)	35 (35)	35	我が国の三大都市圏施策は、従来の人口増加と開発圧力のコントロールから、グローバル競争の激化・人口減少・高齢化の進展などへの対策に変化してきたことを踏まえ、都市の秩序ある発展と時代即した大都市圏整備の一層の実現を図るため、大都市戦略等推進経費における調査検討では、大都市圏施策を個別事業主体では行うことが難しいと考えられる広域的・事業横断的な観点で把握するため、「①大都市圏整備の進捗把握・評価検証等による持続可能な大都市圏形成に係る調査検討」、「②大都市圏戦略の核となり三大都市圏間の対流促進等に資する大深度申請事業の適正な審査に必要な技術調査検討」、「③人口減少下における広域緑地保全方策のあり方における調査検討」等を行う。	-	調査実施件数(4件) ・首都圏白書の公表後1か月間のホームページアクセス数(6.9万PV/月) ・大深度申請事業の適正な審査のために必要な技術的検討数 ・首都圏近郊緑地保全法等に基づく近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定・変更件数
(16)	国土の長期展望 (平成31年度)	432	-	-	60 (56)	67	国土の基礎的な条件について新しいデータの構築や、本格的な人口減少、異次元の高齢化時代を見据えた産業・経済・物流人流など、対流促進型国土に関する展望、大きな社会変革が起こる可能性のあるものに関する非定量的な展望を行う。	-	調査実施件数(8(見込み)) 有識者会議等で活用された調査件数の割合(100%)
(17)	広域地方計画の推進 (令和2年度)	新02-0051	-	-	-	17	・広域地方計画協議会において、モニタリング(プロジェクトの進捗状況の把握及び課題の把握並びに対応策の検討)を行う。 ・広域地方計画協議会において、計画期間の中間に当たる令和2年度から中間評価を実施する。 ・広域地方計画協議会・幹事会の運営支援を行う。	-	モニタリング・中間評価を実施するため調査・検討を行った広域地方計画協議会数 広域地方計画の実施にモニタリング結果を反映するとともに、中間評価の結果を踏まえて、広域地方計画の見直し等の必要な措置を講じることにより、広域地方計画の推進を図った圏域数
(18)	スーパー・メガリージョンの形成及び効果の広域的拡大の促進等 (令和2年度)	新02-0052	-	-	-	102	スーパー・メガリージョン構想検討会最終とりまとめで示された、スーパー・メガリージョン(SMR)の形成と効果の広域的拡大に向けて求められる取組について、広域地方計画協議会を活用して、各ブロックにおける具体化に向けた検討、その検討に必要なフィンビリティスタディ等を実施し、関係者の役割分担を含めた取組のロードマップ等を策定する。また、人口減少が進む中で、都道府県を越えた広域連携の必要性について具体的に分析する。	-	・SMRの形成及びその効果の広域的拡大に向け、調査・検討を行った圏域数(8圏域) ・広域連携方策等に係る調査の対象とした圏域数(8圏域)
施策の予算額・執行額			2,910,219 (2,075,884)	3,022,915 (2,023,373)	3,326,020	1,681,397	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30年6月15日閣議決定) 第2章6.(5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展	
備考									

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-38)

施策目標		38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する						担当部局名	国土地理院			作成責任者名	総務部政策課 高橋 正幸		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度								
132 電子基準点の観測データの取得率	99.57%	平成22年度	99.51%	99.81%	99.77%	99.86%	99.77%	/	99.50%以上	毎年度	電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。施策目標を達成するにあたり、多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データの取得率を高い値で維持することが重要であるため、平成23年度以降の毎年度の目標値を99.50%以上に設定している。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標				
133 地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)	157万件	平成29年度	-	-	157万件	161万件	163万件	/	169万件	令和3年度	地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共有・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。近年の大規模災害発生により地理空間情報の必要性が高まり、登録件数は今後も増加が見込まれるため、目標値は過去の実績も参考に毎年3万件的登録としている。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標				
134 地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数	14団体	平成28年度	-	14団体	17団体	31団体	44団体	/	50団体以上	令和2年度	民間企業や団体等において地理空間情報が利活用されている状態を示すため、G空間情報センターへのデータ提供又はG空間情報センターにおいて登録されているオープンデータ等を流通・活用等をしている団体の数を指標としており、現在、G空間情報センターへのデータ提供をしている14団体を初期値とし、国内の静的・動的データを取り扱う企業等の数を考慮しつつ、目標値を50団体と設定した。 ※地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)の指標				
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)											
(1) 地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	434	100 (100)	73 (73)	22 (22)	- -	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。	134	-							
(2) 産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	435	55 (55)	50 (49)	44 (44)	13	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。	-	高精度測位技術を活用したシームレス測位環境構築の業務数 屋内地図・測定環境が提供され、位置情報サービスが利用できる施設数							
(3) 基盤地図情報整備経費(平成19年度)	436	955 (954)	951 (951)	1,391 (1,389)	837	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。	133	-							
(4) 測量行政推進経費(平成16年度)	437	159 (144)	139 (137)	141 (137)	144	測量法や地理空間情報活用推進基本法に基づき、公共測量の円滑かつ効率的な推進、測量に従事する技術者の確保・育成の推進、測量行政のあり方や課題の検討、地理空間情報の重要性や知識の普及啓発等を行うことにより、測量に関する施策の展開や地理空間情報の利活用促進を図る。	133	-							
(5) 基本測地基準点測量経費(明治16年度)	438	1,081 (1,022)	1,117 (1,110)	1,311 (1,297)	2,047	我が国の位置の基準である基本測地基準点の正確な位置情報(緯度・経度・標高等)を維持・管理するため、VLBI測量、三角点・水準点等の測量、験潮及び電子基準点測量を継続し、社会経済活動を行う上で必要不可欠な位置情報基盤を整備する。これにより、我が国の領土的に確かな把握、国土の管理及び国民の安全・安心に資する。	132 133	-							
(6) 基本図測量経費(昭和28年度)	439	487 (486)	459 (458)	450 (447)	429	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(正射画像)を整備するとともに、正射画像・基盤地図情報等を活用して電子国土基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像を利用し領土全体の電子国土基本図を整備・更新する。	133	-							
(7) 電子政府等業務効率化推進経費(平成16年度)	440	56 (54)	46 (45)	45 (43)	54	電子政府の実現に向けた取組を推進するために導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、各種業務の効率化及び信頼性向上を図る。	133	-							
(8) 地理空間情報ライブラリー推進経費(平成24年度)	441	216 (214)	200 (194)	200 (196)	216	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的な検索・閲覧・入手できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。	133	-							

(9)	国際連携・海外展開等推進経費 (平成29年度)	442	11 (11)	11 (11)	11 (7)	12	電子基準点網について、高度な技術的知見を活用し、相手国当局との技術協力案件形成のための調査を実施する。また、ASEAN地域等における重要国との二国間会議を開催し、人材育成や技術協力案件形成に向けた取組みを進める。	132	-
(10)	地理空間情報の流通・利用促進の検討 (令和2年度)	新02-053	- -	- -	- -	84	Society5.0の基盤となる地理空間情報の更なる利活用を進めるため、地理空間情報の流通・二次利用を容易とする環境を整備し、地理空間情報を活用した新産業・新サービスの創出を図る。そのため、データの品質評価等の信頼ある流通環境の整備や人流データの利活用拡大のための流通環境整備等により、様々な分野における流通・利活用を促進する。	134	-
施策の予算額・執行額			3,745 (3,614)	3,988 (3,591)	4,328	4,434	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	業績指標133,134 ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) 政策パッケージ2-3「災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化」	
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	離島振興課長 佐藤 正一 特別地域振興官 笹原 顕雄	
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
離島等の総人口 ①離島地域の総人口	390千人	平成27年度	389,582人	381,601人	374,615人	367,002人	359,665人	345千人以上	令和2年度	※H24年度実績値及びH25～27下段実績値はH24年度末時点での離島振興対策実施地域(254島)を基準に算出、H25～H27年度上段実績値及びH28実績値はH27年度末時点での離島振興対策実施地域(260島)を基準とし算出。 離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。 初期値は平成27年度末の離島地域(260島)の総人口、目標値は令和2年度末に想定される人口減少を上回ることにした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成25年度末～27年度末)をもとに離島の令和2年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少の影響を考慮し、前述の離島の令和2年度人口推計値に全国人口増減比率(平成27年～令和2年末にかけての推計人口の年間増減率を平成25年～平成27年末にかけての人口の年間増減率で除したものを乗じ、令和2年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。		
離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	109千人	平成30年度	112,498人	110,890人	109,515人	108,713人	107,040人	103千人以上	令和5年度	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、人口流出等による総人口の減少が続いている。このため、振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図り、総人口の減少傾向を抑制する。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和5年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和5年度末とした。初期値については、平成30年度末の実績値とした。 目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去(平成25～29年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去(平成25年～29年度)の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加え、目標値とした。		
離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	2,589人	平成30年度	2,505人	2,528人	2,585人	2,589人	2,541人	2,600人以上	令和5年度	地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と定住の促進に結びつけることが必要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和5年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和5年度末とした。初期値については、平成30年度末の実績値とした。 目標値の考え方は、平成30年度末時点の総人口2,589人を基に、棉島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、令和5年度末時点では2,600人以上とすることを目標とした。		
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要		関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 離島振興に必要な経費(昭和55年度)	443	1,667 (1,565)	2,389 (2,108)	1,588 (1,407)	1,512	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興方策のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、平成25年度より離島活性化交付金を創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。		135				
(2) 離島振興事業(公共事業)(昭和28年度)	444	45,142 (44,949)	45,771 (45,222)	47,923 (47,164)	44,097	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施する。		135				
(3) 奄美群島振興開発事業(昭和29年度)	445	22,290 (21,888)	21,518 (21,355)	24,588 (24,232)	24,051	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島において、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展を図るため、鹿児島県が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施		135				
(5) 奄美群島の振興開発に必要な経費	446	22,290 (21,888)	21,518 (21,355)	24,588 (24,232)	24,051	地理的・自然的条件(外海遠隔離島・台風の常襲地帯)や歴史的経緯(昭和21年より昭和28年まで行政分離され米軍軍政下)などの奄美群島における特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上、奄美群島における定住の促進を図る。		135				
(4) 小笠原諸島振興開発事業(昭和44年度)	447	1,502 (1,465)	1,367 (1,282)	1,608 (1,347)	1,060	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島において、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島の振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と定住の促進に結びつけるため、東京都が策定する振興開発計画に基づく事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。		135				
施策の予算額・執行額		93,951 (67,934)	97,069 (67,783)	107,739	69,008	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～(令和元年6月21日閣議決定)第2章3.(5)対流促進型国土の形成				

備考

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標		40 北海道総合開発を推進する						担当部局名	北海道局			作成責任者名	参事官 石塚 宗司		
施策目標の概要及び達成すべき目標		北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げ、「人が輝く地域社会の形成」、「世界に目を向けた産業の振興」、「強靱で持続可能な国土の形成」を3つの主要施策として、北海道総合開発計画を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果			目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
				27年度	28年度	29年度	30年度		元年度						
136	北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)	-	平成26年度	-	3/6	3/6	3/6	集計中	半数以上	毎年度	北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。				
137	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.88百万円/人	令和2年度	4.08百万円/人	4.02百万円/人	3.72百万円/人	3.92百万円/人	集計中	初期値以上	毎年度	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。本地域の振興及び住民の生活の安定を図るにあたって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を3,880万円/人(第7期計画の計画期間(H25~H29)における北方領土隣接地域の主要産業の一人当たり生産額の実績値の平均)とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要		関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		R2年度 行政事業レビュー 事業番号	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)		元年度 (百万円)									
(1)	北海道特定特別総合開発事業推進費(平成13年度)	448	4,150 (4,142)	4,021 (4,020)	5,240 (5,240)	4,325	北海道総合開発計画を推進するため、横断的な政策課題等に関し、国として重点的に取り組むべき政策分野(テーマ)に係る事業について、年度途中の情勢変化等を勘案して、柔軟かつ機動的に推進する。	136	-						
(2)	北海道開発事業(昭和26年度)	449	572,466 (570,349)	569,808 (567,242)	684,205 (681,487)	579,728	「北海道開発事業費の取扱について」(昭和25年2月10日閣議決定)に基づき、北海道開発に関する社会資本整備(治水、治山、海岸、道路整備、港湾、空港、都市環境整備、水道、廃棄物処理、国営公園等、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備及び社会資本総合整備)を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施する。	136	-						
(3)	北海道開発計画推進等経費(昭和26年度)	450	129 (122)	78 (75)	63 (59)	54	北海道総合開発計画に基づく施策の進捗状況や推進方策を検討するための基本的な調査等(北海道の経済社会動向の把握、計画のモニタリング、主要施策の効率的な推進を図るための重点事項の推進に向けた調査及び北方領土の現況等の把握、関係機関等との連絡調整)を実施する。	136	-						
(4)	北方領土隣接地域振興等経費(北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金)(平成16年度)	451	100 (96)	100 (99)	102 (94)	102	北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するため、「第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」(以下「振興計画」という。))に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)が振興計画を推進するために実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、地域の実情に即した取組を支援し、効果的な地域安定振興を推進する。	137	-						
(5)	アイヌの伝統等普及啓発等に必要経費(平成9年度)	452	126 (123)	609 (608)	2,144 (2,138)	4,175	アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に令和2年7月に開業した「民族共生象徴空間」を通じてアイヌ文化の復興等を促進する。また、アイヌ施策推進法に基づき指定された公益財団法人アイヌ民族文化財団が実施する、アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及啓発(広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催、「イランカラプテ」キャンペーンの展開等)等に要する経費の補助等を実施する。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生向け副読本の作成・配布数:129,000部</li> <li>・アイヌ民族文化財団所蔵資料の空港等展示(イランカラプテキャンペーン):5箇所</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会・セミナー等の1開催当たりの参加人数の対前年度伸率:100%以上(目標:毎年度)</li> <li>・民族共生象徴空間のホームページアクセス数の対前年度伸率:100%以上(目標:毎年度)</li> </ul>						
施策の予算額・執行額			662,362 (561,105)	704,825 (556,741)	840,385	574,798	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)							
備考															

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標		4.1 技術研究開発を推進する					担当部局名	大臣官房 総合政策局		作成責任者名	技術調査課長 森戸 義貴 技術政策課長 吉原 敬一	
施策目標の概要及び達成すべき目標		技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	1.1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値 設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
138	目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	91.8%	93.8%	96.8%	96.3%	96.2%	90%	毎年度	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。	
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)								
(1)	国立研究開発法人土木研究所(運営費交付金)(平成13年度)	453	8627	8,577	8,630	8,667	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。				-	研究開発プログラム数:17課題 研究開発について、年度評価で「目標を達成していると認められる」との評価を得ること
(2)	国立研究開発法人土木研究所(施設整備)(平成13年度)	454	1812	377	1,777	1,089	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。				-	土木研究所が整備した施設数:4件 研究開発について、年度評価で「目標を達成していると認められる」との評価を得ること
(3)	国立研究開発法人建築研究所(運営費交付金)(平成13年度)	455	1768	1,754	1,758	1,779	温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、建築・都市計画技術の向上を図ることで、建築の発展及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に貢献する。				-	研究開発課題数:40課題程度 建築研究所が策定に関与した国内外の技術基準数:-
(4)	国立研究開発法人建築研究所(施設整備)(平成13年度)	456	186	668	174	335	『温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、建築・都市計画技術の向上を図ることで、建築の発展及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に貢献する。』という目的を達成するため、業務を確実に遂行することができるよう必要な施設・設備の整備・更新を行う。				-	建築研究所が整備または改修した施設数:25棟 建築研究所が策定に関与した国内外の技術基準数:-
(5)	建設技術の研究開発等共通経費(平成18年度)	457	28	27	24	23	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効果的・効果的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。				138	技術部会・システム検討会議等の開催数:4回 新技術の活用促進に繋がる技術の評価を毎年度10技術行う
(6)	研究開発の評価等経費(平成18年度)	458	5	5	5	5	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効果的・効果的な実施を図る。				138	評価委員会の開催数:3回 前年度終了した課題、及び中間評価(研究期間が5年の研究を対象に3年目に実施)について、全数の評価を行う。(今年度の予定評価数:25課題)
(7)	建設技術の研究開発助成経費(平成13年度)	459	240	190	142	140	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効果的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。				138	年度ごとの採択課題数:17課題 当該年度に事後評価(外部評価)を実施した課題(前年度に研究を終了した課題)のうち、「目標を達成した技術研究開発課題の割合」を90%以上達成
(8)	防火・避難規定等の合理化による既存建物活用に資する技術開発(平成28年度)	460	82	59	56	-	防火・避難規定や用途規制等の合理化・運用円滑化に向けて火災時の安全性や周辺環境への影響を技術的に評価可能とするために必要な技術開発を行い、既存建築物の活用の円滑化を図ることを本技術研究開発の目的とする。				138	- -
(9)	ICTの全面的な活用による建設生産性向上に関する研究(平成29年度)	461	93	56	51	48	設計段階では、干渉チェックや施工手順の確認および住民説明・関係者協議等を円滑化できるよう、また、設計、施工、維持管理段階を通じた建設プロセスにおいてデータ流通を円滑化できるよう、設計段階の3次元化に必要な基準案を作成する。また、施工段階では、土工以外での工種におけるICTを活用した出来形管理・検査に関する要領・基準案を作成する。さらに、維持管理段階では、設計データや点検・補修履歴データを簡単に把握するため、また3次元計測に関する新技術を維持管理で活用するために、維持管理におけるICTの活用マニュアルを作成する。				138	ICTの活用による建設生産性向上に関する研究項目の終了件数:8件(令和2年度) ICTを設計から維持管理まで効果的に活用するためのデータ標準案及びマニュアル類の策定

(10)	新しい木質材料を活用した混構造建築物の設計・施工技術の開発(平成29年度)	462	91 (90)	57 (56)	54 (53)	51	我が国では、庁舎や病院など中層・大規模な建築物において木造建築物の需要が高いが、4階建て以上の木造は耐火建築物とする必要があり、また、木材を建築物に現し(あらわし。材料を露出させる仕上げをいう。)で用いることに対するニーズが極めて高いため、これらの要求を満たすCLT等の木質系大型パネルを用いた木造とS造(鉄骨造)やRC造(鉄筋コンクリート造)などの耐火構造との混構造建築物の構造設計法の提案等を目的とする。	138	CLT等を活用した混構造建築物の設計・施工技術に関する研究項目の終了件数:1件(令和2年度) CLT等を活用した混構造建築物の設計・施工技術の開発および技術資料類等の策定:1件(令和2年度)
(11)	リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成手法の開発(平成30年度)	463	-	39 (38)	16 (16)	16	リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成手法の開発のため、以下の技術開発を行う。 ①地域の液状化発生傾向の評価の検討 ②宅地の液状化被害リスク評価の検討 ③リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップの表現方法の検討	138	リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成手法に関する研究項目の実施件数 令和2年度までに、リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成手法に関するマニュアル案を1本作成する
(12)	成熟社会に対応した郊外住宅市街地の再生技術の開発(平成30年度)	464	-	36 (35)	30 (29)	28	高度経済成長期以降、大量の住宅団地が計画的に整備され、郊外住宅市街地を形成している。これらは現在、経年に伴う住宅・住宅地の老朽化、純化された土地利用と生活ニーズの乖離、空き家の増加、公共交通機関の衰退等のオールドタウン化が進行しているが、一方で、計画開発による公共施設整備率の高い、都市の貴重な資産である。本事業では、多極ネットワーク型の都市のコンパクト化の実現に向けて、郊外住宅市街地の再生を実現する上での技術的課題を解決するための技術研究開発を行い、郊外住宅市街地の再生の実現を推進することを目的とする。	138	成熟社会に対応した郊外型住宅団地の再生技術に関する研究項目の終了件数:3件(令和2年度) 住宅市街地の再生に係る住宅・建築・宅地・都市関連法制度の技術基準等への反映数
(13)	AIを活用した建設生産システムの高度化に関する研究(平成29年度)	465	63 (0)	73 (70)	23 (17)	23	人口減少、少子高齢化による担い手不足の状況下、建設現場の生産性向上による働き方改革の推進は喫緊の課題となっている。AIやIoTの効果的な活用方策の研究、時空間的なデータ管理を考慮した3次元情報基盤の構築により建設生産システムの高度化を図ることを目的とする。	138	AIを活用した建設生産システムの高度化に関する研究項目の終了件数:5件(令和2年度) AIを活用した建設生産システムの高度化に関する技術基準等への反映数:3件(令和2年度)
(14)	科学技術イノベーション創造推進に必要な経費(官民研究開発投資拡大プログラム)	466	-	2,902 (2,864)	3,300 (3,099)	3,199	「総合科学技術・イノベーション会議(議長:内閣総理大臣)(以下、「CSTI」という。))の有識者議員から構成される「ガバナンスボード」を実質的な最高意思決定機関として、PRISMで予算付加すべきターゲット領域及び領域統括(外部有識者)を設定し、PRISMとして予算付加すべき研究開発関連施策をCSTI/ガバナンスボードがトプダウンで最終決定する。また、PRISMは目未定の経費として内閣府に予算計上されており、実際の予算執行は、PRISMで予算付加される対象施策(研究開発関連施策)を所管する関係省庁の予算費目に移し替えて、当該関係省庁が実施する。国土交通省では、インフラ・データプラットフォームの構築等を実施する。	138	対象施策数:- インフラ・データプラットフォームと連携するデータ数:毎年度増加
(15)	新技術導入促進に関する経費(平成30年度)	467	-	784 (774)	2,197 (1,615)	1,809	実用段階に達していない技術シーズや要素技術の現場実証を行い、技術シーズの実用化や新技術の現場実装を推進することにより、公共工事における新技術の活用を推進し、もって公共工事の品質確保、安全性向上に貢献する。	-	現場実証等を実施した技術の報告件数 毎年度、新技術、新材料、新工法を活用して工事等を1,000件実施する
(16)	交通運輸技術開発推進制度(平成25年度)	468	151 (136)	105 (99)	135 (120)	155	交通運輸分野の政策課題の解決の確実な達成につながるよう、毎年、研究開発テーマを選定し、研究開発テーマに対する研究課題を公募し、交通運輸技術開発推進外部有識者会合による審査及び行政ニーズを踏まえ、採択する研究課題を決定し委託を行う。	138	年度毎の研究開発課題数:7課題(令和2年度) 学会等での報告、論文等の掲載等の公表件数:1研究課題当たり3件
(17)	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費交付金(平成13年度)	469	5,193 (5,193)	5,123 (5,123)	5,185 (5,185)	5,193	海上・航空・港湾技術研究所が、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うために必要な経費を充当する。	-	重点的に取り組む研究実施:54件 ・発表会の実施件数(国内):9件 ・国際基準・国際標準に係る会議参加数:64件
(18)	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費補助金(平成13年度)	470	109 (109)	109 (109)	34 (34)	-	海上・航空・港湾技術研究所が、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	-	重点的に取り組む研究実施:54件 ・発表会の実施件数(国内):9件 ・国際基準・国際標準に係る会議参加数:64件
(19)	高精度測位技術を活用した自動離着陸システムに関する技術開発(平成30年度)	471	-	21 (20)	21 (20)	21	海上交通システムに高精度測位技術(準天頂衛星等)を適用し、信頼性の高い船舶位置情報の取得を可能とするための技術開発を行うとともに、これにより開発される船舶搭載機器と自動操船技術(操船装置及び操船指令装置)とのインターフェースの検討を行う。	138	準天頂衛星等の高精度測位技術を活用した自動離着陸システムの構築のための基本仕様の作成を行うための技術開発課題件数:1件 学会等での報告、論文等の掲載等の公表件数:1件
(20)	鉄道技術開発(一般鉄道)(昭和62年度)	472	170 (170)	290 (275)	152 (144)	137	鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する技術開発に補助を行う。	138	補助対象課題件数 実用化された課題数の割合: 5年前に終了した事業の実用化件数/課題件数
(21)	鉄道技術開発(超電導技術高度化等)(昭和62年度)	473	58 (58)	30 (30)	17 (17)	8	超電導技術を活用した、鉄道分野における更なるコスト低減や省エネルギーに資する技術開発を推進するとともに、超電導磁気浮上式鉄道の技術開発を促進する。	-	補助対象事業者数 超電導磁気浮上式鉄道技術開発に係る公益財団法人鉄道総合技術研究所の日本政策投資銀行借入金返済額
(22)	独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金【197再掲】	197	3237 (3237)	3,192 (3,192)	3,396 (3,396)	3,971	自動車保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間。整備実施件数、不具合情報の分析件数、
(23)	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費【198再掲】	198	3998 (3465)	4,339 (4,008)	3,792 (2,453)	6,115	自動車保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間。整備実施件数、不具合情報の分析件数、
(24)	土木関連施設整備費、建築関連施設整備費(平成13年度)	475	73 (521)	91 (462)	607 (1,378)	362	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に関係のある総合的な調査、研究開発に必要な研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。	138	- - -
(25)	一般研究経費(平成13年度)	476	116 (104)	109 (95)	111 (104)	75	国土交通本省が展開する政策や技術基準の策定・改訂等に対し、将来的に十分な技術支援・提言を行っていくよう、中長期的に対応が必要となる課題を解決するため、研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	138	- -
(26)	水防活動支援技術に関する研究(平成29年度)	477	17 (17)	14 (14)	15 (15)	-	近年、雨の降り方が激化しており、防災施設では防ぎきれない大洪水(超過外力)が必ず発生することが予想される。このため、超過外力対策を社会で推進していく必要がある。そのためには、効果的で持続的な水防の仕組みを作り、社会に根づかせていくことにより、地域の安全度を高めるとともに、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要である。	138	水防活動支援技術の開発に関する研究項目の終了件数 効率的な水防活動を図る水防回数で1以上



(27)	避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術の開発(平成29年度)	478	12 (12)	11 (11)	11 (11)	—	震災などによる避難所生活が長期間に及んだ場合、避難所における精神面も含めた健康被害防止と安全確保を行う必要がある。そこで避難所の住環境として、トイレ・衛生環境、プライバシー、音・温熱・光環境性能などを確保するための具体的な手法や改修技術について提示し、対策マニュアル原案を作成することを目的とする。	138	避難所における健康確保および安全確保技術に関する研究項目の終了件数 避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術に関する事前および応急対策マニュアル原案1本を作成
(28)	多様化する生活支援機能を踏まえた都市構造の分析・評価技術の開発(平成29年度)	479	12 (12)	11 (11)	11 (11)	—	都市の持続可能性や生産性のさらなる向上のため、多様化し進化する生活支援機能(拠点施設や交通機能等)の最新動向を踏まえ、様々な都市・地域特性に応じた「効果的な都市構造」を選択可能とする客観的な分析・評価技術を開発するものである。	138	多様化する生活支援機能を踏まえた都市構造の分析・評価技術に関する研究項目の終了件数 「立地適正化計画作成の手引き」の改定案を策定し、都市構造の分析・評価技術について2件反映
(29)	地震火災時の通行可能性診断技術の開発(平成29年度)	480	12 (12)	11 (10)	11 (10)	—	地震時の避難、緊急車両の通行の円滑化に資するため、地震火災が発生した際の通行可能性を評価する技術を開発し、火災による影響を低減する、初動対応の充実化、市街地整備等の事前対策等を支援するものである。	138	地震火災時における通行可能性の評価技術に関する研究項目の終了件数 大規模地震発生時の地震火災を考慮した避難、緊急車両通行の円滑化のための事前対策検討マニュアル原案を1本作成
(30)	建築物のエネルギー消費性能の向上を目指したファサード設計法に関する研究(平成29年度)	481	12 (11)	11 (11)	11 (10)	—	建築物の省エネルギー化を更に推し進めるために、設備機器にかかる負荷自体を削減し得るファサード(外壁、屋根、窓などの外皮)の評価法及び設計法を構築する。	138	エネルギー消費性能に関するファサードの評価法、及び、設計法の開発に関する研究項目の終了件数 建築物省エネ法に向けた高度化したエネルギー消費性能評価法案及びファサード設計法(ガイドライン)案を各1本作成
(31)	下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究(平成30年度)	482	—	17 (17)	18 (1)	15	都市の実状にあった点検調査技術の選定手法及び維持管理情報の活用手法を提案することで、適切な管路マネジメントサイクルの構築の実現と管路システムの持続的な機能確保及びコスト最適化を支援する。	138	下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究項目の終了件数 下水道管路のマネジメントに関する手引き等を3本策定
(32)	大規模地震に起因する土砂災害のプレナリシス手法の開発(平成30年度)	483	—	13 (13)	13 (12)	11	地震発生時の緊急的な対応を迅速かつ効率的に進めるために想定地震における大規模な斜面崩壊を含む斜面崩壊の発生状況を地形、微地形、地盤条件、地震動特性から事前に推定することができる手法の開発を行う。	138	斜面崩壊の発生状況を事前に推定することができる手法の開発に関する研究項目の終了件数 「土砂災害危険箇所における緊急点検に関する手引き」に本研究により確立した推定手法を活用した点検方法の項目を1つ追加
(33)	建築物の外装・防水層の長寿命化改修に資する既存RC部材の評価技術の開発(平成30年度)	484	—	11 (11)	11 (11)	9	外装・防水層の改修工事における既存部材の評価方法・基準の整備及び、改修工事仕様の決定に必要な建築物の調査技術の整備を行い、外装・防水層の改修における耐久性等の要求性能の確保、改修部分の長寿命化による改修サイクルの長期化、建築物のライフサイクルコストの低減を推進することを目的とする。	138	外装・防水層の改修工事における既存部材の調査・評価方法に関する研究項目の終了件数 外装・防水層の改修工事における既存部材の調査・評価方法に関する技術資料を1本策定
(34)	緑地等による都市環境改善効果の定量的評価手法に関する研究(平成30年度)	485	—	17 (16)	16 (16)	14	都市の緑の総量が大幅に減少している状況において、緑の効用を効果的に発揮させるために、「緑の質」に着目して、都市の緑地等の多面的な効果を定量的に評価する手法を開発し、緑の保全・創出による良好な都市環境の形成を支援する。	138	緑地等による都市環境改善効果の定量的評価手法に関する研究項目の終了件数 定量的な評価に基づく緑地の保全・創出計画のためのマニュアル案1本を作成
(35)	ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化学手法の確立(平成30年度)	486	—	14 (13)	13 (13)	11	住宅・建築のバリアフリー効果の見える化学手法の確立を目的に、住環境における活動のしやすさ(=生活容易性、移動容易性、介助容易性)身体活動量を指標としたバリアフリー環境評価プログラムを用いて定量的に把握し、ライフステージに即した居住者の健康維持増進につながる技術の検討を行う。	138	ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化学手法の確立に関する研究項目の終了件数 効果的、合理的なバリアフリー改修法に関連するガイドライン(案)を1本策定
(36)	インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化(平成30年度)	487	—	1,000 (0)	— (632)	—	3次元地盤モデルの解析等を用いた高度なハザードマップの作成方法を開発し、特に重要なエリアに限定した上で、高精度なインフラ等の液状化被害の推定を行うことを目的とする。	138	インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化に関する研究項目の終了件数 高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアル一式を策定
(37)	液状化等により被災した管路に関する情報収集及び傾向分析(平成30年度)	488	—	20 (0)	— (19)	—	下水道管路施設(重要な幹線等)の耐震化は平成29年度末で50%であり、地震対策を進めるためには多くの時間、費用が必要である。当研究室では、地方自治体の耐震化の促進を支援するため、下水道管路地震被害データベースの運用公開を行っている。平成30年に発生した北海道胆振東部地震等では、多くの下水道管路施設で被害が生じたため、データベース追加、さらにその結果を踏まえた被害の傾向分析等の地震対策支援のための検討が必要である。	138	液状化等により被災した管路に関する情報収集及び傾向分析に関する研究項目の終了件数 下水道管路地震被害データベースへ、450スパンの被災情報を追加
(38)	地下水位のリアルタイム観測手法に関する検討(平成30年度)	489	—	20 (0)	— (20)	—	2018年、台風21号が北海道西岸を通過後、北海道胆振地方で震度7の地震が発生し、高潮・降雨と地震が間を置かず発生する複合災害のリスクが再確認された。盛土堤防の場合、潮位や降雨による地下水位の上昇で液状化層厚も増大し、盛土堤防の耐震性能が低下することが懸念されるため、複合災害に対応した地下水位観測のあり方を明確化し、同観測による盛土堤防の複合災害対策の推進に資することを目的とする。	138	地下水位観測・推定手法に関する研究項目の終了件数 地下水位観測・推定手法に関するガイドライン案1本を作成
(39)	地震と洪水の複合災害リスクマップの作成・提供(平成30年度)	490	—	150 (0)	— (145)	—	首都直下型地震のような巨大災害を念頭に、地震被害状況に応じた洪水被害想定を行い、さらに河川管理施設の暫定復旧により見込まれる洪水被害低減量を試算できる復旧支援計算プログラムを開発し、地震と洪水の複合災害リスクマップを作成・提供するものである。	138	地震と洪水の複合災害回避のための復旧支援計算プログラムを作成し、それを用いた洪水被害想定の実行を実施した河川数 地震と洪水の複合災害回避のための復旧支援計算プログラムを作成し、地震と洪水の複合災害リスクマップを5河川で作成・提供
(40)	危機管理型波浪うちあげ高観測技術の開発に関する研究(平成30年度)	491	—	30 (0)	— (30)	—	近年、勢力の強い台風の接近・上陸によって高潮・高波被害が頻発しており、2018年台風21号では堤防・護岸の設計高潮位よりも低い潮位にも関わらず高波によって背後地に浸水被害が生じた。現状では沖合の波高の予測値・観測値しかないことから、住民が実感できるような海岸沿いの波の高さ(波浪うちあげ高)を観測するための観測機器の基準・仕様を明確化することで、民間の観測技術の開発を促進し、同観測によって海岸における高潮・高波時の警戒避難体制に資することを目的とする。	138	危機管理型波浪うちあげ高観測技術に関する研究項目の終了件数 危機管理型波浪うちあげ高観測機器の観測基準・仕様案1本を作成
(41)	高潮と豪雨による複合型浸水発生時の減災対策のための浸水予測システム開発(平成30年度)	492	—	300 (0)	— (300)	—	近年、いままでも経験したことのないような集中豪雨や台風に伴う高潮などにより、都市圏において浸水被害が多発し、甚大な被害が生じている。そのため、都市内水被害の防止・軽減を目的に主要都市圏沿岸部(約1,000km <sup>2</sup> )の高潮浸水リスクの高い区域を対象として、局所的豪雨に伴う浸水予測情報をリアルタイムで提供できる浸水予測システムを開発するものである。	138	主要都市圏一部沿岸地域における浸水予測計算プログラムの作成及び既存浸水予測システムへの統合に関する終了面積 主要都市圏一部沿岸地域における浸水予測システムの情報提供可能区域の拡大

(42)	大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究(平成30年度)	501	—	9	9	8	東南海・南海地震など、多数の港湾で同時に甚大な被害をもたらすような大規模地震が発生した場合、港湾防災部局(国土交通省港湾局、全国の港湾管理者等)は現地からの被害報告がほとんどない中で、被害調査の優先順位、航路啓閉・緊急物資輸送経路、利用可能な係留施設を想定しつつ、初動態勢や対応方針を短時間で決定する必要がある。しかしながら、地震が夜間に発生した場合や、余震や津波により現地港湾に近づけない場合は、地震直後の現地被害情報の入手は困難であるものの、現地に立ち入らずに被災直後に被害を推定可能な確立された手法は従来存在しなかった。このため、短時間で初動体制や対応方針を速やかに決定するためには、多数の港湾における多数の係留施設の被害程度を短時間(15分程度)で推定し、かつ緊急物資輸送等の搬出入に利用できる可能性の高い係留施設を一定の精度で抽出可能な技術が必要である。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数
(43)	地理地殻活動の研究に必要な経費(平成10年度)	504	93 (86)	93 (90)	92 (86)	93	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行う測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する研究開発を実施し、地理空間情報の活用推進と豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部138に 関連	論文、発表報告等件数 中間評価若しくは終了時評価により、継続妥当(中間評価)若しくは目標達成(終了時評価)と評価された技術研究課題の割合
(44)	気象研究所(昭和31年度)	505	787 (786)	835 (834)	1,126 (1,125)	857	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	138	査読付き論文の受理数 —
(45)	鉄道技術開発・普及促進制度(平成31年度)	474	—	—	103 (103)	250	国が主体的に関与すべき鉄道の技術開発及びその技術の普及を進めるため、委託事業を行う。	138	課題の案件数 実用化された課題数の割合 3~7年前に終了した課題の実用化件数/課題件数
(46)	避難・水防に即応可能な情報伝達のための決壊覚知・氾濫実況予測に関する研究(令和元年度)	493	—	—	15 (15)	15	これまでの河川水位等に加え、氾濫状況に関する河川管理者ならではの信頼性の高い情報を提供することで、市町村などに向けた情報提供・助言のさらなる充実をはかり、水防防災意識社会の再構築に寄与し、逃げ遅れゼロを達成することを目的とする。	138	水防活動に即応できる情報提供の提案に関する研究項目の終了件数 決壊覚知・氾濫実況予測に関する手引き・仕様等を3本策定
(47)	地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術の開発(令和元年度)	494	—	—	12 (12)	10	地震発生直後から災害対応のために継続使用が求められる自治体庁舎等の拠点建築物について、地震発生直後に健全性を迅速に判定するための技術を開発することにより、地震直後に庁舎等の使用可否判断を、建築の非専門家である建物管理者が迅速かつ適切に実施できるようにすることを目的とする。	138	地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術に関する研究項目の終了件数 地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定マニュアルを1本策定
(48)	地方都市における都市機能の広域連携に関する研究(令和元年度)	495	—	—	11 (11)	11	人口減少が深刻な地方都市において、市町村単独では維持できない都市機能を分担して整備する広域連携の仕組みが求められていることから、地方都市における都市機能の広域連携の計画作成を支援するため、主に交通の観点から広域連携の課題を把握し、改善する手法をとりまとめた手引きを作成する。	138	地方都市における都市機能の広域連携に関する研究項目の終了件数 地方都市における都市機能の広域連携に関する手引き等を1本策定
(49)	重要インフラの即時被害検知・強震モニタリングシステムの開発(令和元年度)	496	—	—	300 (91)	—	液状化が生じる地盤上にある既設橋や土工構造物等の中には、液状化によって被害を受けるおそれのあるものがある。これらのインフラが被災した場合、災害後の二次被害や緊急活動の遅延に直結するため、被害の早期発見が必要となる。また、液状化が生じる地盤上における橋や土工構造物全体の複雑な地震時挙動を解明し、その結果を踏まえた構造物の設計法・対策法の開発も併せて必要である。そこで、重要インフラの地震時の即時被害検知及びインフラ全体の挙動データの取得が可能な即時被害検知・強震モニタリングシステムを開発することを目的とする。	138	インフラの即時被害検知技術に関する研究項目の終了件数 データの取得が可能なモニタリングシステムを30ケース実装する。
(50)	下水処理場の応急復旧対応を再現可能な下水処理実験施設整備及び検討(令和元年度)	497	—	—	30 (0)	—	令和元年台風第19号による外水氾濫により、下水処理場が水没し、処理機能が喪失する事態が発生したことから、同様な被害を受けた場合、下水処理場の最低限の機能を確保しつつ、段階的な復旧のための簡易処理の運転管理手法等を早急に確立することを目的とする。	138	下水処理場の応急復旧対応を再現可能な下水処理に関する研究項目の終了件数 災害時における下水の排除・処理に関する考え方(案)の改定に資する技術資料の作成
(51)	洗掘の被害を受ける可能性が高い道路橋の抽出と改造マニュアルの開発(令和元年度)	498	—	—	50 (0)	—	台風による洗掘の被害を受けて、安価で、かつ、今後の被害への抑制効果が見込める補強方法を兼ね備えた道路橋の現位置改良方法に向けた調査・計画等の開発を行う。	138	洗掘の被害を受ける可能性が高い道路橋の抽出と改造マニュアルに関する研究項目の終了件数 橋の限界状態設計法のメリットを活かした道路橋の改造復旧マニュアル一式を策定
(52)	建築物の外装材及び屋根の耐風性能向上に資する調査研究(令和元年度)	499	—	—	50 (0)	—	本研究では、令和元年台風第15号(房総半島台風)によって強風に対するぜい弱性が顕在化した建築物の各種外装材と木造屋根を対象に、被害実態を把握したうえで耐風性能向上に資する仕様と試験評価法を検討する。そして、検討の結果を既存の業界ガイドライン等に反映させて建築基準法令を補完する技術資料とし、強風に対する構造関係規定のあり方の明確化と耐風設計の整備の促進を図ることを目的とする。	138	「建築物の外装材及び屋根の耐風性能向上に資する調査研究」に関する研究項目の終了件数 外装材・木造屋根に関する耐風性能向上に資する技術資料を1本策定
(53)	沿岸域における環境保全技術の効果的活用のための評価手法の開発(令和元年度)	502	—	—	8 (8)	8	造成干潟や生物共生型港湾構造物等の環境保全技術の従来の評価手法は、水質・生物等のモニタリングデータに基づく、水質改善効果や生物量の増加効果等の評価が主であり、生態系サービスの観点では過小評価となっている。一方、既往の生態系サービスに基づく評価手法では、全体のサービスの価値は評価できても、サービスの価値と自然環境・社会環境を結びつけて評価していないため、その価値を高める自然環境・社会環境における対策を導くことができない。また、地域の特性に応じて価値の高いサービス及び自然環境・社会環境は異なるにもかかわらず、その違いを整理できていないため、地域特性を評価に適切に反映できていない。そこで本研究では、自然環境・社会環境及び地域特性を考慮でき、環境保全技術の効果的活用を評価する評価手法を開発する。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数
(54)	コンテナ船の定時性向上に資するターミナル混雑度指標の開発(令和元年度)	503	—	—	7 (7)	10	超大型コンテナ船の大量就航により、特定ターミナルに混雑が集中し、コンテナ船の定時性を大幅に低下させている。我が国のターミナルにおいてコンテナ船の待待ちが頻発しないように、かつ、我が国の荷主が定時性の高いコンテナ航路を選択できるように、世界の混雑が激しいターミナルの利用率や待待ち状況を詳細に把握し、その関係性を評価することにより、定時性確保の目安となるターミナル利用率を開発する。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数
(55)	港湾建設現場の省人化・生産性向上の推進に資する新技術の現場実証事業(令和2年度)	新02-0057	—	—	—	—	建設分野において、大胆な効率化等に向けて、リアルデータを積極的に活用し公共事業等のデジタル化に踏み込み、施策の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を契機に、感染拡大防止につながるリモート化、省人化に取り組むことにより、抜本的な生産性の向上を期するDXを加速する。	—	監督・検査等の要領策定数 出来形を安全に計測し可視化するとともに、監督・検査等の要領を策定する。
(56)	検査時等の情報収集能力向上に必要な経費(令和2年度)	新02-0058	—	—	—	—	関係者の感染リスク軽減や情報収集の迅速化を図るため、検査を集約する可能性のある港湾に、デジタル画像等によりリモートかつリアルタイムでの船舶周辺の情報収集を可能とすることを目的とする。	—	ライブカメラの設置 検査を集約する可能性のある港湾に船舶周辺の情報収集・共有のための整備を行う
(57)	建築物と地盤に係る構造規定の合理化による都市の再生と強靱化に資する技術開発(令和2年度)	新02-0054	—	—	—	72	建築物を円滑に更新するための構造規定の合理化に向けて、建築物の更新時に支障となる従前建築物の杭(既存杭)の有効活用や既存の宅地擁壁の耐震化を促進するために必要な技術開発を行い、都市の再生と強靱化や設計・施工に係る生産性向上を図ることを本技術研究開発の目的とする。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数:2件(令和2年度) 既存杭等の有効活用の促進に向けた技術基準案、ガイドライン案等の策定数

(58)	自動運転空港除雪車両の導入に関する研究(令和2年度)	新02-0059	-	-	-	3	特殊性を考慮した空港除雪の車両の自動化による空港除雪の省力化・効率化を目指し、自動化に向けた技術的課題の整理、導入した際の運用方法、評価手法の開発を行う。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数
(59)	現場の環境変化を考慮した土木施工の安全対策の高度化に関する研究(令和2年度)	新2-0060	-	-	-	8	全産業での死亡災害の1/3を占める建設業において、その建設現場をとりまく各種環境の変化(就業者の高齢化・多国籍化、猛暑日の増加など)が進み、災害発生リスクが上昇している。この環境変化に対応出来るよう、リスクアセスメント手法を適用した安全対策の導入促進に向けた検討を行う。	138	現場の環境変化を考慮した土木施工の安全対策の高度化に関する研究項目の終了件数 土木施工の安全対策に関するマニュアル等へ1件反映又は策定
(60)	スマートシティ推進支援のための主要な都市問題解決に係る計画評価技術の開発(令和2年度)	新2-0061	-	-	-	11	都市の抱える諸問題の解決に向けて、地方公共団体がIoT等新技術の活用(スマートシティ化)による主要な都市問題解決の方向性について検討する際の支援を目的として、都市の諸問題(ニーズ)の解決に対応可能な新技術(シーズ)の体系的整理と、新技術の活用による主要な都市問題解決効果に係る計画評価手法※の開発を行う。(※今後の技術的展開に応じて随時バージョンアップを実施)	138	スマートシティ推進支援のための主要な都市問題解決に係る計画評価技術の開発に関する研究項目の終了件数 新技術活用による主要な都市問題解決効果に係る簡易計画評価シート1本、及び同評価マニュアルを1本作成
(61)	空き家の管理不全化に対する予防的対策効果の定量化に関する研究(令和2年度)	新2-0062	-	-	-	10	国及び市町村における空き家の管理不全化の予防的対策の推進に向けた技術的根拠を提示するため、管理不全化した場合の将来負担コストと比較した、予防的対策の効果を定量的に把握するための手法を開発する。	138	空き家の管理不全化に対する予防的対策効果の定量化に関する研究項目の終了件数 予防的対策ガイドライン案(国の指針案)を1本策定する。また、管理不全化の予防的対策効果の定量的評価ツールを1本策定
(62)	災害後における居住継続のための自立型エネルギーシステムの設計目標に関する研究(令和2年度)	新2-0063	-	-	-	11	エネルギー供給源の多様化・分散化により、災害後において自宅での居住継続を可能とすることを目的に、居住継続に必要な電力用途を明確にするとともに、災害後の居住継続に関して自立型エネルギーシステムに対する住宅設計上の要求事項を定量化し、設計ガイドラインの作成に向けて設計目標として整理する。	138	災害後における居住継続のための自立型エネルギーシステムの設計目標に関する研究項目の終了件数 災害後における居住継続のための自立型エネルギーシステムの設計目標の原案を1本策定
(63)	非住宅建築物の防火性能の高度化に資する新しい性能指標および評価プログラムの開発(令和2年度)	新2-0064	-	-	-	10	非住宅建築物(物流倉庫、行政庁舎、病院等)の防火性能を総合的に評価する指標(等級)およびその評価プログラムを開発し、高い防火性能を確保する利点を、同指標を用いて分かりやすく分析・整理する。さらに、同指標の解説と、防火設計事例を示したガイドラインを作成・公表することで、研究成果の社会実装を行う。	138	「非住宅建築物の防火性能の高度化に資する新しい性能指標および評価プログラムの開発」に関する研究項目の終了件数 新しい防火性能指標を活用した防火設計マニュアルを1本策定
(64)	下水道管路の防災・減災技術の開発に関する実態調査(令和2年度)	新2-0065	-	-	-	90	近年、施設能力を超える雨水の流入に伴い、下水道管路、ポンプ場の被害が顕在化している。本研究では、緊急輸送路等に敷設された下水管等が被災することによる交通機能障害等のリスクを低減させるため、大雨時の下水道管路・ポンプ場の被災リスク低減を図ることにより、下水道管理者が行う復旧活動の迅速化を支援する。	138	大雨時の下水道管路の施設被害対策に関する研究項目の終了件数 大雨時の下水道管路の施設被害対策に関する技術資料を1本策定
(65)	免疫性を考慮した降雨指標に応じた崩壊生産土砂量の予測に関する検討(令和2年度)	新2-0066	-	-	-	24	平成29年九州北部豪雨や平成30年7月豪雨等において、土砂・洪水氾濫被害が顕発している。土砂・洪水氾濫は斜面崩壊が多発した地域で発生し甚大な被害をもたらすため、崩壊土砂量を精度良く予測する必要があるが、斜面崩壊の発生・非発生は不確実性が高く、過去の降雨履歴が一因として影響していることが考えられる。近年、気候変動による影響が顕在化しつつあることから、過去の降雨履歴(免疫性)を考慮した降雨指標に基づく崩壊土砂量予測の精度の向上を図ることを目的とする。	138	免疫性を考慮した降雨指標に基づく崩壊土砂量の予測に関する研究項目の終了件数 「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き(案)」に関する技術資料を1本策定
(66)	斜面・対策施設下部が全面的に水没した場合の崩壊危険度の評価手法の検討(令和2年度)	新2-0067	-	-	-	30	近年の豪雨災害により大規模な氾濫・浸水が発生し急傾斜地及びその対策施設下部が全面的に水没する事象が発生している。急傾斜地において斜面下部が水没した場合に斜面が不安定化するタイミングと度合いを評価する必要がある。また、法枠工、擁壁工等の急傾斜地崩壊対策施設が設置されている場合には、施設設計上想定されている斜面の土質強度が得られなくなり、斜面内の排水が出来なくなることで、斜面の安定性を確保する施設機能が十分に発揮されないリスクを定量化する必要がある。	138	内水氾濫後の急傾斜地崩壊対策施設リスク評価に関する研究項目の終了件数 内水氾濫後の急傾斜地崩壊対策施設リスク評価に関する実態調査結果1件を公開
施策の予算額・執行額			22,682 (21,056)	25,881 (20,586)	29,203	31,078	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標		4.2 情報化を推進する							担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 橋本 亮二 行政情報化推進課長 二俣 芳美			
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。							施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	1.1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度										
139 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数		0件	平成24年度	3件	2件	0件	2件	2件		0件	毎年度	近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生リスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要のため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなくゼロとすることを旨とし、目標値を0件として設定した。					
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)													
(1) 国土交通省所管事業者等への情報セキュリティ対策経費(平成28年度)	0506	8 (8)	5 (5)	14 (14)	5	サイバー空間と実空間との一体化が進展する中、重要インフラ事業者だけでなくそれ以外の事業者に対しても、深刻な影響が生じる可能性が高まることから、重要インフラ以外の事業者が実施すべき情報セキュリティ対策をまとめたセキュリティチェックリストを作成し、サイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策の早期実施を促す。				-	重要インフラ事業者以外の事業者への調査件数(R2年度活動見込:36) 重要インフラ事業者以外の事業者における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数について、限りなくゼロとすることを旨とする。						
(2) 都市行政情報データベース運営経費(平成14年度)	507	4 (3)	4 (3)	4 (4)	4	行政や民間の諸活動の基盤となる土地利用規制や都市インフラに関する基礎的な情報である都市計画データを中心とした、都市行政に関する各種データを収集・整理・集約化し提供する。				-	都市行政情報データベース改修・運営業務発注件数(R2年度活動見込:1) 都市行政データの安定的な提供を維持するため、成果指標としてホームページへの過去最高アクセス数を更新していくことを毎年の目標とする。						
施策の予算額・執行額		3,862 (3,762)	3,427 (3,337)	3,962	12,684	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)				サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定) 4目的達成のための手段 4.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現							
備考																	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標	43 国際協力、連携等を推進する							担当部局名	総合政策局		作成責任者名	国際政策課長 中山 理映子 海外プロジェクト推進課 小笠原 憲一		
施策目標の概要及び達成すべき目標	①インフラシステムの海外展開という観点から、関係機関と連携して、案件発掘・形成調査やトップセールス等の多面的な戦略的施策を推進する。 ②良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の国際協力・支援を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	12 国際協力、連携等の推進		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
	初期値	目標値 設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度								元年度
我が国企業のインフラシステム関連海外受注額 * 140 (①121【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)	①1兆円 ②4500億円	平成22年度	①1.7兆円 ②1.3兆円	①1.5兆円 ②1.3兆円	①1.9兆円 ②1.7兆円	①1.9兆円 ②2.2兆円	①2.1兆円 ②集計中	①2.0兆円 ②7兆円	令和2年度	「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①121【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期に渡る我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け勇躍に機能しているか検証することができる。過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、令和2年度において、①は2兆円、②は7兆円の合計9兆円を目標値として設定した。				
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 建設分野における国際協力、 連携の推進 (平成19年度)	508	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)	486	446	328	455	相手国の課題を共有し本邦技術・ノウハウ・制度の紹介等を行う政府間協議の実施や、本邦建設技術の優位性を活かした案件形成促進のためのセミナー等の開催、本邦企業の受注獲得に繋がる案件発掘・形成のための調査、相手国の課題やニーズを把握する調査、官民が一体となって戦略的に海外展開を進めるために必要となる一元的な情報収集・分析を行うもの。				140	主に途上国を対象として、建設分野における国際協力、連携の推進のために行った調査、セミナー、国際会議等の業務発注件数  ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額
(2) 交通関係国際会議等に必要 な経費 (平成13年度)	509	58	57	47	44	交通分野全体にわたる国際的な枠組みであるITFやAPECの下に設置された交通大臣会合等を積極的に活用し、交通分野における世界的な課題の解決を図る。また、これらの国際的な枠組みを活用し、世界における我が国の存在感の維持・拡大を図ると共に、我が国の高質な交通インフラの普及に向けた効果的な取り組みを行う。				140	国際的な協調・連携を推進するために行ったAPEC、ITFなどの国際会議等に関連する事業の発注件数  ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額 ④ITF・APEC担当大臣会議及び付随会合において日本側の主張を表明した数。			
(3) 国際交通分野における途上 国の経済活性化と我が国企画 競争力強化のための支援 (昭和48年度)	510	959	920	1,299	1,321	①トップセールスの展開、我が国技術の活用につなげる案件発掘・形成調査、実証実験等により、日本企業の海外展開を支援する。また、我が国の技術や規格の国際標準化に向けた国際機関へのはたらきかけや、相手国におけるセミナー、研修等に取り組む。 ②日ASEAN交通連携に基づく「日ASEAN交通大臣会合」や中国・韓国等二国間の交通次官級会合・多国間・二国間協議を開催し、政策協調や課題の解決を図る				140	①単年度で終わらず、翌年度以降のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査の件数 ②政務レベルによるトップセールス件数  ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額			

(4) 国際社会における交通連携の確保 (平成25年度)	511	41  (35)	39  (29)	40  (37)	38	海運事故を減少させるための安全制度の改善、原油等の海上輸送にとって不可欠な海賊対策能力の向上、航空機爆破テロを未然に防止するための航空セキュリティ体制構築、途上国の環境に対する行動計画の実施等、諸課題の解決に向かって途上国等の関係者を対象に現地セミナーや専門家会合、ベストプラクティス集やマニュアルの作成、現地踏査を踏まえた対策の検討等を行う。	140	国際社会における交通連携を確保するために行った調査、研修、国際会議等の発注件数  ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額 ④日ASEAN交通大臣会合共同声明に盛り込まれた成果の数
(5) 官民連携による海外インフラ展開の推進 (令和元年度)	512			51  (51)	61	競合国に先んじて案件の発掘を行うための調査を実施し、現地調査、セミナー、政府間対話等を通じた相手国政府への働きかけを行う。また、相手国の対象プロジェクトの基本計画について、我が国の技術の優位性が活用できる内容となるよう、水資源機構及び日本下水道事業団の有する幅広い知見やノウハウを活用し、プロジェクトの企画・構想段階から官民連携による参画を図るとともに、我が国の技術を活かしたプロジェクト提案を行うための調査を実施する。	140	国内外で開催した現地調査、セミナー、政府間対話等の数  ①我が国企業の下水道分野における海外受注案件数 ②我が国企業の水資源分野における海外受注件数
(6) 国際港湾機関分担金 (昭和30年度)	513	2  (2)	2  (2)	2  (2)	2	港湾に関連した国際的な機関への分担金。現在、国際航路協会(PIANC)、国際港湾協会(IAPH)、国際荷役調整協会(ICHC)に加盟しており、各機関の規約で定められた年会費を支払うもの。	140	国際航路協会(PIANC)、国際港湾協会(IAPH)、国際荷役調整協会(ICHC)の総会等参加回数  ①幹部職員に占める日本人の数 ②(当該国際機関に派遣している日本人幹部職員数の総和)/(当該国際機関の幹部職員数の総和)
施策の予算額・執行額	1,552 (1,427)	1,468 (1,330)	1,832	1,866	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし		
備考								

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-44)

施策目標	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する							担当部局名	官庁営繕部			作成責任者名	計画課長 秋月 聡二郎		
施策目標の概要及び達成すべき目標	行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値					評価結果		目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
141 官庁施設の耐震基準を満足する割合	89%	平成26年度	90%	91%	92%	93%	94%		95%	令和2年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を令和2年度度の目標値とした。				
142 保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合)	87%	平成29年度	64%	75%	87%	92%	93%		90%	令和2年度	評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、90%を令和2年度度の目標値とした。				
142 保全状態の良好な官庁施設の割合等(②官庁営繕-②関係基準類等の策定事項数)	54事項	平成28年度	52事項	54事項	57事項	65事項	66項目		65事項	令和2年度	「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日 社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、下記の項目についての基準等の策定事項数65事項を令和2年度度の目標値とした。				
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 官庁営繕費(昭和26年度)	514	28,179 (21,591)	25,781 (17,419)	31,060 20,771	18,747	建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保と防災機能の強化を図るため、官庁施設の耐震化等を推進するとともに、既存官庁施設において、最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所や経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。					141	-			
(2) 官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費(平成18年度)	515	146 (134)	169 (150)	189 172	184	大臣官房官庁営繕部においては、官庁施設の適正かつ効率的な整備・保全を推進するため、各種技術基準等の作成や保全指導を行っている。本事業は、環境負荷低減や安全・安心の確保等、時代とともに変化する行政ニーズを的確に施策に反映するため、各種技術基準等の制定や改定に必要な調査・分析・検討等を行うとともに、各省各庁の施設管理者による保全業務の適正化を図るため、官庁施設の保全状況の把握・分析や保全業務に対する技術的な指導・支援を行うものである。					142	-			
施策の予算額・執行額		28,325 (21,725)	25,950 (17,569)	31,249 20,943	18,931	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)					なし				
備考															